

令和5年度

# 事務事業概要



立会川緑道（道路課）



品川区 防災まちづくり部

# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 品川区防災まちづくり部組織図         | 1  |
| 品川区のまちづくり行政の概要         | 2  |
| 事務分掌                   | 4  |
| 他課との連携事業一覧             | 9  |
| <b>土 木 管 理 課</b>       |    |
| 1. 交通安全対策事業            | 13 |
| 1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営 | 13 |
| 2 交通安全の啓発事業等           | 14 |
| 3 違法駐車防止対策事業           | 15 |
| 4 交通安全協会補助事業           | 15 |
| 5 路外駐車場に関する諸届の受理       | 15 |
| 6 区民交通傷害保険             | 15 |
| 7 シェアサイクル事業            | 16 |
| 2. 道路等の管理              | 17 |
| 1 道路等の現況と管理            | 17 |
| 2 公園等の現況と管理            | 21 |
| 3 窓口業務                 | 22 |
| 3. 区道等の監察・屋外広告物取締り     | 23 |
| 1 区道等の監察               | 23 |
| 2 屋外広告物取締り             | 23 |
| 4. 道路等境界確定・地籍調査        | 24 |
| 1 道路・公園等公有地管理          | 24 |
| 2 地籍調査事業               | 25 |
| 3 公共基準点整備事業            | 26 |
| 5. 道路占用等の事務・掘削調整       | 27 |
| 1 道路占用等の許可・指導監督        | 27 |
| 2 道路工事調整協議会            | 28 |
| 3 屋外広告物の許可             | 28 |
| 4 道路工事の施行承認・指導監督       | 29 |
| 5 沿道掘削工事の審査・指導監督       | 29 |
| 6 道路管理システムによる効率的な業務推進  | 30 |
| 6. 放置自転車対策事業           | 31 |
| 1 自転車等駐車場の設置           | 31 |
| 2 自転車等の放置防止対策          | 32 |
| 3 リサイクル事業              | 33 |
| <b>道 路 課</b>           |    |
| 1. 道路等の維持管理            | 34 |
| 1 道路維持管理               | 34 |
| 2 交通安全施設整備             | 35 |
| 3 電気設備等の設置管理           | 37 |
| 2. 道路改良事業              | 38 |
| 1 路面等改良事業              | 38 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 3. 道路整備事業                | 41 |
| 1 都市計画道路事業               | 41 |
| 2 無電柱化推進事業               | 42 |
| 4. 橋梁等の維持管理              | 43 |
| 1 橋梁等の維持管理               | 43 |
| 5. 橋梁改修事業                | 43 |
| 1 橋梁改修事業                 | 43 |
| 6. 用地取得                  | 45 |
| 1 用地取得                   | 45 |
| <br><b>公 園 課</b>         |    |
| 1. 水とみどりの基本計画・行動計画       | 46 |
| 1 計画の目標と基本方針             | 46 |
| 2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）    | 47 |
| 1 区民のみどりづくり支援            | 47 |
| 3. 公園・児童遊園整備事業           | 52 |
| 1 公園・児童遊園の新設、改修等         | 52 |
| 2 立会川・勝島地区事業認可等業務        | 54 |
| 3 Park-PFI 導入に向けた調査・検討   | 54 |
| 4. 公園・児童遊園の維持管理          | 55 |
| 1 公園・児童遊園の維持管理           | 55 |
| 5. 公衆便所・公園便所の維持管理        | 57 |
| 1 公衆便所・公園便所の維持管理         | 57 |
| 6. しながわ水族館               | 57 |
| 1 しながわ水族館運営支援            | 57 |
| 2 しながわ水族館リニューアル          | 58 |
| <br><b>河川下水道課</b>        |    |
| 1. 水辺の活用                 | 60 |
| 1 河川・運河の利用促進             | 60 |
| 2 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発 | 61 |
| 3 ヒカリの水辺プロジェクト           | 62 |
| 2. 河川および運河の水質改善          | 63 |
| 1 立会川の水質改善               | 63 |
| 2 目黒川の水質改善               | 64 |
| 3. 治水対策                  | 65 |
| 1 雨水流出抑制の指導              | 66 |
| 2 雨水流出抑制助成事業             | 66 |
| 3 雨水利用タンク設置助成事業          | 67 |
| 4 防水板設置工事助成事業            | 67 |
| 5 津波・高潮対策事業              | 68 |
| 6 関係機関との連携               | 68 |
| 4. 下水道施設建設               | 69 |
| 1 排水施設建設事業               | 69 |
| 2 下水道管改修事業               | 74 |

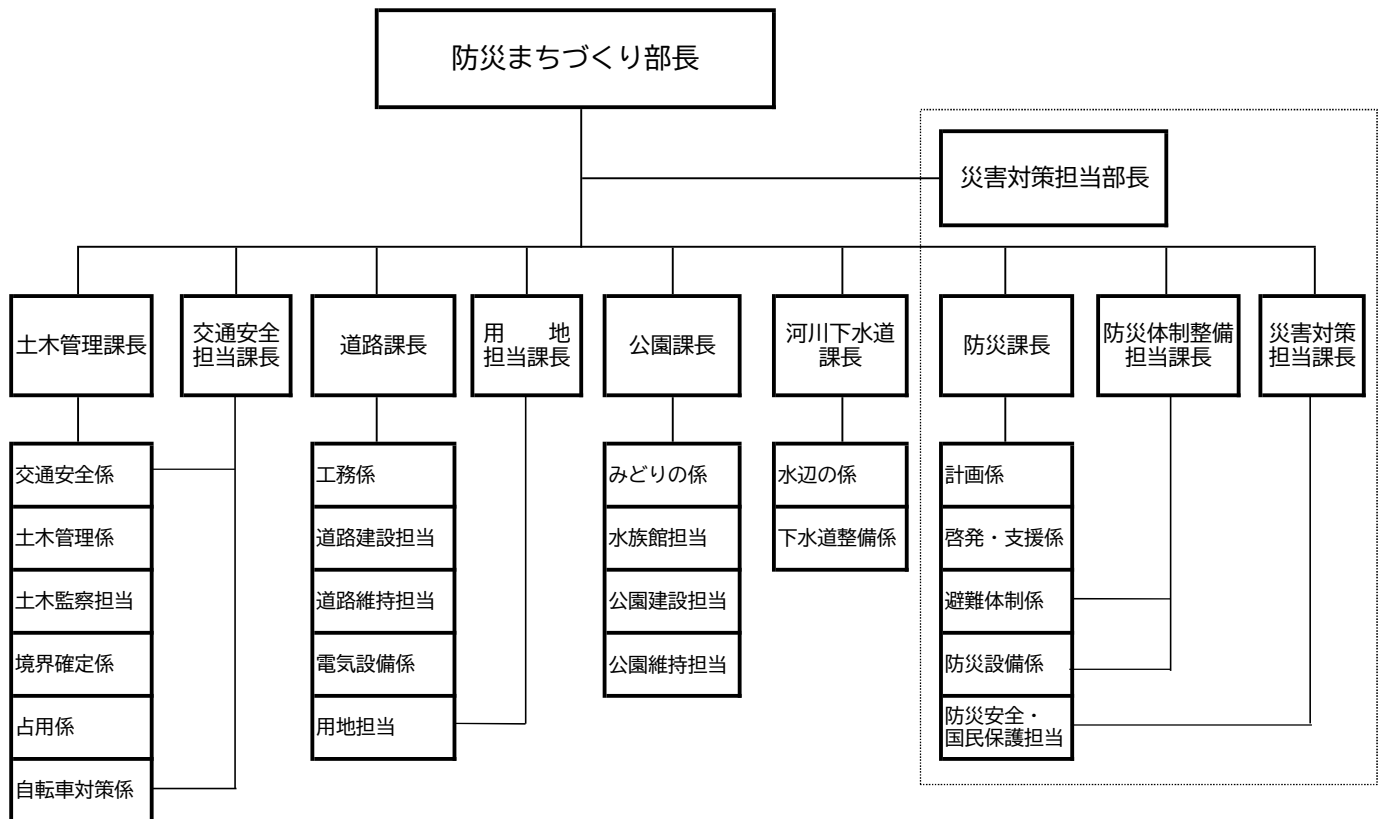
## 防 災 課

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 防災関連計画の整備           | 77  |
| 1 防災会議                 | 77  |
| 2 防災関連計画               | 77  |
| 2. 防災関係組織の育成・支援        | 78  |
| 1 防災区民組織育成             | 78  |
| 2 避難行動要支援者支援           | 79  |
| 3 防災協議会の支援             | 80  |
| 4 消防団支援                | 80  |
| 5 防火防災対策助成             | 81  |
| 3. 区民・事業者等への防災教育の充実    | 81  |
| 1 しながわ防災体験館            | 81  |
| 2 防災フェア                | 84  |
| 3 しながわ防災学校             | 85  |
| 4 マンションにおける防災対策の強化     | 87  |
| 5 その他普及教育関連事業          | 88  |
| 4. 防災体制の整備             | 89  |
| 1 初動体制の整備              | 89  |
| 2 被災者生活再建支援システム        | 90  |
| 3 医療救護体制整備             | 91  |
| 4 災害時ボランティアセンター        | 92  |
| 5. 防災訓練の充実             | 92  |
| 1 総合防災訓練               | 92  |
| 2 区内一斉防災訓練             | 93  |
| 3 区職員・関係機関による訓練        | 93  |
| 6. 地域・関係機関との連携         | 96  |
| 1 事業所の地域協力             | 96  |
| 2 災害時協力協定              | 96  |
| 3 自衛官募集事務              | 97  |
| 7. 避難所の生活環境の向上         | 98  |
| 1 避難所管理                | 98  |
| 2 災害時応急物資確保            | 99  |
| 8. 駅周辺帰宅困難者対策の推進       | 104 |
| 1 帰宅困難者対策の整備           | 104 |
| 2 一時滞在施設・帰宅困難者用備蓄物資の確保 | 106 |
| 9. 災害時における情報収集および発信    | 106 |
| 1 防災情報通信体制の整備          | 106 |
| 2 全国瞬時警報システム（Jアラート）    | 107 |
| 3 防災情報配信               | 107 |
| 10. 初期消火体制強化・通電火災の抑制   | 108 |
| 1 感震ブレーカー補助            | 108 |
| 2 初期消火体制の強化            | 110 |
| 11. 国民保護               | 112 |
| 1 国民保護協議会              | 112 |
| 2 国民保護計画               | 112 |
| 3 国民保護に関する啓発           | 112 |

|                    |       |     |
|--------------------|-------|-----|
| 1 2. 実際に起こった災害への対応 | ..... | 113 |
| 1 災害対策本部などの対応状況    | ..... | 113 |
| 2 弔慰金・見舞金の支給       | ..... | 113 |
| 1 3. 災害復旧特別会計      | ..... | 114 |

# 品川区防災まちづくり部組織図

(令和5年4月1日現在)



| 課名     | 係名          | 合計人数 | 事務職 | 技術職 | 再任用 | 会計年度任用 |
|--------|-------------|------|-----|-----|-----|--------|
| 土木管理課  | 交通安全係       | 11   | 9   | 1   |     | 1      |
|        | 土木管理係       | 8    |     | 4   | 2   | 2      |
|        | 土木監察担当      | 3    |     | 2   |     | 1      |
|        | 境界確定係       | 6    |     | 6   |     |        |
|        | 占用係         | 7    | 2   | 4   |     | 1      |
|        | 自転車対策係      | 5    | 3   | 1   |     | 1      |
|        | 小計          | 40   | 14  | 18  | 2   | 6      |
| 道路課    | 工務係         | 6    | 1   | 5   |     |        |
|        | 道路建設担当      | 5    |     | 5   |     |        |
|        | 道路維持担当      | 13   |     | 10  | 2   | 1      |
|        | 電気設備係       | 4    |     | 4   |     |        |
|        | 用地担当        | 3    | 2   | 1   |     |        |
|        | 小計          | 31   | 3   | 25  | 2   | 1      |
| 公園課    | みどりの係       | 8    | 1   | 5   |     | 2      |
|        | 水族館担当       | 1    |     | 1   |     |        |
|        | 公園建設担当      | 5    |     | 5   |     |        |
|        | 公園維持担当      | 10   |     | 7   | 2   | 1      |
|        | 小計          | 24   | 1   | 18  | 2   | 3      |
| 河川下水道課 | 水辺の係        | 7    | 1   | 5   | 1   |        |
|        | 下水道整備係      | 6    |     | 5   |     | 1      |
|        | 小計          | 13   | 1   | 10  | 1   | 1      |
| 防災課    | 計画係         | 9    | 9   |     |     |        |
|        | 啓発・支援係      | 13   | 5   |     |     | 8      |
|        | 避難体制係       | 6    | 6   |     |     |        |
|        | 防災設備係       | 3    | 2   | 1   |     |        |
|        | 防災安全・国民保護担当 | 5    | 5   |     |     |        |
|        | 小計          | 36   | 27  | 1   | 0   | 8      |
| 合計     |             | 144  | 46  | 72  | 7   | 19     |

※土木管理課交通安全係に防災まちづくり部長、災害対策担当部長、交通安全担当課長を含む

※防災課計画係に防災体制整備担当課長、災害対策担当課長を含む

※用地担当課長は道路課長が兼務する。

※技術職＝土木造園（土木）、土木造園（造園）、電気

# 品川区のまちづくり行政の概要

～「新時代のしながわ」を目指して～

新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に落ち着きつつあるなかで、防災、まちづくりにおいても、これまでの取り組みに加えて社会環境や区民意識の変化、ポストコロナを見据えた新時代のしながわを切り開いていくことが求められています。

私たち防災まちづくり部では、新時代のしながわにふさわしい防災、まちづくり施策を進めるとともに、区各部局の新たな施策についてもハード面からのサポートを行ってまいります。また、長期基本計画の着実な実現に向けて、災害に強いまちづくりや区民生活を支える道路や橋、公園、河川などの適切な維持管理やさらなる活用等、未来につながる施策を区民とともに計画的に事業展開を行ってまいります。

これからも社会経済情勢の変化を的確にとらえながら、区民が望む施策展開をより効果的、効率的に進めていくために、創意工夫を重ね、臨機応変な対応力を持ち、またSDGsの視点を念頭に置いて、都市のインフラ整備や管理、区民の生命・財産に直結する災害対応を着実に進めてまいります。

## 1. 災害に強いまちづくり

平成26年度に防災の基本理念を示した「品川区災害対策基本条例」を施行しました。本条例では「自助」・「共助」および「公助」の理念に基づき、区民、防災区民組織および事業者が役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることを目標にしています。



このため、情報伝達、初期消火、医療救護、避難所運営等の体制整備や様々な普及・啓発、防災訓練等の充実に取り組んでまいりました。

令和4年度は、東京都との合同総合防災訓練を45年ぶりに実施し、災害時における都、警察、消防、自衛隊、事業者等関係機関との連携強化ならびに区民に対する防災意識の向上を図りました。また、平常時の備蓄物資管理および輸送を一貫して行う体制を確立し、災害時の確実な物資輸送に繋げてまいりました。さらにドローンやスマホアプリ、防災ラジオの活用などによる災害時の情報収集・発信体制の強化を行いました。

令和5年度は、東京都の最新の被害想定に合わせて品川区地域防災計画の大規模修正を実施します。修正にあたり、国・都の動向などを反映させ、多様化する避難に関する基本的な考え方などを見直します。また、広く区民の意見を取り入れ、さらに実効性の高い計画へと修正してまいります。

## 2. 暮らしを守る安全で快適な道路

昨年区内の年間交通事故死傷者数は999人に達し、依然として多くの方が交通事故に遭われています。区は令和3年度に策定した「第11次品川区交通安全計画」に基づいて、引き続き様々な交通安全対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。



また、自転車の利用ニーズが高まっている昨今、歩行者の通行や災害時の緊急活動に支障をきたす放置自転車の対策を引き続き実施し、

新たな交通手段としてのシェアサイクル事業を推進するなど、安全で快適な自転車の活用を今後も進めてまいります。

道路整備については、区民が安心して通行できるように、維持管理やバリアフリー化、交通安全施設の整備、街路灯のLED化を含めた建替え等を進めてまいります。

さらに、交通ネットワークの形成ならびに道路の防災性および安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備、無電柱化の推進、橋梁の点検・修繕などを実施してまいります。加えて、日常管理においては、「しなみちレポート」を活用して、区民要望に迅速に対応をしてまいります。

### 3. みどり豊かな都市をつくる

区内の「みどり」は、広い敷地の宅地が分割されるなど住宅地のみどりを増やすことは難しい状況ですが、「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、みどりに関する区民満足度やみどり率の向上を図り、区民とともにみどりづくりを進めてまいります。

「みどり」は、潤いある快適な生活に不可欠なものであり、緑化の推進、公園や樹木の適切な維持管理を進めていきます。重要なみどり空間である公園については、区民の様々なニーズに応えるため、多様な手法を用いて整備や管理を進めてまいります。公園の新設や改修を行う際は、子どもたちからのアイデアや地域の声を聴くなど、みんなに愛される公園づくりを念頭に、安全で明るく快適で利用しやすい施設として整備しています。

貴重なみどりを次の世代に引き継いでいくため、区民自らが土やみどりに関わっていただけるボランティア制度やマイガーデンの整備など、参加しやすい場や機会を提供し、品川のみどりを増やしていく取り組みも進めてまいります。

また、区民のみなさまから愛されている水族館をさらに魅力的な施設としていくため、リニューアルに向けた取り組みを進めてまいります。



### 4. 豊かな都市生活を支える河川と下水道

区内には、運河や目黒川、立会川等の水辺空間は多く有するものの、区民が直接、水に親しめる空間は限られています。区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、水辺空間の整備等を進めてまいります。具体的には、河川清掃や下水道施設の整備等による河川や運河の水質改善を図ることや、区有船着場を災害時に傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時に舟運の活性化や水辺のにぎわい創出に活用するための管理・運営に取り組んでいます。



また、近年、時間 50 ミリを超えるような局地的集中豪雨により、浸水被害が頻発しております。区では総合的な治水対策として、雨水の貯留や浸透など雨水流出抑制事業を進めるとともに、東京都から下水道事業の一部を受託し、区自ら浸水対策等の下水道工事を実施することで、浸水被害の軽減を図っています。

# 事 務 分 掌

## 土木管理課

### 交通安全係

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 交通安全対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 交通安全の啓発に関すること。
- 7 交通安全対策会議および交通安全協議会に関すること。
- 8 違法駐車等の防止に関すること。
- 9 路外駐車場の届出に関すること。
- 10 部内他課、係に属しないこと。

### 土木管理係

- 1 区道、公園等の財産管理に関すること。
- 2 区道等の認定、変更および廃止に関すること。
- 3 公園、児童遊園および公衆便所の設置、変更および廃止に関すること。
- 4 道路台帳等の補正および閲覧ならびに道路幅員等の証明に関すること。

### 土木監察担当（主査）

- 1 区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去に関すること。
- 2 違反広告物の取締りに関すること。

### 境界確定係

- 1 区道、公園等の境界の確定に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の設置および管理に関すること。

## 占用係

- 1 区道、河川、公園等の占用許可等に関する事。
- 2 区道（電線共同溝を含む。）、河川、公園等の占用工事等に係る指導監督に関する事。
- 3 道路工事調整協議会に関する事。
- 4 屋外広告物の許可に関する事。
- 5 占用料、使用料、手数料および道路復旧費の徴収に関する事。
- 6 道路工事施行承認に関する事。
- 7 沿道掘削の届出に関する事。

## 自転車対策係

- 1 放置自転車対策等の企画、調整および調査に関する事。
- 2 自転車等の放置防止に係る指導および啓発に関する事。
- 3 駐輪場等の整備および維持管理に関する事。
- 4 大規模店舗等に係る駐輪場の設置の届出および指導に関する事。
- 5 放置自転車の撤去、保管および返還に関する事。

# 道路課

## 工務係

- 1 橋梁の計画修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 2 課内他係に属しない事。

## 道路建設担当（主査）

- 1 道路（電線共同溝を含む。）施策の企画、調整および推進に関する事。
- 2 都市計画道路事業等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 電線共同溝の設計および工事に関する事。
- 4 土木工事等の適正施行に係る基準に関する事。
- 5 土木技術の積算基準等に関する事。

## 道路維持担当（主査）

- 1 区道（電線共同溝を含む。）、橋梁等の維持管理に関する事。
- 2 区道（電線共同溝を含む。）、橋梁等の維持修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 交通安全施設等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 4 区道の改修、掘削道路復旧等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 5 擁壁等の土木構造物の調査、設計および工事に関する事。
- 6 課内他係に属しない事業の調査、設計および工事に関する事。

## 電 気 設 備 係

- 1 街路灯（私道防犯灯を含む。）、公園、児童遊園、公衆便所等の電気設備の調査、設計、工事および維持管理に関すること。

## 用 地 担 当（主査）

- 1 土地、建物等の取得および調整に関すること。
- 2 用地の取得に伴う物件の移転その他損失補償に関すること。
- 3 公共事業の施行に伴う移転資金の融資あっ旋に関すること。

## 公 園 課

### みどりの係

- 1 みどりの施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 緑地の保全および緑化の推進に関すること。
- 3 樹木の保存に関すること。
- 4 施設（学校等を除く。）の樹木の維持に関すること。
- 5 緑化の調査、設計および工事に関すること。
- 6 花とみどりの相談に関すること。
- 7 課内他係に属しないこと。

### 水 族 館 担 当（主査）

- 1 水族館の運営事業者との連絡調整に関すること。
- 2 水族館の施設の整備に関すること。

### 公 園 建 設 担 当（主査）

- 1 公園施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所に係る調査、設計および工事に関すること。

### 公 園 維 持 担 当（主査）

- 1 公園、児童遊園および公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

## 河 川 下 水 道 課

### 水 辺 の 係

- 1 水辺の活用に係る企画、調整および推進に関すること。
- 2 河川および運河の浄化等に関すること。
- 3 河川の維持管理に関すること。
- 4 河川の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 治水対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 雨水流出抑制の指導および調整に関すること。
- 7 防水板設置工事等の助成に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

### 下 水 道 整 備 係

- 1 下水道施設建設事業に関すること。

## 防 災 課

### 計 画 係

- 1 災害対策の計画および連絡調整に関すること。
- 2 防災会議および災害対策本部に関すること。
- 3 災害時協力協定に関すること。
- 4 区民の生活再建に関すること。
- 5 課内他係に属しないこと。

### 啓 発 ・ 支 援 係

- 1 防災知識の普及および啓発ならびに防災意識の高揚に関すること。
- 2 地区における防災活動の推進および防災区民組織に関すること。
- 3 地域の初期消火器材等の配備および保守に関すること。
- 4 避難行動要支援者の対策に関すること。

### 避 難 体 制 係

- 1 避難所、避難場所および防災活動広場に関すること。
- 2 帰宅困難者等の対策に関すること。
- 3 備蓄物資に関すること。

## 防災設備係

- 1 職員の防災体制の整備に関すること。
- 2 防災情報通信体制の整備に関すること。
- 3 街頭消火器、防災貯水槽および給水施設に関すること。

## 防災安全・国民保護担当(主査)

- 1 職員の災害時における初動対応の訓練および研修に関すること。
- 2 消防団に関すること。
- 3 消防署、警察署および自衛隊との連携に関すること。
- 4 小災害援護に関すること。
- 5 国民保護に係る計画、訓練および連絡調整に関すること。
- 6 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。
- 7 国民保護協議会に関すること。
- 8 国民保護に係る知識の普及および啓発ならびに国民保護に係る意識の高揚に関すること。
- 9 自衛官の募集に関すること。



品川区防災フェア

## 他 課 と の 連 携 事 業 一 覧

### 【土 木 管 理 課】

| 事 業 名         | 連携事業内容                       | 連携課名                       |
|---------------|------------------------------|----------------------------|
| 地籍調査事業        | 都市開発等の測量成果を活用した地籍整備に関する情報収集等 | 都市開発課                      |
| 河川占用等の許可      | 河川占用等の許可に係る指導・監督             | 河川下水道課                     |
| シェアサイクル事業     | 活用促進                         | 文化観光課                      |
| 通学路安全・安心プログラム | 通学路の安全・安心総点検の実施              | 地域活動課<br>道路課<br>教育総合支援センター |

### 【道 路 課】

| 事 業 名      | 連携事業内容                             | 連携課名                     |
|------------|------------------------------------|--------------------------|
| 橋梁改修事業     | 橋梁の架替、維持管理                         | 都市開発課                    |
|            | (仮称) 勝島人道橋                         | 都市計画課<br>公園課             |
| 交通安全施設整備   | 道路標識、カーブミラーおよび防護柵等の安全施設の整備、維持管理、改善 | 土木管理課                    |
| 道路バリアフリー事業 | バリアフリー特定道路整備計画                     | 都市計画課                    |
| 人孔蓋枠等整備    | 執行委任<br>下水道局協定に伴う受託費歳入事務           | 河川下水道課<br>建築課            |
| デザインマンホール  | マンホールカードの配布・広報                     | 文化観光課                    |
| 交差点改良事業    | キララ舗装、すべり止め舗装、自発光式ブロック設置等          | 土木管理課                    |
| 自転車走行空間の整備 | 自転車の走行帯のカラー化等                      | 都市計画課<br>土木管理課           |
| 都市計画道路整備事業 | 補助205号線整備事業（Ⅲ期区間）                  | 都市計画課<br>都市開発課<br>土木管理課  |
|            | 補助163号線整備事業（Ⅲ期区間）                  | 新庁舎整備課<br>都市計画課<br>土木管理課 |
| 無電柱化推進事業   | 無電柱化に関わる設計・工事                      | 土木管理課<br>木密整備推進課         |
| 雨水流出抑制事業   | 品川区総合治水対策推進計画                      | 河川下水道課                   |

【公 園 課】

| 事 業 名        | 連携事業内容                                        | 連携課名                             |
|--------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|
| 公園・児童遊園の維持管理 | 運動施設の管理に伴う利用調整事務<br>公園等の占用許可に係る事務<br>受動喫煙防止対策 | スポーツ推進課<br>土木管理課<br>地域活動課<br>健康課 |
| しながわ花海道の維持管理 | 立会川・勝島地区都市再生整備計画にかかる事業認可等業務                   | 都市計画課<br>道路課                     |
| 公園・児童遊園整備    | しながわ区民公園再整備                                   | 防災課<br>スポーツ推進課                   |
|              | 子供の森公園改修                                      | 児童相談所開設準備課<br>河川下水道課<br>品川区清掃事務所 |
|              | 戸越公園                                          | 施設整備課<br>環境課                     |
|              | 西五反田公園改修                                      | 住宅課                              |
|              | 八潮北公園（管理事務所改築等）                               | 施設整備課<br>スポーツ推進課                 |
| 緑化活動支援事業     | 緑化指導認定                                        | 環境課                              |
|              | 生垣助成                                          | 建築課                              |
|              | みどりのボランティア支援                                  | 区有施設の管理所管課                       |
|              | 水とみどりの基本計画・行動計画                               | 河川下水道課                           |
| 施設植栽・花壇維持管理  | 区有施設植栽管理                                      | 区有施設の管理所管課                       |
|              | 街角花壇維持管理                                      | 区有施設の管理所管課                       |
| しながわ水族館運営支援  | プロモーション事業                                     | 広報広聴課<br>文化観光課                   |
|              | 施設管理・設備改修                                     | 施設整備課                            |
|              | リニューアル事業                                      | 施設整備課                            |

【河 川 下 水 道 課】

| 事 業 名            | 連携事業内容                            | 連携課名                                                                                                             |
|------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川維持管理<br>(水質改善) | 東京都事務処理特例条例に基づく立会川・目黒川の維持管理(水質改善) | 環境課<br>土木管理課<br>道路課                                                                                              |
| 水辺の活用            | 河川・運河の利用促進                        | 文化観光課<br>土木管理課<br>公園課<br>都市開発課<br>都市計画課<br>施設整備課<br>防災課<br>企画課<br>財政課                                            |
|                  | 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発            | 文化観光課<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課<br>防災課                                                                              |
|                  | ヒカリの水辺プロジェクト                      | 企画課<br>総務課<br>人権啓発課<br>文化観光課<br>子ども家庭支援センター<br>健康課<br>保健予防課<br>都市計画課<br>環境課<br>土木管理課<br>高齢者地域支援課<br>人権啓発課<br>道路課 |
| 排水施設建設事業         | 第二戸越幹線整備事業                        | 児童相談所開設準備課<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課                                                                                |
|                  | 立会川幹線雨水放流管建設事業                    | 企画課<br>人権啓発課<br>高齢者福祉課<br>土木管理課<br>公園課<br>施設整備課                                                                  |
|                  | 勝島地区雨水管整備事業                       | 土木管理課<br>道路課                                                                                                     |
| 下水道管改修事業         | 下水道管老朽化対策事業(再構築事業)、下水道管耐震化推進事業    | 土木管理課<br>道路課                                                                                                     |

【防 災 課】

| 事 業 名     | 連携事業案内                               | 連携課名                         |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------|
| 医療救護体制    | 災害医療連携会議                             | 健康課                          |
| 避難所管理     | 避難所運営マニュアル更新支援、学校避難所連絡会議、学校避難所訓練     | 避難所となる施設の管理所管課または学校<br>地域活動課 |
| 避難行動要支援者  | 品川区避難支援個別計画作成名簿の更新・配付、支援体制づくりの手引きの配付 | 高齢者福祉課<br>障害者支援課<br>保健センター   |
| 感震ブレーカー普及 | 感震ブレーカー設置助成                          | 木密整備推進課                      |
| 防災普及教育    | マンション防災対策の強化                         | 住宅課<br>地域活動課                 |
| 防災訓練      | 地区総合防災訓練、区内一斉防災訓練、各部訓練               | 庁内全課                         |
| 防災協議会     | 各地区防災協議会の運営                          | 地域活動課                        |
| ペット防災協議   | マニュアル策定                              | 生活衛生課                        |
| 備蓄物資の検討   | 福祉避難所と区民避難所での共通、相違物品の検討会             | 福祉部                          |
| 帰宅困難者対策   | 駅周辺帰宅困難者対策協議会、徒歩帰宅者支援対策協議会           | 人権啓発課<br>文化観光課<br>スポーツ推進課    |

土木管理課

# 1. 交通安全対策事業（交通安全係）

区内における交通事故の死傷者数は、平成12年をピークに減少傾向にありましたが、令和4年は死者1人、負傷者998人と、多くの方が交通事故により死傷されています。

区では、区内各警察署等と連携し、参加体験型の交通安全教育や、記憶に残る効果的な交通安全啓発活動を幅広い年代に実施することにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めています。

また、子どもや高齢者・障害者等の歩行者空間を確保するため、道路および交通安全施設整備（p35 参照）に係る調整を図るとともに、交通規制や交通違反の取締り強化等の申入れのほか、地域と一体となった各種施策により安全・安心な交通環境の実現を目指しています。

区内の交通事故(人身事故)件数・死傷者数

(各年末集計)

|     | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 件数  | 786件  | 767件 | 762件 | 902件 | 934件 |
| 死者  | 3人    | 2人   | 5人   | 2人   | 1人   |
| 重傷者 | 39人   | 40人  | 53人  | 79人  | 65人  |
| 軽傷者 | 854人  | 822人 | 776人 | 895人 | 933人 |
| 死傷者 | 896人  | 864人 | 834人 | 976人 | 999人 |

## 1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営

交通安全に関する総合的な施策の大綱である第11次品川区交通安全計画（令和3年度から5ヵ年計画）に基づき、交通安全実施計画（単年度計画）を作成するため、品川区交通安全対策会議を開催しています。

また、区民が安心して暮らせる安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、品川区交通安全協議会を設け、通学路の交通安全および防犯の観点から安全確保を図るため、通学路安全・安心プログラムを実施し、春と秋に交通安全運動を展開しています。



★根拠・法令 交通安全対策基本法、品川区交通安全対策会議条例、品川区交通安全協議会規約、品川区高齢者交通安全教育推進委員会設置要領

| 会議等の名称            | 委員等の数（人） | 年間開催数（回） |
|-------------------|----------|----------|
| 品川区交通安全対策会議       | 25       | 1        |
| 品川区交通安全対策会議幹事会    | 30       | 1        |
| 品川区交通安全協議会        | 62       | 2        |
| 品川区高齢者交通安全教育推進委員会 | 14       | 1        |

\* 令和5年度予算額 152千円

## 2 交通安全の啓発事業等

高齢者や幼児・児童および自転車利用者を対象とした啓発等に重点を置き、区内警察署等と連携して交通事故防止に努めています。また、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから啓発活動を強化していきます。



★根拠・法令 交通安全対策基本法

### (1) 交通安全教育（令和4年度実施状況）

| 事業名（対象）                        | 事業の概要                                     | 所轄署 | 会場（参加数）    |
|--------------------------------|-------------------------------------------|-----|------------|
| スタントマンを活用した自転車安全教室（小・中学生、一般区民） | スタントマン実演による事故原因、注意点の説明等                   | 品川  | 東海中（380名）  |
| 高齢者交通安全講習（高齢者）                 | 事故事例の紹介、交通安全講習、自転車シミュレータ実技講習等             | 大崎  | 大崎警察署（17名） |
| 自転車安全教室（園児・小学生とその親等）           | 自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーの講義と自転車シミュレータによる実技講習等 | —   | —          |

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施回数を大幅に縮小した。

補完対策として、品川区ホームページや広報しながら、ツイッターなどを活用して啓発活動を行った。

### (2) イベント・表彰等

春と秋の全国交通安全運動、交通安全区民のつどい、自転車安全利用キャンペーン、交通安全功労者表彰など



### (3) 啓発用消耗品の作成・配付

冊子類：品川区交通安全実施計画、交通しながら、幼児用交通安全教育本、お元気だより、ヒヤリハット地図

その他：交通事故防止のための啓発用立看板・電柱幕の設置、スクールゾーン用バリケードの配付、新入学児童用黄色い帽子の配付など

### (4) 自転車安全利用指導員

指導員を区内の主要な交差点等に配置し、自転車の交通ルールやマナーの啓発・指導を実施

＊ 令和5年度予算額 21,232千円

### 3 違法駐車防止対策事業

指定 4 路線での違法駐車をなくすため、各交通安全協会の協力を得て、啓発・監視など違法駐車防止活動を毎月 4 回、年間 48 回実施しています。

★根拠・法令 品川区違法駐車等の防止に関する条例

#### 違法駐車防止活動における指導・啓発件数

| 指定重点路線名(所轄署) | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 池上通り(品川)     | 1,357  | 1,305 | 849   | 907   | 1,310 |
| 区役所通り(大井)    | 338    | 407   | 263   | 255   | 288   |
| 八ツ山通り(大崎)    | 791    | 807   | 629   | 856   | 1,202 |
| 補助 26 号線(荏原) | 922    | 957   | 507   | 597   | 828   |
| 合 計          | 3,408  | 3,479 | 2,248 | 2,615 | 3,628 |

\* 令和5年度予算額 1,800千円

### 4 交通安全協会補助事業

区内の各交通安全協会(品川・大井・大崎・荏原・東京湾岸)に対して補助金を交付し、交通安全事業の促進を図っています。

★根拠・法令 品川区交通安全協会補助金交付要綱

\* 令和5年度予算額 4,900千円

### 5 路外駐車場に関する諸届の受理

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車の用に供する部分の面積が 500 m<sup>2</sup>以上あり、かつ駐車料金を徴収する駐車場の諸届について構造・設備が基準を満たしているか、管理規定が適正か審査・指導を行っています。

### 6 区民交通傷害保険

東京都の条例により令和2年4月から自転車利用者の損害賠償責任保険加入が義務化されました。品川区では、令和元年7月から区民交通傷害保険事業を実施しております。

今後も交通事故発生時の被害者等の負担軽減を図るため区民交通傷害保険を広く周知していきます。

- (1) 募集期間 令和5年5月1日から6月30日
- (2) 保険期間 令和5年7月1日から令和6年6月30日
- (3) 対 象 品川区に在住および在勤・在学者(令和5年7月1日現在)

\* 令和5年度予算額 521千円



## 7 シェアサイクル事業

品川区シェアサイクル事業は、まちの散策、観光スポットへのアクセス性、通勤・通学やお買い物などの新たな交通手段として、平成29年10月から開始しました。現在区は14区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、大田区、渋谷区、目黒区、中野区、練馬区、杉並区、墨田区、世田谷区）と広域連携し、区をまたいでの利用が可能です。

また、区は、運営事業者と災害協定を締結し、災害時の応急活動等に活用する体制を整備しています。さらに法人会員となり、区職員の日常業務の移動手段としても活用しています。



### 区内ポート設置状況

| 内容  | 令和5年4月1日現在 |
|-----|------------|
| ポート | 94カ所       |
| ラック | 825ラック     |

\* 令和5年度予算額 214千円



## 2. 道路等の管理（土木管理係）

特別区道や区立公園を適正に管理するため、路線の認定、道路区域の決定や公園設置等の手続き、およびこれら施設の台帳整備、窓口業務を行っています。

★根拠・法令 道路法、都市公園法、品川区立公園条例など

### 1 道路等の現況と管理

#### （1）路線の認定・変更・廃止

道路は、一般交通の用に供する道であり、住民の生活を支える最も重要な社会基盤施設です。このため、常に安全かつ円滑に通行できるように管理しなければなりません。区が特別（品川）区道[以下区道という]として管理するために最初に行われる手続きが「道路の路線認定」です。これは、区の事業として整備した道路や再開発事業等により整備された道路を、新たに区道とする場合に、区議会の議決を経たうえで路線として認定し、告示するものです。

これにより、道路管理者である品川区は、その道路の維持管理を開始します。

また、認定された路線で起・終点等の大幅な変更や廃止をする場合は、路線の変更・廃止を同様の手続きで行います。

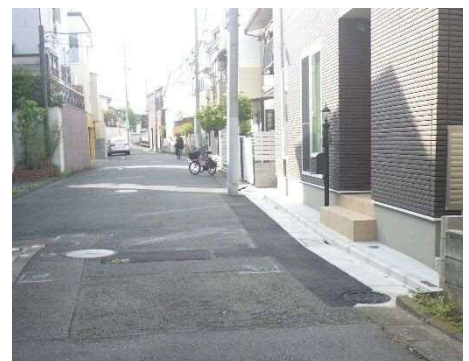
★根拠・法令 道路法第 8 条、第 9 条、第 10 条

#### （2）区域決定（変更）・供用開始

認定路線の道路区域を具体的に決定し、道路整備の後、供用を開始することで、道路を一般の通行に開放します。

また、細街路拡幅整備事業等による道路の部分的な拡幅等については、区域の変更と供用の開始を行っています。

★根拠・法令 道路法第 18 条



細街路拡幅整備事業による拡幅状況

#### （3）道路台帳等補正

道路を円滑に管理するためには、道路とそれ以外の土地とが区分けされている必要があります。このことは、沿道の方にとっても道路領域が明確になるため重要です。このため、道路管理者は道路台帳を調製、保管し、閲覧に供することが法令により義務づけられており、区道の道路台帳を管理しています。

道路は随時、認定・廃止・区域変更・および道路工事等による形態変更が行われていることから、変更箇所について補正業務を実施しています。

平成 22 年度からは区条例等に基づき区有通路や法定外公共物の台帳整備も進めています。

★根拠・法令 道路法第 28 条、品川区有通路条例第 3 条  
品川区法定外公共物管理条例施行規則第 3 条



立会川緑道

### 道路の現況（品川区内）

|            |               |              |       | 平成 29 年度    | 平成 30 年度    | 令和元年度       | 令和 2 年度     | 令和 3 年度     |
|------------|---------------|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一般国道       |               |              | 延長(m) | 16, 539     | 16, 539     | 18, 714     | 18, 714     | 18, 714     |
|            |               |              | 面積(㎡) | 456, 306    | 456, 306    | 489, 343    | 489, 343    | 489, 343    |
| 都 道        |               |              | 延長(m) | 25, 940     | 25, 845     | 25, 928     | 25, 928     | 27, 928     |
|            |               |              | 面積(㎡) | 741, 976    | 739, 643    | 742, 240    | 742, 285    | 870, 091    |
| 自動車<br>専用道 |               |              | 延長(m) | 17, 351     | 17, 351     | 17, 351     | 17, 351     | 17, 351     |
|            |               |              | 面積(㎡) | 585, 773    | 567, 065    | 567, 837    | 574, 945    | 576, 315    |
| 特別<br>区道   | 車道<br>幅員<br>別 | 5. 5 m<br>未満 | 延長(m) | 188, 625    | 188, 798    | 188, 230    | 188, 127    | 188, 215    |
|            |               |              | 面積(㎡) | 834, 319    | 836, 144    | 835, 292    | 835, 667    | 837, 011    |
|            |               | 5. 5 m<br>以上 | 延長(m) | 130, 457    | 130, 436    | 130, 633    | 130, 812    | 130, 875    |
|            |               |              | 面積(㎡) | 1, 038, 203 | 1, 040, 557 | 1, 043, 434 | 1, 045, 092 | 1, 045, 949 |
|            |               | 13. 0<br>m以  | 延長(m) | 8, 478      | 8, 400      | 8, 378      | 8, 378      | 8, 378      |
|            |               |              | 面積(㎡) | 175, 006    | 173, 795    | 173, 237    | 173, 237    | 173, 237    |
|            |               | 19. 5<br>m以  | 延長(m) | 1, 065      | 1, 065      | 1, 065      | 1, 082      | 1, 082      |
|            |               |              | 面積(㎡) | 38, 163     | 38, 214     | 38, 219     | 38, 648     | 38, 648     |
|            |               | 合計           | 延長(m) | 328, 625    | 328, 699    | 328, 306    | 328, 399    | 328, 550    |
|            |               |              | 面積(㎡) | 2, 085, 691 | 2, 088, 715 | 2, 090, 182 | 2, 092, 644 | 2, 094, 845 |
| 合計         |               |              | 延長(m) | 388, 455    | 388, 434    | 390, 299    | 390, 392    | 392, 543    |
|            |               |              | 面積(㎡) | 3, 849, 693 | 3, 851, 729 | 3, 889, 602 | 3, 899, 217 | 4, 030, 594 |

※東京都道路現況調書の数値による。令和 4 年度数値は令和 6 年 3 月公表予定

#### (4) 車両制限令にかかわる許可

区道において、車両諸元の最高限度（車両制限令第3条）を超える車両の通行申請があった場合、車両の構造（寸法・重量等）または車両に積載する貨物が特殊であるなど、やむを得ないと認められるときは、申請に基づいて経路・時間等について必要な条件を付して、通行を許可しています。

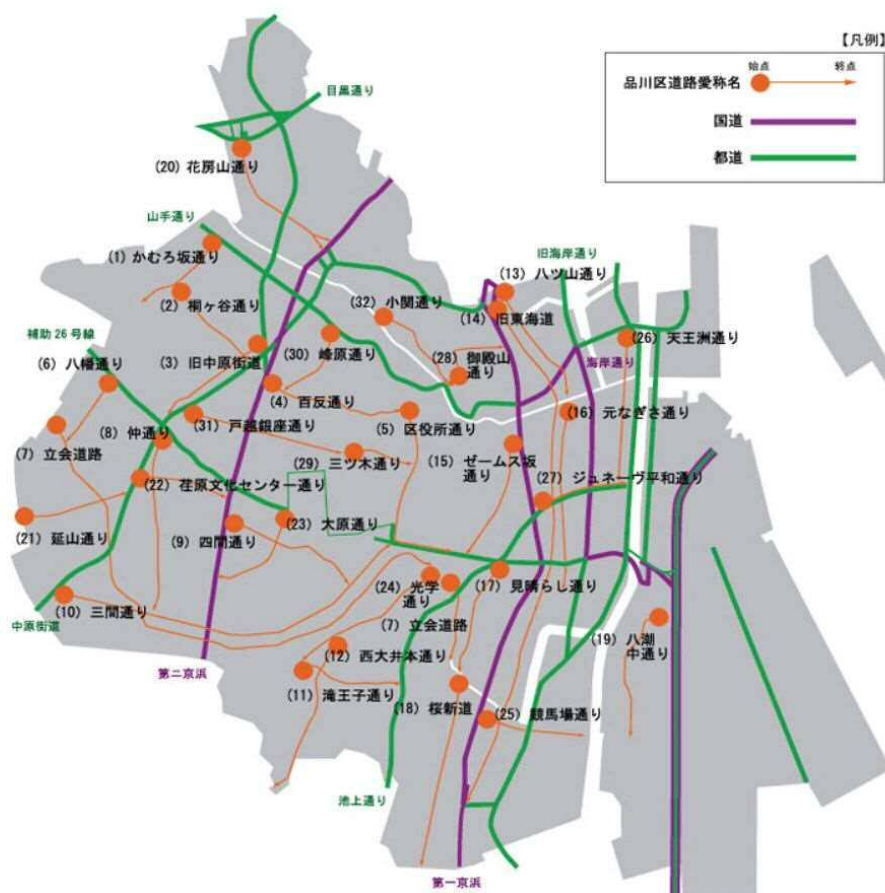
★根拠・法令 車両制限令第3条

|              | 平成30年度           | 令和元年度          | 令和2年度            | 令和3年度            | 令和4年度            |
|--------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 許可件数<br>(台数) | 1,049<br>(6,214) | 781<br>(3,793) | 1,236<br>(6,371) | 1,387<br>(8,636) | 1,313<br>(7,740) |

#### (5) 道路愛称名の普及活動

道路について、区民に愛着を持っていただくために、昭和60年と平成7年に合わせて32の路線に從來から地元で呼ばれていた名称をはじめとして、道路愛称名を定めました。

この愛称名を地域住民へ周知するため、各路線には案内標識の設置や電柱広告にも表示しています。また、品川区のホームページにも掲載しています。



※品川区HP上の「品川区道路愛称名」で名称部分をクリックすると、そのいわれなどが分かります。

## (6) 品川区有通路の管理

区では、道路法適用外で一般交通の用に供される道のうち、区が当該土地の所有権等を有し設置したものを、品川区有通路として適正な管理に努めています。なお、平成22年4月の区有通路条例の一部改正により、認定外道路<sup>1</sup>と公共溝渠<sup>2</sup>の一部および立体通路の81路線を、区有通路に指定替えをし、管理しています。

★根拠・法令 品川区有通路条例

## (7) 法定外公共物の管理

区では、平成22年4月に法定外公共物管理条例を施行し、認定外道路と公共溝渠（区有通路に指定替えしたものを除く）を、法定外公共物として管理しています。

これは、平成14年から国有財産特別措置法に基づき、区が認定外道路や公共溝渠等の財産を取得したことに伴い、これらの施設を機能別に再整理し、より一層適正な管理を図るために行ったものです。

★根拠・法令 品川区法定外公共物管理条例



法定外公共物の例

## 区有通路・法定外公共物の現況

|        |                     | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|--------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区有通路   | 路線数                 | 127    | 127    | 127    | 127    | 127    |
|        | 延長(m)               | 8,738  | 8,738  | 8,738  | 8,738  | 8,738  |
|        | 面積(m <sup>2</sup> ) | 26,621 | 26,687 | 26,732 | 26,790 | 26,819 |
| 法定外公共物 | 路線数                 | 202    | 202    | 202    | 203    | 203    |
|        | 延長(m)               | 10,662 | 10,646 | 10,646 | 10,582 | 10,324 |
|        | 面積(m <sup>2</sup> ) | 18,619 | 18,594 | 18,567 | 18,465 | 18,211 |
| 合 計    | 路線数                 | 329    | 329    | 329    | 330    | 330    |
|        | 延長(m)               | 19,400 | 19,384 | 19,384 | 19,320 | 19,062 |
|        | 面積(m <sup>2</sup> ) | 45,240 | 45,281 | 45,299 | 45,255 | 45,030 |

＊ 令和5年度予算額 17,662 千円

<sup>1</sup> 認定外道路：大正8年4月に旧道路法が施行された際、認定されなかった里道で、国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった道路。

<sup>2</sup> 公共溝渠：河川法および準用河川の適用を受けない水路。かつて用排水路の機能をもっていたが、現在はその機能が廃滅し多くは通路化している。

## 2 公園等の現況と管理

公園等の設置・変更・廃止の手続きを行うとともに、「公園台帳」を整備し、公園の適正管理に努めています。

また、公園管理者以外の者に施設の設置や管理に関する許可事務を行っています。

### ★根拠・法令

都市公園法第2条の2、第5条、第17条

品川区立公園条例第2条

品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例第3条

### 公園等の現況

|                  | 平成30年度 |                     | 令和元年度 |                     | 令和2年度 |                     | 令和3年度 |                     | 令和4年度 |                     |
|------------------|--------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|
|                  | 箇所数    | 面積(m <sup>2</sup> ) | 箇所数   | 面積(m <sup>2</sup> ) | 箇所数   | 面積(m <sup>2</sup> ) | 箇所数   | 面積(m <sup>2</sup> ) | 箇所数   | 面積(m <sup>2</sup> ) |
| 区立公園             | 145    | 517,537             | 145   | 517,537             | 145   | 517,537             | 146   | 519,094             | 147   | 519,837             |
| 緑地               | 4      | 795                 | 4     | 795                 | 4     | 795                 | 4     | 795                 | 4     | 795                 |
| 区立児童遊園           | 68     | 59,804              | 69    | 59,840              | 69    | 59,840              | 70    | 60,232              | 70    | 60,232              |
| 特定児童遊園<br>(防災広場) | 39     | 15,342              | 39    | 15,342              | 39    | 15,747              | 40    | 15,873              | 40    | 16,102              |
| 特定児童遊園<br>(水辺広場) | 10     | 44,656              | 10    | 44,656              | 10    | 44,656              | 10    | 44,656              | 10    | 44,656              |
| 特定児童遊園<br>(開放広場) | 2      | 1,294               | 2     | 1,294               | 1     | 552                 | 2     | 929                 | 2     | 929                 |
| 計                | 268    | 639,428             | 269   | 639,464             | 268   | 639,127             | 272   | 641,581             | 273   | 642,551             |



旗六公園

### 3 窓口業務

#### (1) 土木相談等

複数の係に関わる大型開発事業や開発指導要綱に係る建築計画等に関し、土木の総合窓口として相談を受け、関係する係との調整事務を行っています。

#### (2) 資料閲覧および各種証明書発行

道路幅員や民有地と公有地の境界確認等の問い合わせに、区では台帳図書、境界図等の閲覧およびコピーサービスを行っています。また、道路幅員、道路区域、境界確定ならびに極少道路<sup>1</sup>の各種証明書を発行しています。

さらに、道路台帳平面図および公園調書のインターネット公開を実施しています。

|            |       | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     |
|------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 諸証明<br>手数料 | 件数    | 691       | 726       | 690       | 646       | 693       |
|            | 金額(円) | 207,300   | 217,800   | 207,000   | 193,800   | 207,900   |
| 私用<br>コピー料 | 件数    | 17,722    | 17,562    | 15,038    | 16,078    | 15,918    |
|            | 金額(円) | 1,510,600 | 1,479,200 | 1,275,300 | 1,355,600 | 1,357,850 |
| 道路地図<br>頒布 | 件数    | 41        | 34        | 43        | 33        | 25        |
|            | 金額(円) | 26,900    | 25,600    | 32,200    | 28,200    | 19,400    |
| 合 計        | 件数    | 18,454    | 18,322    | 15,771    | 16,757    | 16,636    |
|            | 金額(円) | 1,744,800 | 1,722,600 | 1,514,500 | 1,577,600 | 1,585,150 |

#### (3) 土木施設管内図等の作製・頒布

道路等管理業務に必要な下記の道路地図を作製し補正しています。また、区民等の頒布要望に応え、これらの地図を販売しています。

| 作製地図（6種類）            | 縮尺       | 頒布価格      |
|----------------------|----------|-----------|
| 品川区土木施設管内図（頒布）       | 1/10,000 | 1,000 円/枚 |
| 品川区特別区道路線番号図（頒布）     | 1/10,000 | 1,000 円/枚 |
| 品川区道路舗装種別図（頒布）       | 1/5,000  | 1,000 円/枚 |
| 品川区管内図（頒布）           | 1/20,000 | 100 円/枚   |
| 品川区管内図（頒布）           | 1/10,000 | 200 円/枚   |
| 品川区道路愛称名図（インターネット公開） | 1/15,000 | 閲覧のみ      |

※販売件数等は3.(2)の表中参照

**\* 令和5年度予算額 6,440千円**

<sup>1</sup> 極少道路：道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて特に指定した道路。

### 3. 区道等の監察・屋外広告物取締り(土木監察担当)

区道等における立看板等のせり出しによる不正使用や常時物が置かれているといった不法占用の是正指導を行っています。また、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例に違反する屋外広告物の取締りを行っています。

★根拠・法令 道路法、都市公園法、河川法、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例等

#### 1 区道等の監察

区道等は、一般交通の用に供される公共の施設であり、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為は、速やかに是正されなければなりません。

立看板・商品陳列等による区道等の不正使用に対する是正指導や、道路を正しく利用してもらうため、交通管理者(警察)、商店街と連携して定期的に合同パトロールや啓発活動を実施しています。



合同パトロール状況

#### 2 屋外広告物取締り

屋外広告物は、都市の美観を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例により規制されています。

公道、公園等の公共施設や電柱等に掲出された違反となるはり紙の除却は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が行っています。また、違反広告物除却のボランティア(しながわ景観美化隊)を募り、区長から委嘱を受けた23団体、209名が違反はり紙の除却活動を行っています。



屋外広告物の撤去状況

\* 令和5年度予算額 8,342千円

#### 区道等の不正使用に対する指導数および違反広告物等の除却件数

|      |         | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指導数  | 商品せり出し  | 630    | 617    | 403    | 273    | 160    |
|      | 路上生活者   | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|      | 不法占拠等処理 | 82     | 82     | 10     | 22     | 40     |
|      | 放置屋台    | 2      | 1      | 1      | 0      | 0      |
|      | その他     | 488    | 767    | 374    | 368    | 1,020  |
| 除却枚数 | 違反はり紙等  | 52,368 | 50,842 | 45,595 | 29,965 | 56,493 |

## 4. 道路等境界確定・地籍調査（境界確定係）

品川区では、隣接土地所有者より申請のあった道路・公園等との境界を確定することや公共基準点等の保守管理を行っています。また、平成16年度から地籍調査事業を推進しています。

### 1 道路・公園等公有地管理

道路、公園等の境界および区域を明確にし、境界石（杭・プレートによる境界を示す標識）にて表示することにより、適正な管理を行います。

＊ 令和5年度予算額 21,802千円

★根拠・法令 品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱  
道路区域標示事務取扱要領、品川区有通路条例  
品川区法定外公共物管理条例、道路法、民法

#### （1）境界確定実績

区が所有している道路、公園等と隣接する土地との境界を定めます。（単位：件）

|                  |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 民間等 <sup>1</sup> | 道路 | 234    | 247   | 229   | 211   | 263   |
|                  | 公園 | 5      | 9     | 5     | 12    | 6     |
| 管理者 <sup>2</sup> | 道路 | 7      | 8     | 4     | 3     | 4     |
|                  | 公園 | 1      | 3     | 1     | 1     | 0     |
| 合 計              |    | 247    | 267   | 239   | 227   | 273   |

#### （2）道路区域決定実績（道路法18条）

道路法が適用される道路の範囲を定めます。（単位：件）

| 件 数 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
|     | 5      | 7     | 8     | 9     | 15    |

#### （3）支障境界石等申請

公園や道路等に設置されている品川区の境界石が工事等により移動する恐れがある場合、申請に基づき工事着手前に立会い、工事しゅん工後、申請者立会いのもと再度確認します。（単位：件）

| 件 数 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
|     | 107    | 169   | 157   | 209   | 143   |



境界を示す標識（プレート）



道界を示す標識（プレート）

<sup>1</sup> 民間等：土地所有者または東京都、国による申請。

<sup>2</sup> 管理者：道路、公園等の管理者による申請。

## 2 地籍調査事業

平成16年度から、災害時の早期復旧やまちづくりに寄与するため、地籍調査事業<sup>1</sup>を開始しました。令和4年度は国の第7次国土調査事業十箇年計画のもと、北品川二丁目、北品川五丁目で官民境界等先行調査<sup>2</sup>の立会工程を実施しました。

令和5年度は、新たに西大井三丁目、大井五丁目の二つの地区で官民境界等先行調査の測量工程を行う予定です。

\* 令和5年度予算額 41,517千円

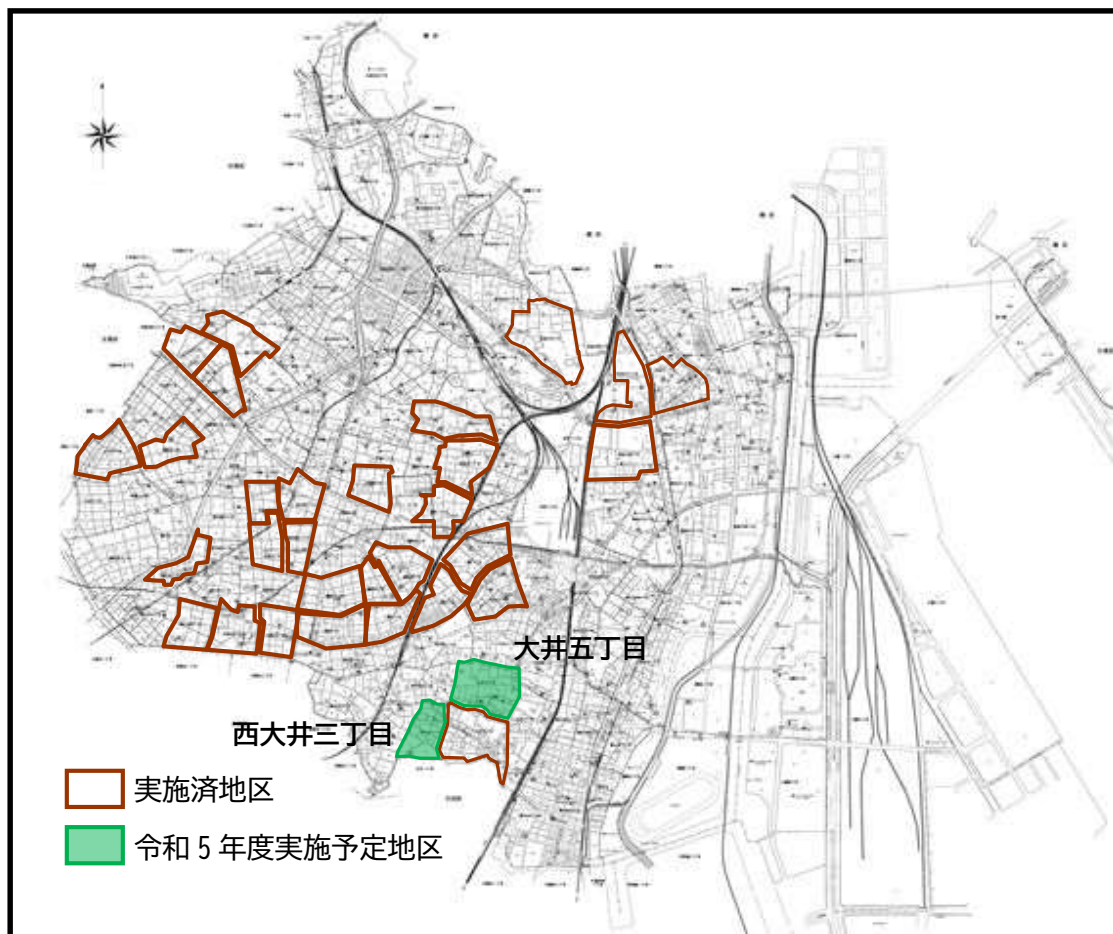
★根拠・法令 国土調査法、国土調査促進特別措置法



地籍調査の立会い状況



地籍調査の境界を示す標識（プレート）



<sup>1</sup> 地籍調査事業：土地の状況を正確に把握することにより境界紛争等の防止や災害発生時の早期復旧等に役立たせるため、一つ一つの土地について所有者・地番・地目・境界・面積の調査を行い「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業。

<sup>2</sup> 官民境界等先行調査：一つ一つの土地の調査に先行して、道路等(官有地)との境界を調査、測量するもの。

### 3 公共基準点整備事業

公共基準点は、民間や公共の建設に係る事業において土地の位置や地盤高さなどの基準となります。また、道路台帳の整備、境界測量、公共事業等の各種測量の基準として使用するため設置し、標識により示した点です。品川区が管理する主な公共基準点は2級・3級基準点、街区基準点になります。

★根拠・法令 測量法第34条、国土調査法第3条

#### (1) 2級基準点

2級基準点は国や都が設置した基本基準点・1級基準点に基づき、おおむね500m間隔で建物の屋上や公園等に設置した標識です。



測量実施状況

#### (2) 3級基準点

3級基準点は2級基準点に基づき、おおむね200m間隔で道路・公園等の公共施設にした標識です。

2級および3級基準点の設置数 (単位:点)

| 2級基準点 | 3級基準点 |
|-------|-------|
| 49    | 312   |



2級基準点標識  
(3級基準点も同形状)

#### (3) 街区基準点

街区基準点は、国土交通省が地籍調査の基礎的データを整備する都市再生街区基本調査において、国土調査法に基づき設置した基準点です。

平成18年度に国土交通省から品川区に移管されました。

移管を受けた街区基準点の数 (単位:点)

| 街区三角点 <sup>1</sup> | 街区多角点 <sup>2</sup> |
|--------------------|--------------------|
| 8                  | 47                 |



街区多角点標識

#### (4) 基準点管理

品川区では、公共基準点の設置にあたり、施設管理者から使用許可および占用許可を受け、基準点の保持を図っています。

また、基準点の成果を維持するため、現況調査および亡失箇所の復元を実施しています。

#### (5) 使用承認

基準点に関する資料を閲覧、使用する場合は、品川区公共基準点運用基準に基づいて申請していただきます。

<sup>1</sup> 街区三角点：街区基準点の種類で2級基準点相当の基準点。

<sup>2</sup> 街区多角点：街区基準点の種類で3級基準点相当の基準点。

## 5. 道路占用等の事務・掘削調整（占用係）

道路を通行以外の目的で使用する（「道路占用」といいます）は、原則として禁止されています。しかし、電気・電話・上下水道・ガス等の施設や建築用足場など、区民の生活上必要不可欠なものの設置については、国道、都道、区道を管理するそれぞれの道路管理者が一定の基準により道路占用を認めています。

★根拠・法令 道路法、品川区道路占用料等徴収条例、品川区道路占用規則  
都市公園法、品川区立公園条例、法定外公共物管理条例  
河川法、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

### 1 道路占用等の許可・指導監督

区では、道路法に基づき申請のあった区道等の道路占用について、内容を審査し、道路交通への支障等を考慮し許可しています。

また、道路の掘削・復旧工事が伴う占用工事については、道路の保全を図る必要があることから指導監督を行っています。

公園、河川、法定外公共物についても、法令に基づく道路と同様の占用制度があり、各々の基準に基づき占用許可を行っています。また、その占用工事の指導監督を行っています。

#### 主な占用状況

（令和4年度実績）

| 種 別        | 数 量       |           | 種 別                           | 数 量 |                    | 種 別        | 数 量   |
|------------|-----------|-----------|-------------------------------|-----|--------------------|------------|-------|
| 地下電線       | 329,340 m |           | 埋 設<br>管路類                    | 上水道 | 433,686 m          | 河川占用       | 215 件 |
| 架 空 線      | 921,181 m |           |                               | 下水道 | 362,163 m          | 法定外<br>公共物 | 174 件 |
| 電 柱        | 東電        | 8,553 本   |                               | 合計  | 2,380,231m         |            |       |
|            | NTT       | 4,065 本   | 電柱<br>広告                      | 添架  | 321 枚              | 掘削工事       | 大規模   |
|            | 合計        | 12,618 本  |                               | 巻付  | 2,600 枚            |            | 105 件 |
| 埋 設<br>管路類 | ガス管       | 274,991 m | 袖看板                           |     | 917 個              |            | 小規模   |
|            | 東電        | 503,735 m | 足場等                           |     | 754 m <sup>2</sup> |            |       |
|            | NTT       | 782,290 m | 公園占用                          |     | 656 件              |            |       |
|            | その他       | 23,366 m  | (内ロケーション等 <sup>1</sup> 380 件) |     |                    |            |       |

\* 令和5年度予算額(歳出) 13,123千円

\* 令和5年度予算額(歳入) 1,648,643千円

<sup>1</sup> ロケーション等：写真および動画撮影。

## 2 道路工事調整協議会

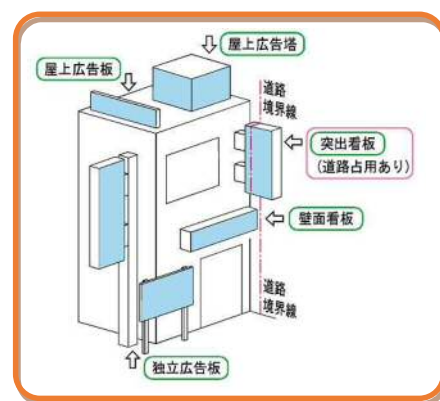
道路工事には、道路管理者が行う工事（区道であれば区の道路工事）の他に道路管理者以外が行う工事があります。その中でガス管や水道管などを埋設し、工作物、物件等の占用の許可が伴う工事が占用工事です。区では、非効率な道路の掘り返しや、工事による道路交通および近隣住民への影響を最小限にするために関係者と道路工事の時期や優先順位などを調整する会議を年4回開催しています。

今年度の協議会開催予定

- ・ 6月（第2四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 9月（第3四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 12月（第4四半期分および長期道路工事調整協議会）
- ・ 3月（令和6年度年間分道路工事調整協議会）

## 3 屋外広告物の許可

屋外広告物は、都市の美観を維持し、落下や倒壊などによる区民への危害を予防するため、屋外広告物法と東京都条例により規制されています。対象となる広告塔、広告板、電柱利用広告等の許可事務については、区が窓口となり、都の条例に基づいた事務の一部（設置・変更等の許可、手数料の徴収等）を行っています。



★根拠・法令 屋外広告物法

東京都屋外広告物条例

特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

### 主な屋外広告物許可の推移

| 種 別 \ 年 度 |       | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----------|-------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 広告塔       | 数量(基) | 33       | 39    | 33      | 20      | 60      |
|           | 総数(基) | 105      | 111   | 104     | 108     | 134     |
| 広告板       | 数量(基) | 2,472    | 3,048 | 3,095   | 3,601   | 3,581   |
|           | 総数(基) | 5,655    | 7,289 | 6,788   | 8,841   | 8,821   |
| 電柱利用広告    | 数量(枚) | 4,171    | 3,940 | 3,507   | 3,342   | 3,166   |
| 標識利用広告    | 数量(枚) | 156      | 144   | 134     | 90      | 91      |
| 車体利用広告    | 数量(台) | 2,259    | 2,356 | 1,055   | 1,036   | 1,089   |

※広告塔および広告板の数量（基）は当該年度中に許可（更新含む）をした物件数、  
総数（基）は当該年度時点で許可されている物件数

#### 4 道路工事の施行承認・指導監督

占用工事の他、道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路管理者の施行承認を得て行うこととなっています。新たに設けるための歩道の切下げ工事や、支障となるガードパイプ撤去等の工事に要する費用については、申請者が費用を負担し、区の指導監督のもと承認許可を得て工事を行なっています。



歩道切下げ工事例  
(車の出入りのため、歩道のブロックを斜めにする等の工事)

#### ★根拠・法令 道路法（第24条等）

##### <承認許可工事の例>

- ・車庫を設けるため、支障となるガードパイプの撤去および歩道の切下げ工事
- ・建築工事等に伴い、道路に影響を与えた箇所の修繕工事

#### 道路工事施行承認申請実績

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 180    | 220   | 226   | 237   | 240   |

#### 5 沿道掘削工事の審査・指導監督

品川区は、区が管理する道路の全ての沿道を「沿道区域<sup>1</sup>」に指定しています。

この沿道区域で、建築工事等に伴う一定規模以上の掘削工事が行われる場合は、道路構造や、交通が受ける影響を予防するため、沿道区域の土地等の管理者に、沿道掘削届の提出を求めています。

区では、この届出に基づき、土留め構造等について審査し、当該管理者に対して指導監督を行っています。

#### ★根拠・法令 道路法（第44条等）

品川区沿道区域指定の基準に関する条例

#### 沿道掘削届実績

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 69     | 71    | 86    | 82    | 89    |

<sup>1</sup> 沿道区域：道路に接する民有地等の敷地において、接する道路の幅員1/2の奥行き範囲内を区域とする。

## 6 道路管理システムによる効率的な業務推進

区内では、占用企業者<sup>1</sup>等による道路工事が数多く、また、複数区にまたがる工事が実施されています。そのため、東京 23 区一体で、一般財団法人道路管理センターが構築・運営している道路管理システムや電線共同溝システムを用いて、道路の占用工事等にかかわる業務や占用物件の管理を行っています。

これらのシステムを利用することにより、道路の占用許可等を迅速に実施し効率的な道路工事調整を行っています。



各所で行われる占用企業者による道路工事

<sup>1</sup> 占用企業者：上下水道、鉄道、電気、電話、ガスなどの公益企業者

## 6. 放置自転車対策事業（自転車対策係）

駅周辺の広場や道路等に、通勤、通学、買い物等に利用する自転車やバイクが無秩序に放置され、全国的な社会問題となっています。区においても、駅周辺に1,034台/日（令和4年10月調査）の自転車等が放置されており、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動の阻害、道路機能の低下、都市環境の悪化等の要因となっています。

そのため区では、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去・保管・返還・指導啓発等の事業を実施しています。



駅周辺の道路における放置状況



放置自転車等撤去状況

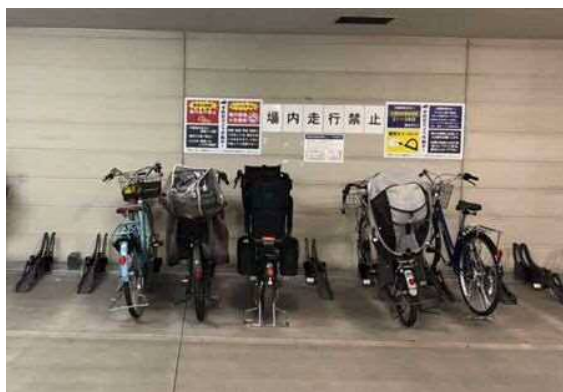
### ★根拠・法令

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

＊ 令和5年度予算額 517,330千円

### 1 自転車等駐車場の設置

区営自転車等駐車場については、現在、区内18駅に26箇所設置しています。駅周辺での適地の確保が困難な状況にありますが、再開発等のまちづくりの機会をとらえて、整備を促しています。また、増加するチャイルドシート付電動アシスト自転車受け入れのため、ラック設置幅の拡幅や平置きスペース確保等の整備を、順次、実施しています。



ラック設置幅拡幅整備（品川シーサイド駅）



平置きスペース整備（西大井駅）

区内の自転車等駐車場における収容可能台数 (単位：台、〔 〕は箇所数)

|     | 平成 30 年度   | 令和元年度      | 令和 2 年度    | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区 営 | 8,675〔26〕  | 8,623〔26〕  | 8,623〔26〕  | 8,587〔26〕  | 8,499〔26〕  |
| 民 営 | 6,782〔38〕  | 7,648〔47〕  | 7,653〔52〕  | 7,595〔52〕  | 7,595〔52〕  |
| 計   | 15,457〔64〕 | 16,271〔73〕 | 16,276〔78〕 | 16,182〔78〕 | 16,094〔78〕 |

## 2 自転車等の放置防止対策

区では、自転車等駐車場を設置した駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置された自転車等については、撤去や指導啓発・警告を行い、放置自転車等の解消に努めています。なお、令和 2 年 4 月から武蔵小山駅周辺の自転車・バイク放置禁止区域を拡大し放置自転車等の指導および撤去活動を強化しています。

また、八潮北保管所および不動前保管所において、撤去した自転車等の保管・返還業務を行っています。返還業務の利便性・効率性向上のため庁舎と保管所をオンラインで結ぶ撤去自転車管理システムを稼働させているほか、保管所の返還業務時間も年末年始を除く毎日午前 10 時から午後 7 時に設定しています。

撤去台数と撤去後の措置状況の推移

(単位：台)

|                       | 平成 30 年度 |     |       | 令和元年度 |     |       | 令和 2 年度 |     |       |
|-----------------------|----------|-----|-------|-------|-----|-------|---------|-----|-------|
|                       | 自転車      | バイク | 計     | 自転車   | バイク | 計     | 自転車     | バイク | 計     |
| 撤 去                   | 9,644    | 39  | 9,683 | 8,674 | 34  | 8,708 | 7,712   | 69  | 7,781 |
| 返 還                   | 6,347    | 15  | 6,362 | 6,033 | 14  | 6,047 | 5,571   | 31  | 5,602 |
| 売却処分<br>(海外リサイクル、部品)  | 2,933    | 0   | 2,933 | 2,206 | 0   | 2,206 | 2,063   | 71  | 2,134 |
| リサイクル<br>(国内リサイクル、供与) | 361      | 0   | 361   | 319   | 0   | 319   | 204     | 0   | 204   |

|                       | 令和 3 年度 |     |       | 令和 4 年度 |     |       |
|-----------------------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|
|                       | 自転車     | バイク | 計     | 自転車     | バイク | 計     |
| 撤 去                   | 8,361   | 55  | 8,416 | 8,985   | 30  | 9,015 |
| 返 還                   | 6,282   | 24  | 6,306 | 6,947   | 13  | 6,960 |
| 売却処分<br>(海外リサイクル、部品)  | 1,629   | 0   | 1,629 | 1,710   | 0   | 1,710 |
| リサイクル<br>(国内リサイクル、供与) | 177     | 0   | 177   | 216     | 0   | 216   |



国内リサイクル販売例

※撤去した自転車については、年度内にすべての返還等の手続きが実施できないことから、撤去台数と返還、処分及びリサイクルの合計台数が異なる。

### 撤去自転車等に対する返還の推移

(単位：％)

|     | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----|----------|-------|---------|---------|---------|
| 返還率 | 65.7     | 69.4  | 72.0    | 74.9    | 77.2    |

#### <保管所>

八潮北保管所 品川区八潮 1 丁目 3 番 1 号 TEL03-3790-8820

不動前保管所 品川区西五反田 3 丁目 11 番 14 号 TEL03-5436-8885

返 還 日 毎日（年末年始を除く）

業 務 時 間 午前 10 時 ～ 午後 7 時

保 管 料 自転車 3,000 円 バイク 5,000 円



八潮北保管所



不動前保管所

### 3 リサイクル事業

区では、撤去自転車を再生自転車として海外（東南アジア）や区民に販売する団体（ふれあい作業所、東京都自転車商協同組合品川・荏原支部）など、広範囲にリサイクルを実施しています。

#### 撤去自転車に対するリサイクル自転車の内訳

(単位：台)

|                 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 海外リサイクル         | 2,640    | 1,985 | 1,857   | 1,466   | 1,539   |
| リサイクル(部品)       | 293      | 221   | 206     | 163     | 171     |
| 東京都自転車商<br>協力組合 | 111      | 65    | 51      | 51      | 46      |
| ふれあい作業所         | 250      | 254   | 153     | 126     | 125     |
| 国内・海外供与         | 0        | 0     | 0       | 0       | 45      |

※令和 4 年 11 月に、在スリランカ日本国大使館からの要請に基づき、スリランカへ 45 台供与した。

道

路

課

# 1. 道路等の維持管理

道路のうち、区道として認定された路線は条例に定められた幅員・構造などの基準に従い、区が管理を行います。

★根拠・法令 道路法、河川法、電気事業法、区条例<sup>1</sup>

## 1 道路維持管理（道路維持担当＜維持・安全＞）

### （1）道路の維持管理

区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、道路の維持補修および清掃作業等を行っています。また平日の巡回点検に加え、区役所閉庁時（土日祝日等）にも巡回点検を行っています。

【主な作業内容】 ① 小規模な路面のひび割れ、段差等の維持修繕

② 側溝<sup>2</sup>・柵の維持修繕、<sup>しゅんせつ</sup>浚渫<sup>3</sup> ③ 道路の清掃

【L形側溝の取換え】



【路面のひび割れ・段差補修】



＊ 令和5年度予算額 688,833千円

### （2）しなみちレポートの運用

令和4年4月より、しなみちレポートを導入し、ICTおよびAIを活用した2つのサービスを利用して、区民サービスの向上、道路管理の効率化を目指しています。

#### ①区民協働投稿サービス

スマートフォンアプリによる区民投稿から情報を収集し、道路の損傷や不具合の迅速な補修等を行い区民サービスの向上を目指します。

<sup>1</sup> 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

<sup>2</sup> 側溝：道路の端にあり、道路の雨水を集め、下水道管とつながっている柵へと誘導するもの。

<sup>3</sup> 浚渫：柵や管などを掃除し、ごみや泥などを排除すること。

## ②道路損傷検出サービス

道路点検パトロール車両に搭載したスマートフォンのカメラで路面状況をAI解析し、異常があれば画像で検出される機能により効果的な点検を実施しています。本システムにより検出された路面のひび割れ等は現地を確認し、損傷状況に応じて補修作業等を行っています。

しなみちレポートで区道の安全・安心を提供

### ① 区民協働投稿サービス



道路の損傷や不具合を発見



スマートフォンから投稿



区が投稿箇所の調査・補修

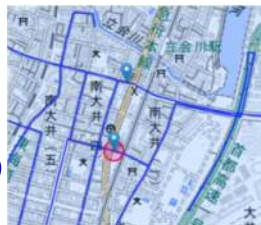


対応状況を把握

### ② 道路損傷検出サービス



道路点検パトロールにAIを活用した道路損傷検出サービスを利用



AI解析で検出された異常箇所を地図と画像で正確かつ迅速に把握



現地確認



路面修繕作業

\* 令和5年度予算額 6,588千円

## (3) 街路樹等の維持管理

道路環境の整備と街の緑化を推進するために、街路樹や植樹帯を配置し、適時、剪定・除草・支柱取替および害虫防除等を行っています。

\* 令和5年度予算額 190,844千円

## 2 交通安全施設整備（道路維持担当＜維持・安全＞）

### (1) 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の維持修繕

区民を交通事故から守るとともに、車両等の運転者に対しても安全で安心な道路環境を確保するため、防護柵（ガードレール等）<sup>1</sup>、反射鏡（カーブミラー）<sup>2</sup>、道路標識、区画線、ゾーン30路面表示、スクールゾーンカラー表示<sup>3</sup>等を適正に管理しています。

\* 令和5年度予算額 28,817千円

<sup>1</sup> 防護柵：歩行者や道路沿いの建物を保護し、歩行者・自転車のみだりな横断を抑制する目的で設置された柵。

<sup>2</sup> 反射鏡：交差点において、建物などにより死角となる方向の道路の様子を手前から見えるように設置された鏡。

<sup>3</sup> スクールゾーンカラー表示：小学校の通学路において、登校時（7:30～8:30）の安全確保のために車両の進入禁止規制をしているエリアの入口部分の路面に設置している法定外標示。

## (2) 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の整備

防護柵（ガードレール等）、反射鏡（カーブミラー）、道路標識、区画線などの交通安全施設は、道路本体の機能を補完するものです。また、歩行者などの安全な通行空間を確保するため、路側帯等のカラー標示を行い、車両から歩行者などを認識しやすくすることにより、交通環境の向上を図っています。



＊ 令和5年度予算額 68,494千円

## (3) 交差点改良

交通事故発生の恐れがある交差点を中心に、夜間高視認性舗装<sup>1</sup>（キラ舗装）工事、すべり止め舗装<sup>2</sup>工事、自発光式のブロック<sup>3</sup>設置などの安全対策を行います。

### 交差点改良年度別実績

（単位：箇所）

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 整備数 | 6      | 9     | 5     | 4     | 2     |



＊ 令和5年度予算額 17,740千円

## (4) 多摩産材を活用したもくさく整備事業

多摩産材をあらたに道路附属物の素材として活用し、脱炭素社会の実現を目指していきます。

本年度は、検討路線での設計を進め1路線にもくさく（横断抑止柵）の設置を行います。



＊ 令和5年度予算額 10,500千円

<sup>1</sup> 夜間高視認性舗装：夜間に車のヘッドライト等により反射する材料を混入した舗装。

<sup>2</sup> すべり止め舗装：すべりにくくするための微細な材料を混入した舗装。

<sup>3</sup> 自発光式のブロック：太陽電池により、夜間赤色に点滅するブロック。

### 3 電気設備等の設置管理（電気設備係）

#### （１）街路灯、私道防犯灯の維持管理

区が管理する街路灯（橋梁灯、歩道橋灯含む）および私道防犯灯が、安定して機能するよう、ランプ類の取替え、小破修理等の維持管理を行っています。

街路灯維持管理年度別管理基数

（単位：基）

| 年 度   | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-------|----------|--------|---------|---------|---------|
| 管理総数  | 18,820   | 19,015 | 19,196  | 19,212  | 19,260  |
| 街路灯等  | 13,477   | 13,687 | 13,910  | 13,960  | 14,029  |
| 私道防犯灯 | 5,343    | 5,328  | 5,286   | 5,252   | 5,231   |

（各年度末現在）

＊ 令和 5 年度予算額 155,008 千円

#### （２）街路灯等の整備

老朽化した街路灯、私道防犯灯の建て替えに合わせて、地球環境保全の立場から、本年度は 775 基をＬＥＤ型街路灯に建て替えていきます。

なお令和 5 年 3 月末現在で 14,476 基（設置率 75.2%）をＬＥＤ型街路灯に建て替えています。

街路灯建替年度別実績

（単位：基）

| 年 度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----|----------|-------|---------|---------|---------|
| 建替数 | 1,725    | 1,610 | 1,789   | 1,118   | 2,298   |

（各年度末現在）

災害時消えない街路灯



ＬＥＤ型街路灯



＊ 令和 5 年度予算額 99,915 千円

## 2. 道路改良事業

人や車が、日々、安全で快適に利用できるようにするため、品川区舗装修繕計画に基づく舗装や側溝の改修などを行っています。

★根拠・法令 道路法、区条例<sup>1</sup>

### 1 路面等改良事業（道路維持担当＜工事＞）

#### （1）路面・側溝改良工事

車両通行による振動・騒音の軽減、また、車両の走行の安全性、快適性を確保するため、老朽化した道路の舗装の打替えや側溝改修を計画的に行っています。この工事では各占用企業者による仮舗装を含めて改良するとともに、マンホールの高さの調整や導水管の補修<sup>2</sup>もあわせて行います。

令和5年度は、路面改良 6,000 m<sup>2</sup>、側溝改良 1,000mを行います。

#### （2）雨水流出抑制工事

治水対策として歩道の透水性を高めるとともに雨水浸透枥<sup>3</sup>を設置し、雨水を地下に浸透させ、雨水が短時間に下水道管や河川に流れ出ることを抑制して都市型水害<sup>4</sup>の軽減を図ります。令和4年度末までの整備個数は、4,821 個です。

令和5年度は、雨水浸透枥 20 個を設置する予定です。

##### 雨水浸透枥設置数年度別実績

（単位：個）

| 年 度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----|----------|-------|---------|---------|---------|
| 設置数 | 15       | 16    | 12      | 41      | 20      |

#### （3）バリアフリー工事

令和5年度は、側溝段差解消 40 箇所、歩道平坦化 10 箇所、視覚障害者誘導用ブロック設置 100mを行います。

##### バリアフリー工事年度別実績

| 年 度            | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|----------------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 側溝段差解消         | 13 箇所    | 30 箇所    | 21 箇所   | 20 箇所   | 14 箇所   |
| 歩道平坦化          | 28 箇所    | 79 箇所    | 6 箇所    | 18 箇所   | 2 箇所    |
| 視覚障害者誘導用ブロック設置 | 343.8m   | 1,202.2m | 18.0m   | 20.0m   | 253.0m  |

<sup>1</sup> 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路の移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

<sup>2</sup> 導水管の補修：下水を流すため、陶器や塩化ビニール管で作られた管の補修。

<sup>3</sup> 雨水浸透枥：雨どい等から流入する雨水を受け、側面や底面の孔（あな）から、雨水を地中へ浸透させる枥（ます）。

<sup>4</sup> 都市型水害：大都市特有の水害で、街がアスファルトやコンクリートに覆われているため、降った雨が下水道管や河川に一気に集中して起こる水害。

#### (4) 低炭素アスファルト舗装の試行

製造時の二酸化炭素排出量を低減できる「低炭素アスファルト」を道路舗装工事で使用し、舗装部分の出来栄や施工性を検証します。

区道の多くを占める生活道路等でも適用できるかを検証し、結果が良好な場合は、道路舗装工事での適用を原則化する予定です。

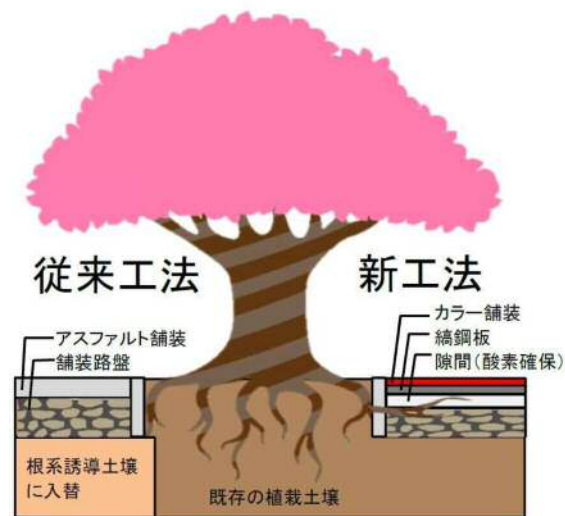
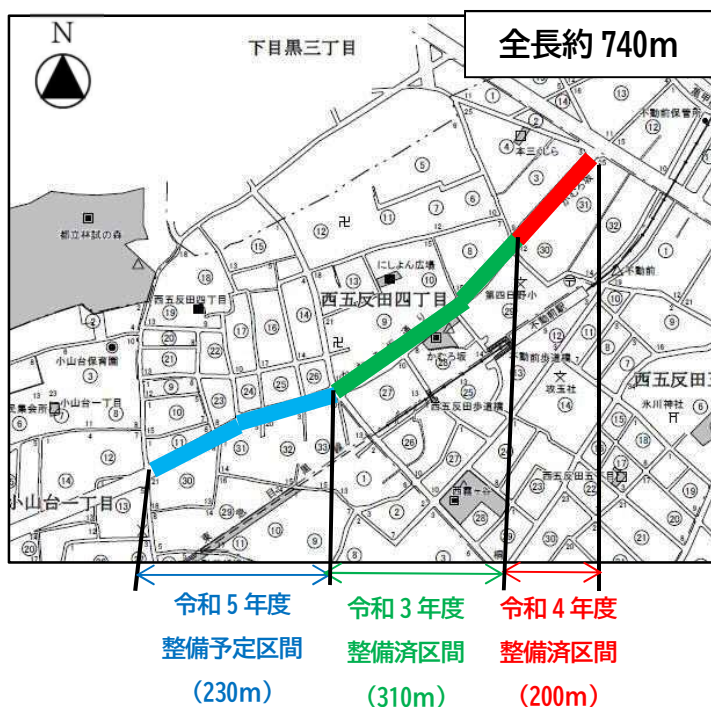
区発注工事全てに適用した場合の  
年間の二酸化炭素排出量  
約 6,750kg 削減（見込み）  
杉の木 482 本が 1 年間に吸収する量に相当



#### (5) かむろ坂根上対策整備工事

サクラの根上りによる歩道段差を解消するため、令和3年度から段階的に段差解消工事を行っています。

根上りは土中の酸素不足による現象で、その対策には、大規模な土壌改良が必要でした。今回、従来工法のほかに、全国初となる低コストの新工法を継続的に試験実施し、その有効性を比較、検証しています。



※根上対策新工法について

しながわのチカラ「かむろ坂のさくらを守る新たな挑戦」:

<https://www.youtube.com/watch?v=IELGhge8irQ>

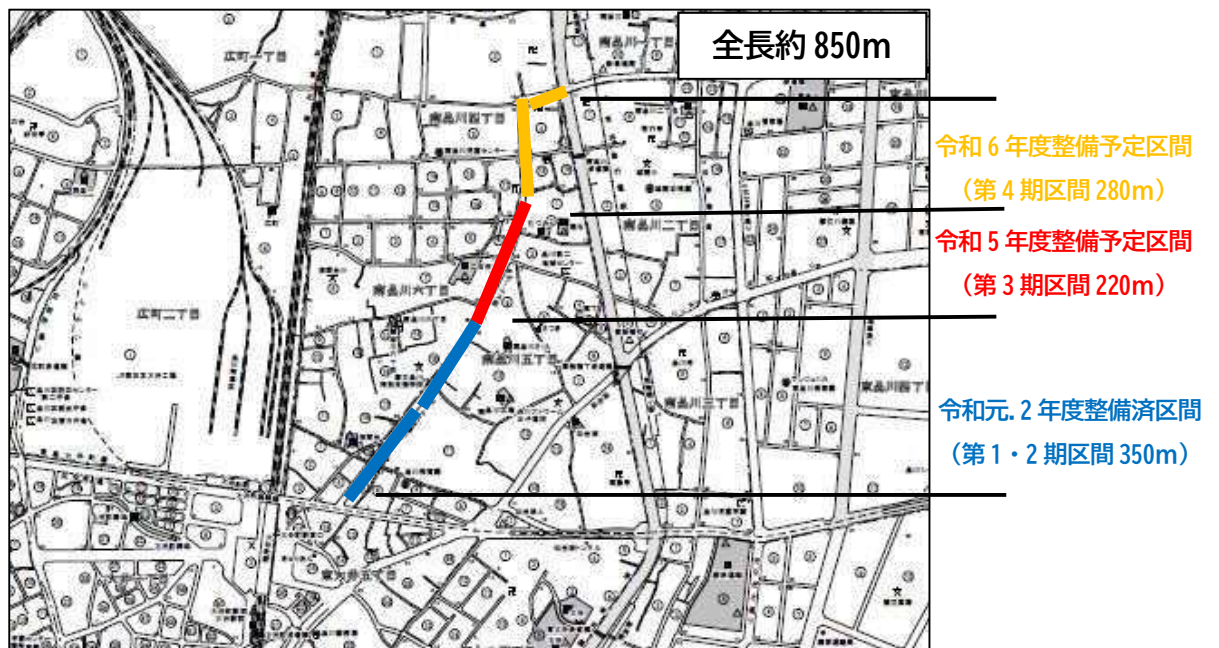
## (6) 東五反田一丁目バリアフリー特定道路の整備

道路の面的なバリアフリー重点整備として、国土交通大臣が令和元年に指定したバリアフリー特定道路未整備区間のうち、早期整備が可能な東五反田一丁目バリアフリー特定道路を整備します。



## (7) ゼームス坂下区間歩道の段差解消

ゼームス坂下区間について、大井町駅周辺地区バリアフリー計画に基づき整備した坂上区間と、品川健康センターや新馬場駅へのバリアフリー動線を連続化します。令和5年度は第3期区間を整備します。



## (8) 踏切道の視覚障害者誘導用ブロックの整備

令和4年4月に奈良県で発生した視覚障害者の踏切内事故再発防止として、国は6月に視覚障害者の安全な踏切歩行に関するガイドラインを改定しました。

区内26箇所の踏切について、ガイドラインを踏まえた誘導方法を鉄道事業者と連携しながら検討し、優先順位の高い踏切から誘導用ブロックを整備していきます。

### 3. 道路整備事業

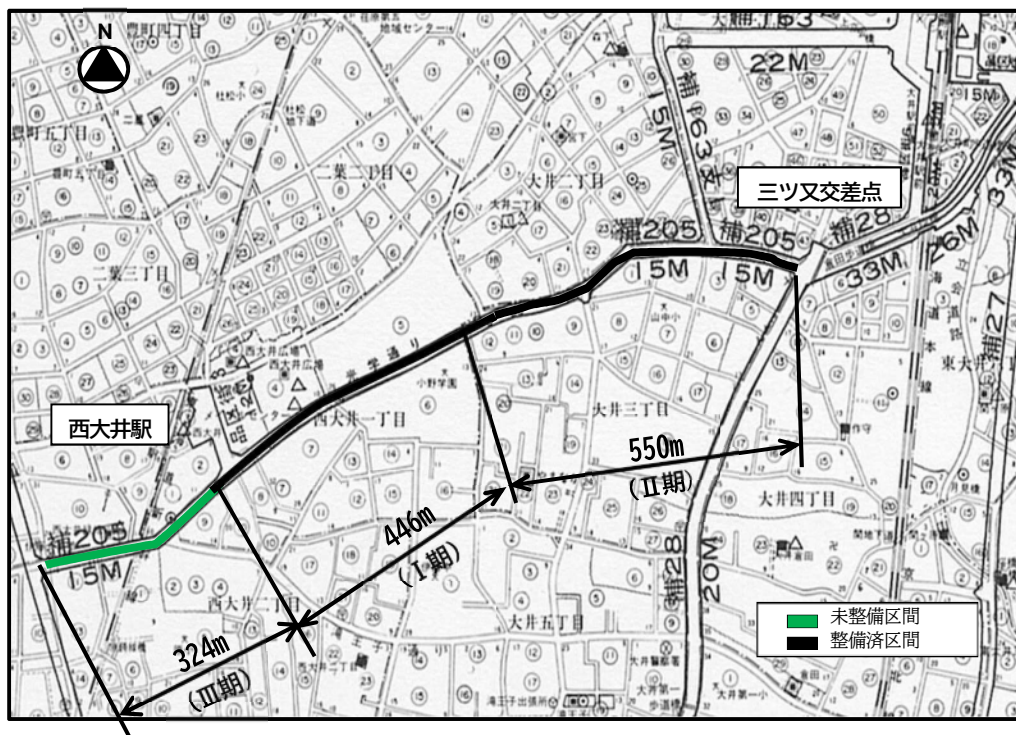
★根拠・法令 道路法、都市計画法、電線共同溝の整備等に関する特別措置法、区条例<sup>1</sup>

#### 1 都市計画道路事業（道路建設担当・用地担当）

##### （1）補助 205 号線整備事業

補助 205 号線は、区を中心核である大井町駅周辺と西大井地区を結ぶ横断軸道路として整備するとともに、沿道地域の都市基盤の整備、交通安全、防災対策の向上を図るための地区幹線道路としても整備を進めています。

令和 5 年度は、未整備区間（Ⅲ期）の整備に向けて、概略修正設計を実施します。



\* 令和 5 年度予算額 5,700 千円

##### （2）補助 163 号線整備事業

補助 163 号線は、五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路であり、補助 26 号線の開通により、その整備は急務の課題となっています。

既に、大崎駅周辺のⅠ期区間と大井町駅前および 26 号線から 205 号線までのⅡ期区間の整備が完了し、令和 4 年度にはⅢ期区間約 1,020mのうち、東急大井町線高架下から区役所前の約 65m の区間について整備が完了しました。

また、残りの未整備区間については広町地区でのまちづくりとも連携しながら整備に向けた検討を進めます。

<sup>1</sup> 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。



## 4. 橋 梁 等 の 維 持 管 理

★根拠・法令 道路法、河川法

大崎駅西口エレベーター

### 1 橋梁等の維持管理（工務係・道路維持担当＜維持・安全＞・電気設備係）

河川等に架かる橋や横断歩道橋等の橋面<sup>1</sup>舗装・橋桁<sup>2</sup>塗装・高欄<sup>3</sup>の維持補修を行います。また、バリアフリーを推進するために設置した大森駅歩道橋エスカレーター、大崎駅東口・西口・新西口・八潮橋・西五反田歩道橋・百反歩道橋・勝島歩道橋にある各エレベーターの日常点検や運行管理を行っています。



\*令和5年度予算額 53,355千円

## 5. 橋 梁 改 修 事 業

★根拠・法令 道路法、河川法、港湾法

### 1 橋梁改修事業（工務係）

区は、令和4年度に更新した橋梁長寿命化修繕計画<sup>4</sup>に基づき、橋梁のきめ細かな点検と先を見通した修繕工事を行います。

令和5年度は5橋の設計、補修・撤去工事を実施します。また、5年に1度の橋梁定期点検を実施します。

橋梁改修事業年度別実績

（単位：橋）

| 年度<br>項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 補修工事     | 8      | 2     | 9     | 3     | 3     |

<sup>1</sup> 橋面：橋の表面で、人や車などが通行するところ。

<sup>2</sup> 橋桁：橋の横側や裏側などの部分。橋をさびや腐食から守るために表面は塗装されており、劣化への対策として、一定期間で塗装をやり直す必要がある。

<sup>3</sup> 高欄：橋を渡る人や車が、下に落ちないようにするための柵や手すり。欄干。

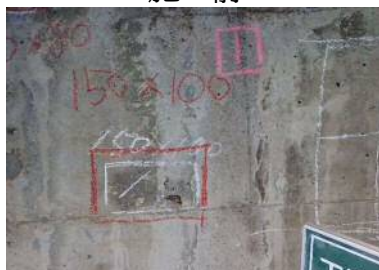
<sup>4</sup> 橋梁長寿命化修繕計画：当初設定されていた設計耐用年数を、効率的・効果的な対策により延命化させることなどを定めた計画。

## (1) 橋梁長寿命化の推進

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象橋梁の補修工事を行います。

【補修工事（断面修復工）】・・御殿山橋

施工前



橋台<sup>たてかべ</sup>縦壁の剥離

施工中



縦壁<sup>はつ</sup>削り・鉄筋ケレン

施工後



補修材による修繕

【補修工事（伸縮装置取替工）】・・御殿山橋

施工前



施工中

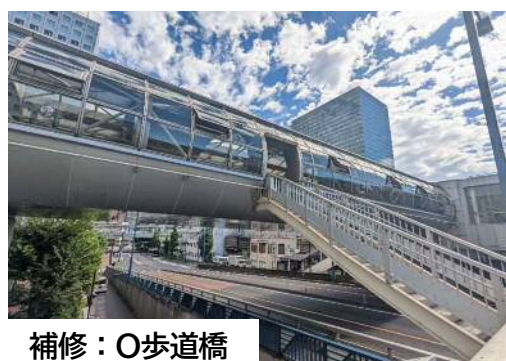


施工後



【令和5年度 主な工事箇所】

補修工事



補修：O歩道橋



補修：夢さん橋



補修：大井町歩道橋



撤去：勝島西歩道橋

\* 令和5年度予算額 439,573千円

## 6. 用地取得

★根拠・法令 土地収用法等

### 1 用地取得（用地担当）

区民福祉の向上に資する公共施設の整備拡充のため、主管課の依頼に基づき用地の取得を進めています。

#### 用地取得年度別実績

| 年度<br>項目 | 平成 30 年度                | 令和元年度                 | 令和 2 年度                  | 令和 3 年度                 | 令和 4 年度                 |
|----------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 取得件数     | 16 件                    | 13 件                  | 13 件                     | 23 件                    | 18 件                    |
| 取得面積     | 1,736.47 m <sup>2</sup> | 349.53 m <sup>2</sup> | 14,105.30 m <sup>2</sup> | 7,050.80 m <sup>2</sup> | 6,539.60 m <sup>2</sup> |
| 取得金額     | 26,100 千円               | 352,291 千円            | 3,964,208 千円             | 2,030,513 千円            | 3,517,186 千円            |

#### 【取得事例】

令和 4 年度取得 旧国家公務員宿舎小山台住宅等跡地



公

園

課

# 1. 水とみどりの基本計画・行動計画

平成 24 年 6 月に策定した「水とみどりの基本計画・行動計画」を令和 4 年 3 月に改定しました。令和 5 年度より学識経験者等で構成する「水とみどりの基本計画・行動計画推進会議」を開催し、施策の達成状況や活動状況の評価・点検を行います。

## ★根拠・法令

都市緑地法、品川区みどりの条例

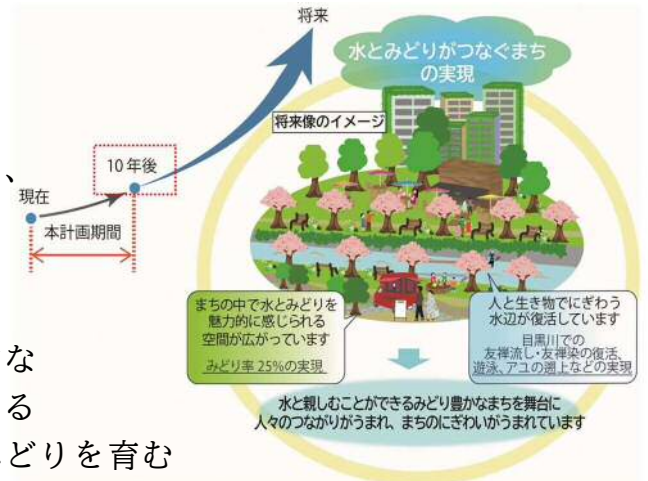
## 1 計画の目標と基本方針

### (1) 将来像

区民や事業者等と連携し、多様な手法で『水とみどりがつなぐまち』の実現を目指し、区民が住み続けたいと感じる、水とみどりに親しむことができるみどり豊かなまちを次世代につないでいきます。

### (2) 基本方針

- ・ 方針 1：区民の安全や生き物の命を支える  
水とみどりを守り育てる
- ・ 方針 2：身近な水とみどりを柔軟に活用し、  
多様で豊かな暮らしを実現する
- ・ 方針 3：品川らしい水とみどりを継承し、  
まちづくりに活かす
- ・ 方針 4：様々な人の活躍の場となる魅力的な  
水とみどりのにぎわい拠点をつくる
- ・ 方針 5：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む



### (3) 計画の目標

みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます。

#### ■みどりに関する数値目標

- ①みどりのきれいさやみどり空間の  
区民満足度 80% (現状 52.0%)
- ②みどり率 21.7% (現状 21.1%)
- ③NP0 やエリアマネジメント等の地域団体による利用を促進、管理する公園数  
22箇所 (現状 10箇所)

#### ■水辺に関する数値目標

- ①水のきれいさや水辺空間の  
区民満足度 50% (現状 31.3%)
- ②親しめる水辺が多いと感じる  
区民の割合 50% (現状 28.5%)
- ③区有船着場の利用回数  
450 回/年 (現状 150 回/年)

\* 令和 5 年度予算額 1, 6 6 1 千円

## 2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）

### ★根拠・法令

都市緑地法、生物多様性基本法、品川区みどりの条例、品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱、品川区屋上緑化等助成要綱、品川区みどりと花のボランティア実施要綱、品川区マイガーデン設置要綱

### 1 区民のみどりづくり支援

#### （1）緑化活動支援事業（みどりの係）

##### ①園芸講座（公園維持担当）

緑化の啓発・普及を図るため、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。  
令和5年度より公園の維持管理業務に含め実施します。

1回 25名 × 2回開催

##### ②みどりのモデル地区

地域緑化の一層の推進を図るため、町会・自治会を単位として「みどりのモデル地区」を指定し、住民の自主的緑化活動を支援します。

＊ 平塚二丁目町会（令和5年4月1日指定）

＊ 令和5年度予算額 437千円

##### ③緑化指導認定事務

「品川区みどりの条例」に基づき、面積300㎡以上の敷地に建築行為等を行おうとする者に対して、緑化計画書の提出を義務付け、緑化について指導することで、区内の緑を確保していきます。

また、優れた緑化が行われた物件に対して「品川区緑化大賞」、「品川区緑化賞」を贈り顕彰することにより、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図ります。



緑化賞〔令和4年度受賞物件〕

## 緑化計画書認定実績

| 年度               | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------------------|----------|--------|---------|---------|---------|
| 認定件数（件）          | 95       | 103    | 98      | 99      | 89      |
| 接道部緑化<br>認定延長（m） | 6,575    | 6,215  | 6,190   | 5,130   | 4,245   |
| 敷地内緑化<br>認定面積（㎡） | 168,694  | 90,861 | 139,487 | 81,260  | 27,397  |
| 屋上緑化等<br>認定面積（㎡） | 9,954    | 7,444  | 10,671  | 6,201   | 11,830  |

\* 令和 5 年度予算額 7 3 3 千円

### ④街なみ緑化助成事業

#### ・生垣助成（品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱）

地域の緑化を推進し、街なみの景観を向上することを目的とし、道路に接する箇所に生垣や樹木を希望する方に助成金を交付しています。

これまでの助成制度はブロック塀等の除去と緑化が一体となっていました。平成 30 年 12 月より建築課が道路沿いのブロック塀等の除去助成を始めたことから、令和元年度（平成 31 年度）からは生垣などの緑化に特化した助成制度となります。



#### 生垣助成実績

| 年度      | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 助成件数（件） | 2        | 7     | 2       | 8       | 7       |
| 緑化延長（m） | 11.3     | 32.8  | 11.6    | 38.0    | 34.5    |

#### ・屋上緑化等助成（品川区屋上緑化等助成要綱）

既存建物や新築建物の屋上等を緑化する方に、工事費用の一部を助成します。（緑化計画書の提出が求められている物件については、基準を上まわった部分が助成対象となります）



## 屋上緑化等助成実績

| 年度      | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 助成件数（件） | 2      | 0     | 2     | 3     | 3     |
| 緑化面積（㎡） | 11     | 0     | 8     | 83.3  | 3.3   |

＊ 令和5年度予算額 3,895千円

### ⑤みどりのボランティア支援（品川区みどりと花のボランティア実施要綱）

区が管理する花壇の花苗の植付けや管理、公園・道路の清掃などについてボランティア活動をしていただいている地域の方々を支援し、区民の手による緑化と花のあるまちづくりを後押ししています。



### みどりと花のボランティア登録団体数等

| 年度        | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 登録団体（団体数） | 178    | 171   | 170   | 175   | 176   |
| 登録者数（人）   | 1,413  | 1,381 | 1,381 | 1,218 | 1,220 |

＊ 令和5年度予算額 10,213千円

### ⑥みどりの保存事業

緑を守る施策の一環として「品川区みどりの条例」の規定に基づき、区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て保存樹木に指定し、基本剪定や害虫駆除など維持管理の一部を区が実施しています。

また、区が指定した保存樹木の枝折れ、落下等により事故が発生し、所有者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて保険にも加入しています。

※ 保存樹木等の指定基準

- ・ 樹木 地上1.5mの高さにおける幹回りが、1.2m以上の立木
- ・ 樹林 樹林の面積が300㎡以上あるもので、保存樹木の基準に該当する樹木を1本以上含むもの
- ・ 生垣 高さが0.9m以上で、その長さが30m以上あるもの



## 保存樹と保存樹林の指定数

| 年度     |                | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------|----------------|----------|--------|---------|---------|---------|
| 保存樹（本） |                | 281      | 277    | 282     | 324     | 320     |
| 保存樹林   | 箇所             | 21       | 21     | 21      | 21      | 22      |
|        | m <sup>2</sup> | 89,316   | 89,316 | 89,316  | 89,316  | 89,816  |

＊ 令和 5 年度予算額 73,321 千円

### ⑦愛される桜を伝える事業

日本人にとって桜は古来から様々な名歌に詠まれ、現代ではお花見文化で親しまれるなど、区民にとっても愛着のある存在です。

しかし、高齢化等による幹の空洞化の発生により、安全管理のうえで伐採せざるを得ないことがあります。今までは植替えには購入した若木を用いてきましたが、接ぎ木により地域に愛されている桜のDNAを伝承していきます。

令和 5 年度は、令和 4 年度に実施した権現桜の接ぎ木管理を行うとともに、区内の思い入れのある桜を選定し接ぎ木の生産・管理を実施します。

また、令和 4 年度に作成したチラシを区有施設などで配布するとともに、区ホームページに掲載し事業の周知を図ります。



### 権現桜伝承プロジェクトスケジュール(令和4～7年度)



＊ 令和 5 年度予算額 1,532 千円

## ⑧緑化相談

庭木やベランダの鉢植えなど植物に関する相談を行っています。

| 年度   | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 14       | 5     | 8       | 3       | 13      |

## ⑨品川区生物多様性地域戦略策定

令和 5 年 3 月に生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「品川区生物多様性地域戦略」を品川区環境基本計画に包含し策定しました。

また、平成 24 年に作成した「品川区の生き物たち」のパンフレットを更新しました。



## (2) みどりとふれあう場所づくり (公園維持担当)

### ①マイガーデンの運営 (品川区マイガーデン設置要綱)

区民が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を進めるマイガーデン(区民農園)の運営を行っています。

令和 3 年 8 月から西五反田 6 丁目に新たにマイガーデン西五反田を開園しました。

利用期間：4 月から翌年 2 月の 11 カ月

利用料：2,000 円/月

区画数：32 区画 (南大井)

16 区画 (西五反田)



マイガーデン西五反田

### 応募状況

#### ○マイガーデン南大井

| 年度       | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|----------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 区画数 (区画) | 32    | 32      | 32      | 32      | 32      |
| 応募倍率 (倍) | 2.5   | 2.9     | 4.0     | 4.6     | 3.8     |

#### ○マイガーデン西五反田

| 年度       | — | — | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|----------|---|---|---------|---------|---------|
| 区画数 (区画) | — | — | 16      | 16      | 16      |
| 応募倍率 (倍) | — | — | 6.5     | ※継続使用   | 6.9     |

\* 令和 5 年度予算額 1, 5 1 1 千円

### (3) 施設植栽・花壇維持管理（みどりの係）

#### ①区有施設植栽管理

区有施設の樹木の健全な発育とみどりを良好な状態に維持するため、剪定、施肥、害虫駆除等の樹木管理を行います。

＊ 令和5年度予算額 14,696千円

#### ②街角花壇維持管理

うるおいや、やすらぎのある街なみを創造するため、多くの区民が行き交う街角に、花壇を設置（15か所）し、四季折々の花を植えています。



＊ 令和5年度予算額 4,352千円

## 3. 公園・児童遊園整備事業

### ★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例  
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### 1 公園・児童遊園の新設、改修等（公園建設担当）

「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある公園の整備を進めます。また、身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを目指します。

#### 本事業における公園等の施工実績

| 年度          | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度  |
|-------------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 新設面積<br>(㎡) | 130    | 0      | 406    | 2,664 | 742    |
| 改修面積<br>(㎡) | 17,872 | 26,730 | 39,384 | 5,650 | 35,290 |

## (1) 改修事業

### ①しながわ区民公園北側ゾーン整備(第2期)(改修工事)

しながわ区民公園は開園から約30年が経過し、施設の老朽化や多様な利用ニーズへの対応などの課題に対応するため、3つのゾーン分けて段階的に再整備を行っています。中央ゾーン、南側ゾーンについては工事が完了しました。

北側ゾーンは、桜の広場や周囲の園路等を改修・更新する第1期工事が令和4年度に完了し、引き続き少年野球場やテニスコートの更新、少年サッカー場の新設など、運動施設を整備する第2期工事を実施します。本工事の完了により、しながわ区民公園の全体的な改修工事が完了します。



### ②みんなに愛される公園づくり(改修工事)

開園または全面改修から約30年が経過した公園・児童遊園について、計画的な公園施設の更新を行うとともに、誰もが安心して利用できるよう、公園内の見通し確保やバリアフリー化など安全・安心の公園づくりを推進します。

- ・荏原中央公園改修(工事)
- ・八潮北公園改修(管理事務所改築工事)
- ・立会川児童遊園(その2)(設計・工事)
- ・南五公園改修(設計・工事)
- ・西大井広場公園(北側)改修(設計)
- ・浜川北公園改修(設計)
- ・立会川児童遊園(その3)・旗の台北公園改修(設計)
- ・公園・児童遊園便所洋便器化(設計・工事)



旗六公園(令和4年12月完成)



八潮北公園(令和5年3月完成)

### ③子どもたちのアイデアを活かした公園づくり(改修工事)

障害の有無にかかわらず、みんなが一緒に遊べる公園づくりを目指し、ワークショップで提案のあった子どもたちのアイデアを採用したユニバーサルデザインに配慮された公園の改修を行います。

- ・西五反田公園改修（工事）
- ・子供の森公園改修（基本設計）



大井坂下公園（令和４年３月完成）



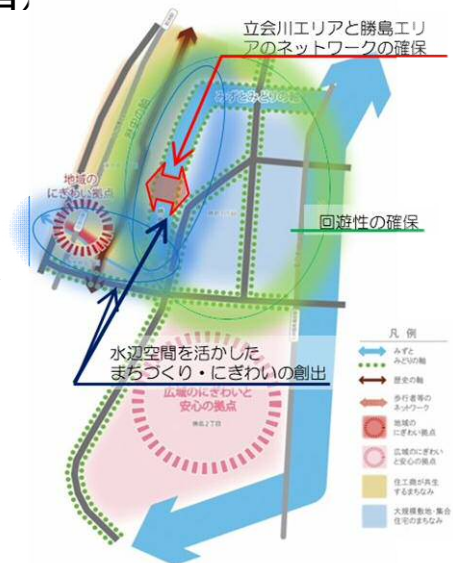
車いすに乗ったまま遊べる砂場

\* 令和５年度予算額 １,４８９,２３５千円

## 2 立会川・勝島地区事業認可等業務（公園建設担当）

平成 30 年度に策定した「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」の目指すべき将来像の実現のため、一体的な水辺空間の整備に向け、「(仮称)勝島人道橋」と特定児童遊園である「しながわ花海道水辺広場」を都市計画法に基づく都市計画公園に定め、(仮称)勝島人道橋の新設やしながわ花海道の改修を行ってまいります。

- ・事業認可策定等支援業務（委託）
- ・(仮称)勝島人道橋整備補足設計（委託）



\* 令和５年度予算額 １９,５００千円

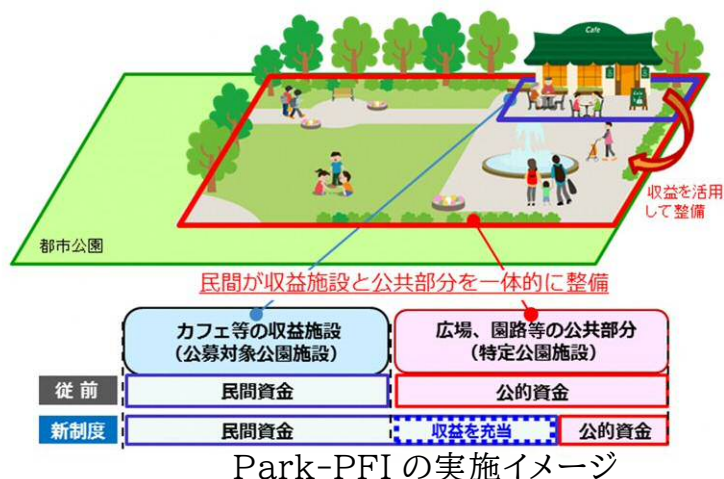
イメージ図

## 3 Park-PFI 導入に向けた調査・検討（公園建設担当）

区内都市公園の活性化や魅力向上と、民間のビジネスチャンス拡大との両立を図るため、飲食店、売店等の公募対象公園施設内への設置および管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備や改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度(Park-PFI)を活用するため、制度導入に向けた調査・検討に引き続き、事業化の検討を行います。

令和５年度は、前年度に区内 7 園程度の絞り込みを行った対象公園に対し

て実施した民間事業者の意見を取り入れるマーケットサウンディング調査を  
基に、事業者の公募および認定を行います。



・Park-PFI 導入に向けた事業化検討(委託)

\* 令和5年度予算額 14,086千円

## 4. 公園・児童遊園の維持管理

### ★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例  
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 1 公園・児童遊園の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

区内の公園・児童遊園・緑地等 273 箇所（令和4年度末）を、常に良好な状況で利用できるように維持管理しています。



鯨洲入江広場



関ヶ原公園複合遊具

### (1) 施設維持管理

遊具やベンチ、管理施設等の点検を行い、必要な補修を行うとともに、園内の清掃、ごみ収集等を実施しています。

- ・公園、運動施設管理委託 39 箇所
- ・清掃委託等 (ふれあい作業所 173 箇所、かもめ工房 15 箇所、シルバー人材センター24 箇所、福祉工場しながわ 1 箇所、エリアマネージメント 5 箇所、施設管理 2 箇所)

### (2) 樹木維持管理

園内の樹木の生育を良好に保ち、必要な肥料や草取り等を実施し管理しています。

### (3) 公園等の電気設備の維持管理

公園等の電気設備を安全、かつ正常に保つために維持管理しています。

- ・ナイター設備 天王洲野球場  
品川南ふ頭公園野球場  
八潮北公園テニスコート・野球場等  
しながわ中央公園多目的広場およびテニスコート  
しながわ区民公園テニスコート
- ・時計設備 245 基

### (4) 公園、児童遊園の照明維持管理

夜間の必要な照度（明るさ）を保つため、照明を維持管理しています。老朽化した公園灯のLED型照明への取替え工事は、令和元年度で完了しました。令和5年度は、しながわ区民公園プール内ナイター照明灯具のLED化工事を計画しています。

### (5) 防犯カメラの整備

地域住民の安全安心と公園における安全対策の強化を図るため、防犯カメラを設置しています。防犯カメラはポケットパークのような小規模な公園を除いたほぼ全ての公園に整備され、良好な維持管理、保守点検を行います。

### (6) ミストで涼しくおもてなしパーク

区立公園5カ所（しながわ区民公園、西大井広場公園、東品川公園、東品川海上公園、文庫の森）にミストを設置し、熱中症対策とあわせて涼しさでおもてなしをします。（7月～9月実施）

## 5. 公衆便所・公園便所の維持管理

### ★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 1 公衆便所・公園便所の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

#### （1）施設維持管理

区民が快適で安心して利用しやすい便所となるよう、164 箇所の便所について日常の維持管理をしています。また、毎日 1～2 回行っている清掃について、駅前等の利用者の多い公衆便所では 3 回実施しています。

・公衆便所 35 箇所、公園便所 108 箇所、児童遊園 21 箇所（令和 4 年度末現在）

#### （2）公園等便所修繕

便所施設の破損が生じたときに、継続して使用できるよう修繕を行なっています。また併せて、バリアフリー化や洋式化も行っています。

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| * 令和 5 年度予算額（公衆便所分） | 5 7, 5 4 8 千円 |
| （公園・児童遊園便所分）        | 5 1, 6 7 1 千円 |

## 6. しながわ水族館

### ★根拠・法令

都市公園法、水族館等施設の運営事業に関する基本協定

しながわ水族館は、平成 3 年 10 月 19 日、「海や川とのふれあい」をテーマに  
娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として、しながわ区民公園内に開  
館しました。入館者数は令和 4 年 6 月に 2,000 万人を達成し、令和 5 年 3 月末  
で「2,033 万人」を超えています。

### 1 しながわ水族館運営支援（水族館担当）

令和 4 年度はコロナ禍による休館はありませんでしたが、入館時に検温や  
消毒を徹底し、管内の滞留人数に注意し営業しました。

令和 5 年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意し、品川区の観  
光資源として、区民の方はもちろん様々な方に、安全に配慮しながら楽しん  
で頂けるような企画や展示を行っていきます。

## 入館者数

| 年 度         | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 入館者数（人）     | 440,505  | 380,500 | 195,644 | 332,369 | 455,773 |
| 区民割引利用者数(人) | 27,305   | 26,131  | 23,242  | 30,174  | 30,436  |



春のイベント案内

## 2 しながわ水族館リニューアル（水族館担当）

令和 4 年 3 月に策定した「しながわ水族館リニューアルの方向性について」に沿って、新たな魅力を発信する施設として整備していきます。令和 5 年度は、運営準備事業者および設計事業者を選定し、令和 6 年度にかけて基本設計を実施します。

### (1)方向性

#### ①次世代水族館の方向性

- ・ 長期基本計画における政策の柱を推進する役割を果たす
- ・ 品川の歴史や文化を発信する都市型観光拠点
- ・ しながわ区民公園と一体的な魅力向上

#### ②イルカ展示とイルカショーの終了

- ・ 新たな計画ではイルカ展示とイルカショーを終了する

#### ③建設場所

- ・ しながわ区民公園内(勝島の海周辺)

#### ④施設規模

- ・ 中規模(延床面積約 5,000 ㎡)
- ・ 年間利用者数想定（初年度 100 万人、5 年後想定 60 万人）

### ⑤主な展示理念

- ・しながわ区民公園の自然と調和し、水中感あふれる展示
- ・品川の水辺の立地を活かした、歴史を感じられる展示
- ・品川らしさのある体験学習の展開
- ・品川の情報発信と区内他施設との連携
- ・区民アイデアを取り入れた展示



しながわ水族館全景

\* 令和5年度予算額 410,394千円

河川下水道課

# 1. 水 辺 の 活 用

## (水辺の係)

区民が水とふれあい、水に親しむとともに、水辺のにぎわいを創出し、来訪者にも心地よく過ごしていただくために、区民や舟運事業者、東京都などと連携して、水辺空間の整備と利活用を進める取り組みを行います。

★根拠法令 河川法、河川敷地占用許可準則、品川区しながわ水族館船着場管理運営要綱、品川区目黒川船着場管理運営要綱、品川区船舶係留棧橋の利用および管理に関する要綱、東品川二丁目防災棧橋平常時利用要綱

### 1. 河川・運河の利用促進

目黒川を区民等に一層親しんでもらうよう、平成 30 年度より、河川敷地占用許可準則を活用したケータリングカーによるランチ等の提供やイベントを占用事業者である地域のエリアマネジメントの運営により実施しています。

令和 5 年度も引き続き、占用事業者と連携しながら地元を主体とした水辺空間のより一層の活用を図ります。

また、水辺空間の積極的な活用による、品川区の観光資源でもある水辺のさらなる魅力向上やにぎわいの創出、舟運の活性化に向け、水辺利活用推進計画の策定に取り組みます。



目黒川 夢まつり（令和 4 年 8 月）



舟運の活性化  
【らくらく舟旅通勤（令和 4 年度実施）】



水辺の取り組みイメージ  
（出典：品川区水辺利活用ビジョン）

\* 令和 5 年度予算額 31,400 千円

## 2. 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発

舟運活性化や水辺のにぎわい創出につながる環境の向上に向け、区有船着場の管理を実施します。

令和5年度は、しながわ水族館船着場の詳細調査を実施するとともに、東海橋船着場を災害時でも使用できるように防災用照明を設置します。

また、令和5年度も引き続き、河川や運河においてマナーを守らない船舶等への対策として、目黒川で舟運関係者と連携した安全航行啓発活動を実施します。

区有船着場一覧

| 名 称            | 住 所            |
|----------------|----------------|
| しながわ水族館船着場     | 勝島2丁目（勝島南運河）   |
| 東海橋船着場         | 北品川3丁目（目黒川）    |
| 品川天王洲船着場       | 東品川1丁目（天王洲運河）  |
| 五反田ふれあい水辺広場船着場 | 東五反田2丁目（目黒川）   |
| 東品川二丁目船着場      | 東品川2丁目（京浜運河）   |
| 五反田船着場         | 西五反田1丁目（目黒川）   |
| 東品川海上公園船着場     | 東品川3丁目（天王洲南運河） |

区有船着場位置図



船着場詳細調査状況



東海橋船着場防災照明設置（イメージ）



東品川海上公園船着場利用状況



航行マナー啓発活動状況

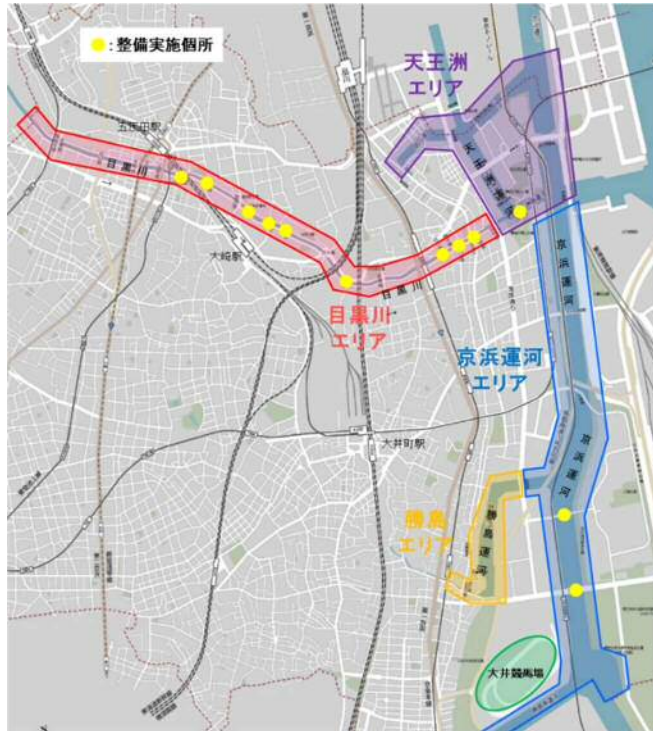
\* 令和5年度予算額 62,595千円

### 3. ヒカリの水辺プロジェクト

区内の水辺が多くの人でにぎわう観光・交流の軸となることを目指し、平成 30 年度から令和 2 年度までに目黒川や京浜運河・天王洲南運河に架かる 13 の橋にライトアップ施設を整備しました。

四季をイメージした色でライトアップするとともに、ピンクリボンデーなど社会運動への支援・賛同を示すアウェアネスカラーや、イベント等と連携した特別演出を行います。併せて、ライトアップ施設の清掃などの維持管理も実施します。

また、ライトアップで発生する CO<sub>2</sub> 排出量対策として、高知県と連携したカーボンオフセットを引き続き実施します。



| 名 称       | エリア  | 整備年度     |
|-----------|------|----------|
| 新 品 川 橋   | 目黒川  | 平成 30 年度 |
| 品 川 橋     | 目黒川  | 平成 30 年度 |
| 荏 川 橋     | 目黒川  | 平成 30 年度 |
| 要 津 橋     | 目黒川  | 令和 2 年度  |
| 三 嶽 橋     | 目黒川  | 令和 2 年度  |
| 森 永 橋     | 目黒川  | 令和元年度    |
| 小 関 橋     | 目黒川  | 令和 2 年度  |
| 鈴 懸 歩 道 橋 | 目黒川  | 令和 2 年度  |
| 山 本 橋     | 目黒川  | 令和元年度    |
| ふれあい K 字橋 | 目黒川  | 令和元年度    |
| か も め 橋   | 京浜運河 | 令和元年度    |
| 勝 島 橋     | 京浜運河 | 令和元年度    |
| ア イ ル 橋   | 天王洲  | 令和 2 年度  |



※ 令和 5 年度予算額 12,267 千円

## 2. 河川および運河の水質改善（水辺の係）

水辺空間の利活用を促進し、区民と水とのふれあいを回復するため、水辺の環境改善の一環として、河川や運河等の水質改善を進めます。

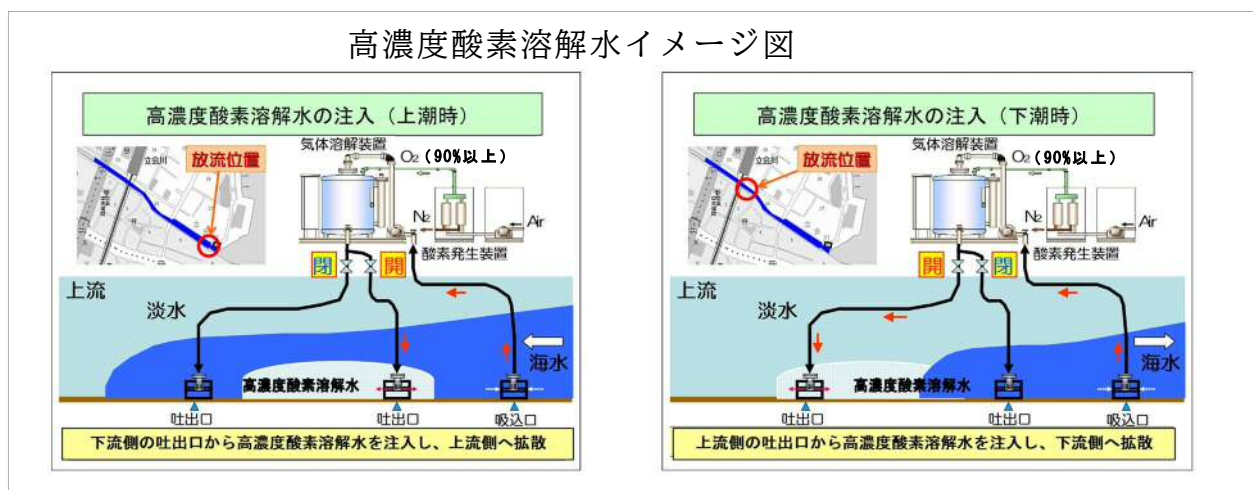
また、護岸および河川管理施設の経年により損傷・劣化した箇所の補修を実施します。

★根拠法令 河川法、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

### 1. 立会川の水質改善

#### （1）高濃度酸素溶解水による水質改善対策

立会川の水質悪化の一因となっている川底付近の酸素不足を解消するため、平成 20 年度から高濃度酸素溶解水による水質改善の取り組みを進めています。高い濃度の酸素を溶解させた水を川の中に流すことで、川底の酸素量を増やして微生物等の活性化を促し水質を改善させます。



＊ 令和 5 年度予算額 28,320 千円

#### （2）河川清掃等

立会川等の河川環境を改善するため、浮遊ゴミの除去や護岸部の洗浄等の清掃作業、堆積した土砂等の浚渫を行います。

##### 河川清掃回数の実績

| 年 度      |         | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|----------|---------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 主な作業の実施数 | 河川清掃    | 23       | 24    | 21      | 25      | 25      |
|          | オイルフェンス | 3        | 3     | 4       | 0       | 0       |
|          | 軽作業     | 1        | 8     | 5       | 5       | 5       |
|          | 船着場等清掃  | 26       | 26    | 41      | 38      | 49      |
|          | その他     | 1        | 0     | 1       | 0       | 0       |
| 作業総数（回）  |         | 54       | 61    | 72      | 68      | 79      |

＊ 令和 5 年度予算額 76,364 千円

### (3) 河川・運河美化の啓発

立会川および勝島運河では、NP0 しながわ花海道や町会が中心となって清掃を実施しています。

令和5年度は、7月7日の「川の日」にあわせて、小学生を対象とした見学会や七夕飾りを実施することで、地域住民の意識の高揚を図ります。



NP0 しながわ花海道による清掃活動

＊ 令和5年度予算額 270千円

## 2. 目黒川の水質改善

### (1) 目黒川浚渫・障害物撤去

目黒川を良好な状態に維持するため、区が維持管理を分担している護岸部分の浚渫作業を東京都と調整を図りながら継続的に進めるとともに、目黒川内に残置されている杭やコンクリートガラ等障害物の撤去作業を行います。

目黒川浚渫量の実績

(単位：m³)

| 年度              | 平成 24～29 年度    | 平成 30 年度    | 令和元年度        | 令和 2 年度    | 令和 3 年度     | 令和 4 年度   |
|-----------------|----------------|-------------|--------------|------------|-------------|-----------|
| 浚渫量<br>(うち土砂の量) | 1,332<br>(443) | 224<br>(74) | 370<br>(123) | 93<br>(31) | 125<br>(41) | 27<br>(9) |

※特別区事務処理特例条例に基づき、都が行うべき事業の一部を特別区が行っており、目黒川の浚渫では、河川中央部を東京都が、両岸からおおむね2mの範囲を品川区が分担。

＊ 令和5年度予算額 123,845千円

### (2) 城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保し水質を向上させることを目的として、平成7年3月から、新宿区にある落合水再生センターでの処理水(再生水)を、世田谷区池尻四丁目の池尻北児童遊園付近から目黒川に導水する事業を実施しています。

平成13年度から送水経費の一部として、区は、年間460万円を負担していますが、東京都の全額負担で事業を実施することを求めて、関係区である目黒区・世田谷区と連携して継続的に東京都に働きかけていきます。

＊ 令和5年度予算額 4,600千円

### 3. 治水対策（水辺の係）

品川区では、治水対策を計画的に推進するため、平成 3 年に「品川区総合治水対策推進計画（平成 25 年改定）」を策定し、下水道整備事業による浸水対策を進めるとともに、流域対策として道路や区有施設に雨水浸透ますの設置等を実施し、一定規模以上の建築物を建築する事業主に対しても、雨水の貯留または地下浸透に係る施設整備を指導しています。

令和 5 年度は、東京都が「東京都豪雨対策基本方針」の改定を予定しており、これらの計画等との整合を図りつつ、さらなる豪雨への対策強化を図るため、令和 6 年度以降の「品川区総合治水対策推進計画」改定に向けて準備を行います。

また、個人住宅等についても助成事業を活用し、治水対策に対する区民の理解と協力を求めつつ、積極的な働きかけを行っています。



治水対策の施策

## 1. 雨水流出抑制の指導

集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、浸透ますや透水性舗装の整備とともに、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」（平成 25 年度制定）に基づき、大規模な民間施設の新築・改築等を行う場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透管・透水性舗装等）の設置を指導しています。

### ★根拠法令 品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱

#### 地域別、開発面積別当たりの対策量

| 施設・地域別 |                         | 敷地面積当たりの対策量   |           |           |
|--------|-------------------------|---------------|-----------|-----------|
| 民間施設   | 東品川 2、5 丁目<br>勝島、八潮、東八潮 | 敷地面積に係わらず     |           | 300 m³/ha |
|        | 上記以外の品川区全域              | 敷地面積 500 m²以上 | 600 m³/ha |           |
|        |                         | 敷地面積 500 m²未満 | 300 m³/ha |           |
| 公共施設   |                         | 敷地面積に係わらず     |           | 600 m³/ha |

#### 雨水流出抑制指導実績

| 年 度  | 昭和 63～平成 28 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 指導件数 | 2,238          | 75       | 87    | 92      | 77      | 67      |

※平成 25 年度以前は「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に基づき指導

## 2. 雨水流出抑制助成事業

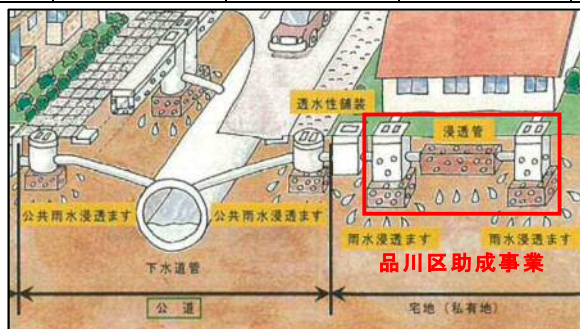
宅地内の雨水浸透施設の設置に要する経費の一部を平成 13 年度より「品川区雨水浸透施設設置助成要綱」に基づき、助成しています。

設置者の費用負担を少なくし、宅地内への雨水流出抑制施設の拡充を図り、さらなる治水力の向上を目指します。

### ★根拠法令 品川区雨水浸透施設設置助成要綱

#### 雨水流出抑制施設設置助成実績

| 年 度           | 平成 13～29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------------|-------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 宅地内浸透施設設置助成件数 | 35          | 2        | 1     | 0       | 1       | 0       |



\* 令和 5 年度予算額 1,036 千円

### 3. 雨水利用タンク設置助成事業

都市の貴重な水資源である雨水を利用することは、浸水被害の軽減のみならず、水循環の保全・回復や省エネ・省資源等の観点からも有効な対策です。

区では、平成 18 年度より「品川区雨水タンク設置助成要綱」に基づき、雨水利用タンクの購入費用と設置工事費用の合計の 1/2（限度額 5 万円）を助成しています。（ただし、設置工事費用の助成額は 1 万 5 千円が上限です。）



タンク設置例

#### ★根拠法令 品川区雨水タンク設置助成要綱

##### 雨水利用タンク設置助成実績

| 年 度  | 平成 18～29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|-------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 助成件数 | 173         | 9        | 7     | 11      | 8       | 3       |

※平成 18 年度より、雨水利用タンクの購入費用の助成を行ってきましたが、区民のさらなる設置の促進を図るために、平成 23 年度より助成内容を拡充し、設置工事費用も助成の対象としました。

＊ 令和 5 年度予算額 5 1 8 千円

### 4. 防水板設置工事助成事業

浸水被害の軽減を目的に、昭和 62 年度より「品川区防水板設置等工事助成要綱」に基づき、住宅・店舗・事務所の出入口等に防水板を設置する区民等に対し、費用の一部を助成しています。

平成 26 年度から、津波や高潮のおそれのある地域において浸水被害の軽減を図るため、区内標高 5 メートル以下に立地している建物に対し、助成対象を拡大しました。助成額は防水板設置等に要した工事費のうち、品川区民である個人の場合はその 3/4、品川区内に登記がある法人の場合はその 1/2（限度額 100 万円）とし、より一層の普及を図っています。（品川区内に住民票、登記がない場合、限度額は 50 万円です。）



防水板設置例

#### ★根拠法令 品川区防水板設置等工事助成要綱

##### 防水板設置工事助成実績

| 年 度  | 昭和 62～平成 28 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 助成件数 | 152            | 3        | 6     | 3       | 4       | 4       |

＊ 令和 5 年度予算額 2, 7 5 6 千円

## 5. 津波・高潮対策事業

立会川では、高潮時の水位上昇による堤内地への溢水被害を抑制するため、樋門が完成するまでの暫定的な対策として溢水防止板を整備しました。

また、東日本大震災では大規模な津波が発生したことから、平成24年度に東海道線から海側と目黒川沿いに海拔表示板を設置して、津波・高潮対策への意識向上を図ってきました。

令和4年度に、老朽化した海拔表示板（64箇所）の取替えを実施しました。



溢水防止板設置状況



更新した海拔表示板

\* 令和5年度予算額 95千円

## 6. 関係機関との連携

### (1) 目黒川

目黒川の河川環境の改善促進のため、東京都への働きかけを行います。

- ・目黒川環境整備促進流域三区連絡会（品川区、目黒区、世田谷区）
- ・城南五区下水道・河川連絡協議会（品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区）

\* 令和5年度予算額 40千円

### (2) その他

浸水被害の軽減等のため、国や都に下水道整備、河川改修および高潮対策等について要望します。

- ・特別区下水道事業促進連絡会
- ・東京河川改修促進連盟
- ・東京高潮対策促進連盟
- ・東京都総合治水対策協議会

\* 令和5年度予算額 320千円

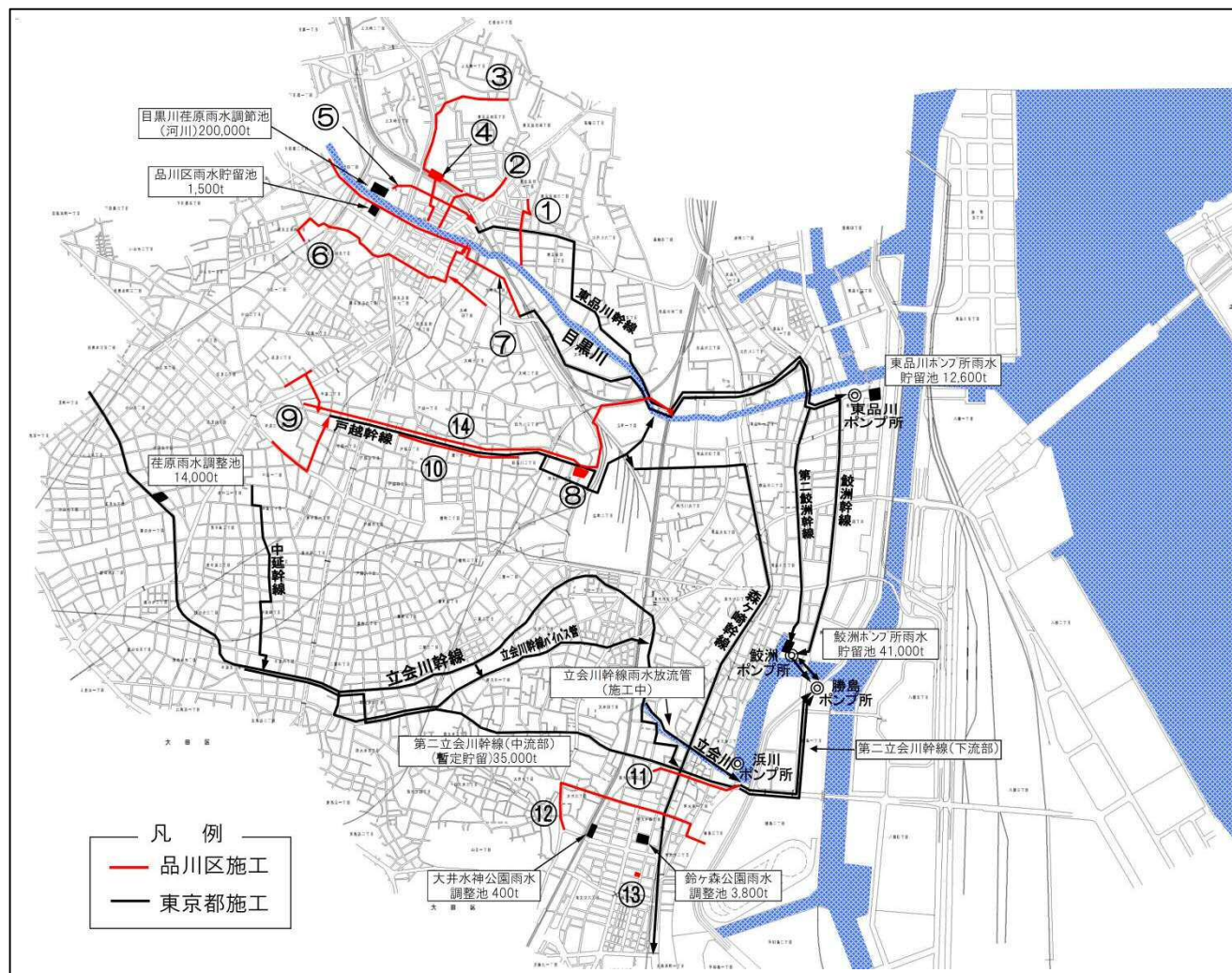
## 4. 下水道施設建設（下水道整備係）

東京都区部における下水道事業は、東京都が一体的に事業を実施していますが、区内の下水道事業を整備促進する観点から、品川区では事業の一部を受託し、東京都と連携して下水道事業を推進しています。

★根拠・法令 下水道法、東京都下水道条例

### 1 排水施設建設事業

品川区は、昭和 62 年度より東京都から目黒川沿い、立会川周辺、戸越・西品川地区の浸水対策事業等の一部を受託し、下水道管、貯留施設等を整備しています。

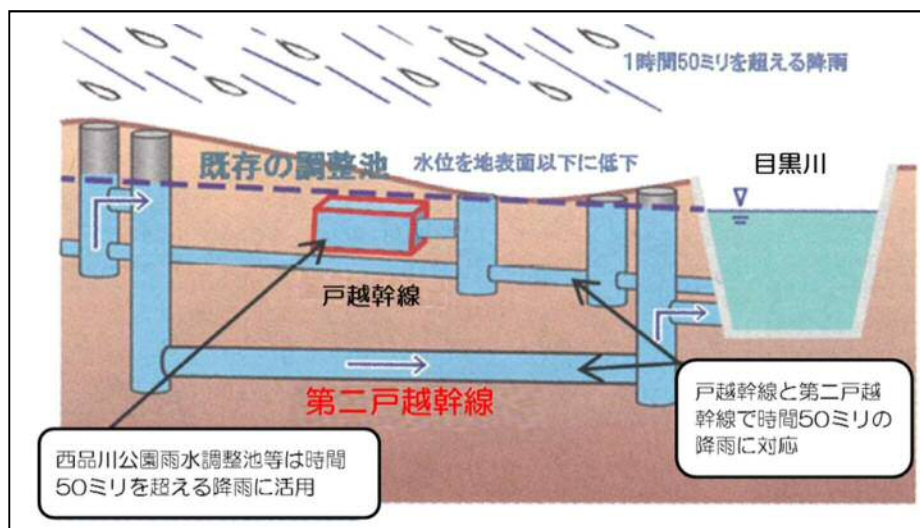


品川区施工による主な下水道と雨水の貯留施設

| 番号 | 施設名等               | 施工年度    | 番号 | 施設名等                                          | 施工年度    |
|----|--------------------|---------|----|-----------------------------------------------|---------|
| ①  | 目黒川雨水バイパス管第1ルート    | S62～S63 | ⑧  | 西品川公園雨水調整池 2,400 t                            | H13～H14 |
| ②  | 目黒川雨水バイパス管第2ルート    | S63～H3  | ⑨  | 戸越幹線貯留管（上流部） 1,100 t                          | H15～H17 |
| ③  | 目黒川雨水バイパス管第3ルート    | H3～H10  | ⑩  | 戸越幹線貯留管（中流部） 6,000 t                          | H19～H22 |
| ④  | 目黒川左岸調整池 6,175 t   | H3～H10  | ⑪  | 浜川雨水排水管                                       | H24～R4  |
| ⑤  | 東品川幹線関連雨水管         | H7～H11  | ⑫  | 勝島運河雨水貯留施設 4,900t                             | H24～H29 |
| ⑥  | 目黒川右岸雨水バイパス管       | H12～H16 | ⑬  | 立会川幹線雨水放流管（東京都施工）に伴う<br>月見橋の家・総務部分室仮移転施設 ※実施中 | H24～R10 |
| ⑦  | 目黒川右岸低地部排水施設（暫定貯留） | H16～H21 | ⑭  | 第二戸越幹線 ※実施中                                   | H29～R8  |

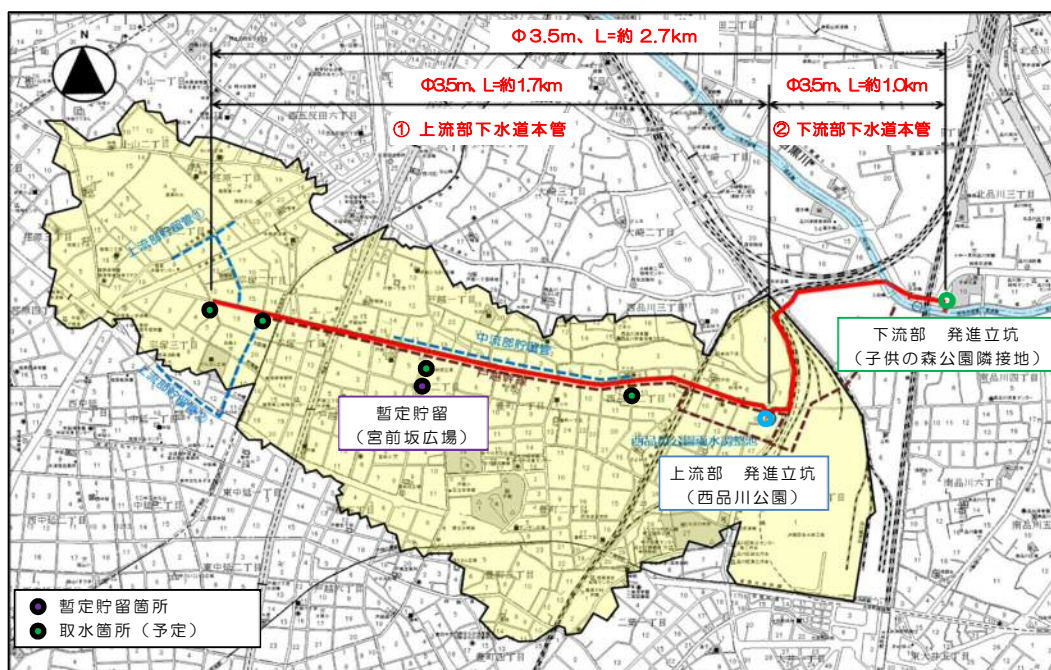
## (1) 第二戸越幹線整備事業

東京都豪雨対策基本方針（平成 26 年 6 月改定）により 50 mm 拡充対策地区に位置付けられている戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設の戸越幹線と併用することで時間 50 mm の降雨に対応します。また、これまでに整備した貯留管、調整池の活用により時間 50 mm を超える降雨に対しても浸水被害を軽減できるようになります。

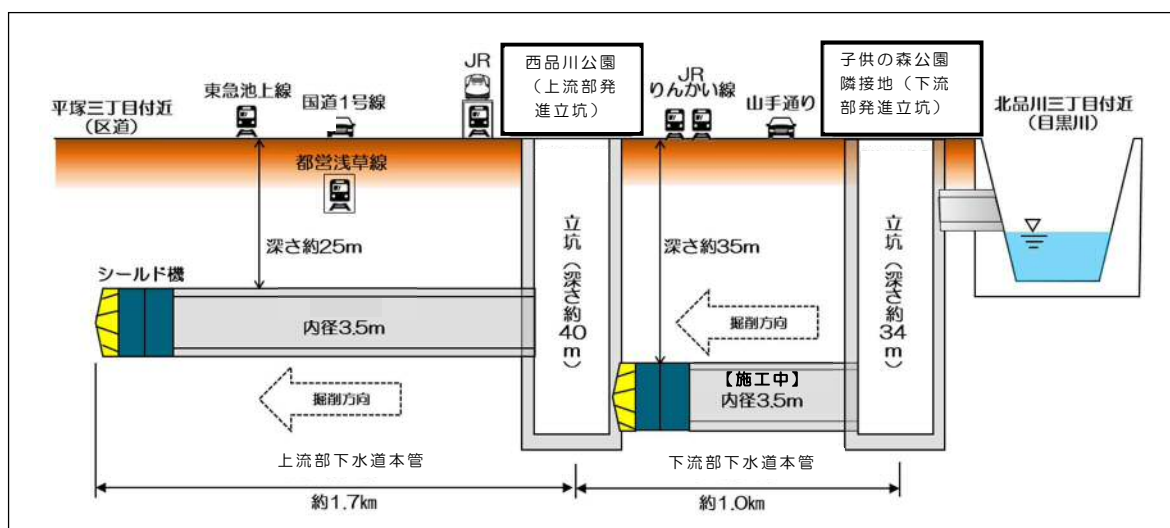


整備イメージ図

令和 5 年度は、上流部下水道本管に接続する取水管等の整備を進めます。また、区立子供の森公園の隣接地では、区立西品川公園に向けたシールドの掘進や特殊人孔の築造を進めます。



整備箇所図

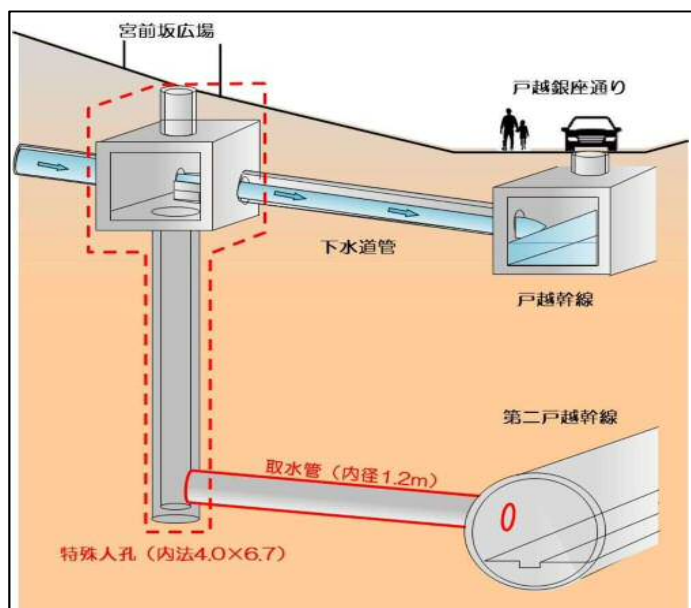


全体断面図

## ① 上流部下水道管整備

全体工事期間 : 平成 29 年度～令和 8 年度（見込み）

令和 5 年度の工事内容 : 区立西品川公園、区立宮前坂広場および区立三ツ木公園等を使用し、取水管等を整備



取水箇所概略図



取水管内

## ② 下流部下水道管整備

全体工事期間 : 令和元年度～令和 6 年度（見込み）

令和 5 年度の工事内容 : 区立子供の森公園の隣接地を使用し、特殊人孔（内径 8.0m、深さ約 34m）と本管（シールド工事：内径 3.5m、延長約 1.0 km）を整備



下流部下水道本管坑口



下流部下水道本管内

\* 令和5年度予算額 3,812,740千円

## (2) 立会川幹線雨水放流管建設事業

東京都が実施する立会川幹線雨水放流管建設事業の事業用地の確保のために移転した区有施設（月見橋の家・総務部分室）の仮設施設の賃貸借事務等を行っています。

立会川幹線雨水放流管は、大雨時に立会川へ放流される雨水を取り込み、勝島ポンプ所へ送水する管であり、立会川周辺の浸水被害の軽減と立会川や勝島運河の水質改善に寄与します。

全体事業期間 : 平成24年度～令和10年度（見込み）

令和5年度の事業内容 : 仮移転した仮設区有施設のリース料および施設周辺の地域交流強化支援

\* 令和5年度予算額 23,007千円

## (3) 勝島地区雨水管整備事業

勝島地区（勝島一～三丁目）の下水道は分流式（汚水と雨水を別々の下水道管で集める方式）ですが、雨水管が未整備のため宅内および道路等の雨水は、道路排水用の管きょを通じて運河へ放流されています。近年、都市化が進んだことにより雨水流入量が増え、大雨時に道路冠水が発生しています。

本事業では、勝島地区の雨水を勝島ポンプ所に流して京浜運河に放流するため、勝島ポンプ所につながる浜川幹線に接続する排水管を新たに整備し、浸水被害の軽減を図ります。

令和5年度は、令和4年度に引き続き雨水管整備の実施設計を行い、令和6年度以降の工事着手を目指します。



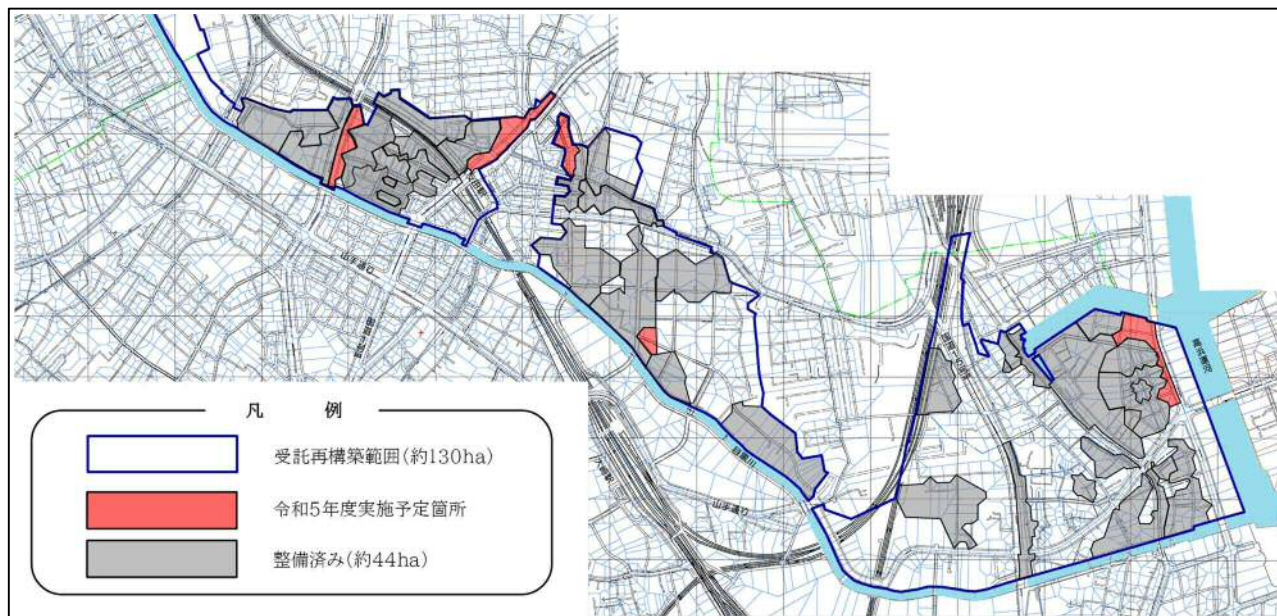
整備箇所図

\* 令和5年度予算額 75,432千円

## 2 下水道管改修事業

### (1) 下水道管老朽化対策事業（再構築事業）

下水道管整備後、50 年程度が経過した目黒川左岸部において、下水道管の老朽化に伴う道路陥没の防止と排水能力の増強を図ることを目的に下水道管の再構築工事を行います。



実施箇所図

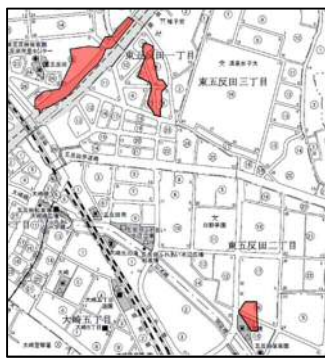
令和 5 年度は、西五反田二丁目地区、東五反田一、二丁目地区、東品川一丁目地区で再構築工事を行います。

工事は、主に既設下水道管内面を樹脂材等で被覆・補強する「管きょ更生工法」で行い、一部、道路を掘って管きょを布設替える「開削工法」で実施します。また、道路管理者が管理する雨水ます等と一体的な改修を図ることで、道路の掘り返しを少なくし、区民生活や交通への影響を最小限に抑えます。

西五反田二丁目地区  
(約 0.8ha)



東五反田一、二丁目地区  
(約 2.2ha)



東品川一丁目地区  
(約 1.2ha)



令和 5 年度実施箇所図（詳細）

## 施工実績

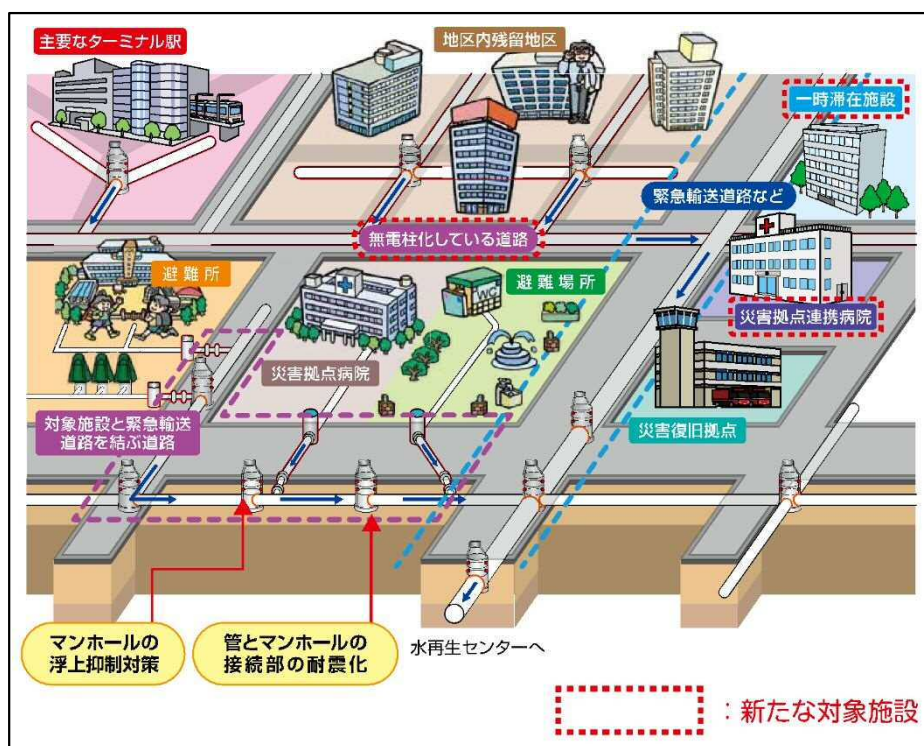
| 年度   | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 施工面積 | 約 2.9ha  | 約 7.1ha | 約 5.2ha | 約 3.8ha | 約 3.5ha |

\* 令和 5 年度予算額 486,307 千円

## (2) 下水道管耐震化推進事業

下水道機能を確保するため、避難所など震災時に人が集まる施設や災害復旧拠点<sup>1</sup>から排水を受け入れる下水道管を対象に耐震化を実施し、平成 30 年度に完了しました。また、交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などでマンホールの浮上抑制対策を実施しました。今後は、一時滞在施設<sup>2</sup>や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象に追加し、耐震化を推進するとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施します。

令和 5 年度は実施設計および工事を行います。

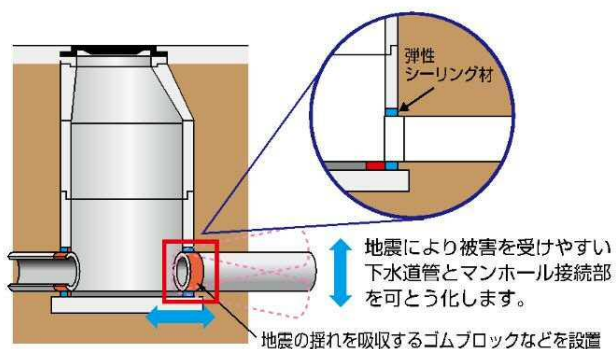


下水道管耐震化のイメージ

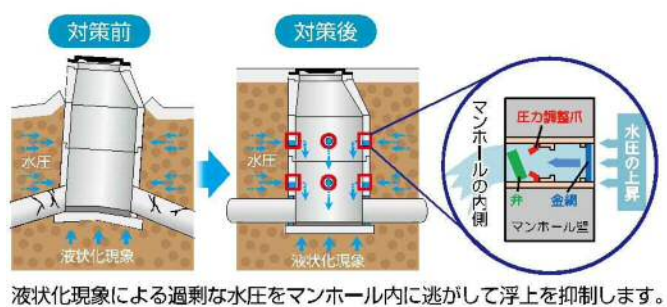
<sup>1</sup> 災害復旧拠点：災害時に職員が常駐し復旧指導にあたる首都中枢機関や区役所、警察署等の東京都地域防災計画における指定拠点、重症緊急患者が入院治療をする東京都指定二次救急医療機関等を指す。

<sup>2</sup> 一時滞在施設：帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

## 下水道管とマンホールの接続部の耐震化



## マンホールの浮上抑制対策



\* 令和5年度予算額 205,933千円

防

災

課

# 1. 防災関連計画の整備（計画係）

★根拠法令 災害対策基本法

## 1. 防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置された機関で、品川区地域防災計画をはじめ、防災に関する重要事項を決定します。



### (1) 組織および所掌事務

防災会議は、区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など60人の委員で構成されています。

防災会議は、次に掲げる事項を担当します。

- ・ 品川区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・ 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- ・ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する事務。

### (2) 開催状況

| 年度     | 月日              | 議題                                                |
|--------|-----------------|---------------------------------------------------|
| 平成30年度 | 3月27日           | 浸水予想区域(大雨浸水・高潮浸水)、広域避難場所の見直し、災害時の停電対策(非常用電源の確保)など |
| 令和元年度  | 1月30日           | 災害対策本部(風水害)の新設、風水害における避難施設、土砂災害(特別)警戒区域の指定 など     |
| 令和2年度  | 1月29日<br>(書面開催) | 風水害時の避難施設の見直し、要配慮者利用施設の指定 など                      |
| 令和3年度  | 1月22日<br>(書面開催) | 災害対策本部組織の改正、風水害時の避難情報の変更、避難行動要支援者の避難方法の変更など       |
| 令和4年度  | 1月27日           | 避難基準の見直し・避難場所の追加指定、広域避難場所の見直し                     |

## 2. 防災関連計画

### (1) 品川区地域防災計画

品川区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成が義務づけられた計画で、災害時、区および防災関係機関などがその有する全機能を有効に発揮するため、区の地域における震災および津波・風水害などに係る災害の予防、応急対策および災害復旧対策を定めた計画であり、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産の保護を目的としています。



今年度はこれまでの災害における課題や計画の構成の見直し方針をもとに、大規模修正を行います。

\* 令和5年度予算額 18,009千円

## 2. 防災関係組織の育成・支援

### (啓発・支援係、防災設備係、防災安全・国民保護担当)

防災区民組織を育成・強化するとともに、防災に関係する組織を積極的に支援しています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

#### 1. 防災区民組織育成（啓発・支援係）

災害時、住民が自助・共助の考えに基づき主体的に災害対応を行えるように、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき助成を行い、町会・自治会を母体とした区民の自主組織である防災区民組織の育成・強化を図ります。

#### (1) 防災区民組織などの現況（令和5年4月1日現在）

現在区内には、防災区民組織 200、区民消火隊 66 隊およびミニポンプ隊 182 隊が活動しています。

#### (2) 消火ポンプの更新・維持管理（防災設備係）

定期的な維持管理と経年劣化したポンプの取り換えを行っています。

#### (3) 防災区民組織などへの助成（啓発・支援係）

防災区民組織の活動を広く支援するために、各種助成金を交付しています。また、各地域の特性に応じた独自の取り組みを支援することを目的に、防災資器材整備助成金を平成 29 年度より新設し、防災区民組織に上限 10 万円として交付します。このほか、令和 2～4 年度は、東京都の緊急 3 か年事業「地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金」を利用し、防災区民組織に対して発電機等の電源資機材の購入に関し費用の 1/2（1 組織につき 3 年間で 60 万円上限）を補助することで、災害時の地域の電源確保に努めました。

単位：円

| 区 分                         | 平成30年度                | 令和元年度                 | 令和2年度                  | 令和3年度                  | 令和4年度                  |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 防災区民組織育成助成金                 | 9,396,300<br>(201 組織) | 9,528,400<br>(200 組織) | 9,642,800<br>(200 組織)  | 9,577,475<br>(200 組織)  | 9,664,375<br>(200 組織)  |
| 区民消火隊助成金                    | 1,980,000<br>(66 隊)   | 1,980,000<br>(66 隊)   | 1,980,000<br>(66 隊)    | 1,980,000<br>(66 隊)    | 1,980,000<br>(66 隊)    |
| ミニポンプ 隊助成金                  | 3,640,000<br>(182 隊)  | 3,680,000<br>(184 隊)  | 3,680,000<br>(184 隊)   | 3,640,000<br>(182 隊)   | 3,640,000<br>(182 隊)   |
| 訓練助成金                       | 3,480,000<br>(201 組織) | 3,765,000<br>(200 組織) | 3,660,000<br>(200 組織)  | 3,710,000<br>(200 組織)  | 3,770,000<br>(200 組織)  |
| 防災資器材整備助成金                  | 5,172,250<br>(105 組織) | 6,123,222<br>(90 組織)  | 13,868,893<br>(144 組織) | 12,422,656<br>(129 組織) | 12,379,605<br>(128 組織) |
| (都) 地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金 |                       |                       | 11,390,000<br>(86 組織)  | 3,737,000<br>(36 組織)   | 5,202,000<br>(44 組織)   |
| 計                           | 23,668,550            | 25,076,622            | 44,221,693             | 35,067,131             | 36,635,980             |

〈助成による防災区民組織の主な活動など〉

- ・研修会の実施・消火ポンプおよびスタンドパイプ操作訓練実施
- ・炊き出し訓練実施・訓練周知用チラシ作成
- ・防災資器材の購入（テント・発電機・無線機 など）

＊ 令和5年度予算額 68,434千円

## 2. 避難行動要支援者支援（啓発・支援係）

自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の円滑かつ迅速な避難を確保するため、共助の要となる防災区民組織に対し、要支援者ひとりひとりの避難支援方法や支援者に関する計画書（品川区避難支援個別計画書）の作成や福祉との連携などの支援体制構築の支援を行っています。また、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築のため品川区避難支援個別計画作成名簿を避難支援等関係者に配付しています。

### （1）避難行動要支援者支援業務（防災と福祉の連携）（啓発・支援係）

#### ① 防災区民組織を対象とした福祉関係者との検討会の開催

防災区民組織、福祉関係者および区職員を参加者とし、避難行動要支援者支援に係る相互の取り組み内容を協議し、連携方法を検討します。

#### ② 防災区民組織を対象とした福祉関係者との避難誘導訓練の開催

①の検討会において検討した内容を基に、防災区民組織および福祉関係者が連携した避難行動要支援者の避難誘導訓練を実施します。

#### ③ 避難行動要支援者の自助の推進

避難行動要支援者やその家族自身における防災の取り組みを推進するため、自助を促進する啓発用資料を作成し、配布しました。

### 品川区避難支援個別計画作成名簿登録数の推移

| 区 分  | 平成30年<br>更新時 | 令和元年<br>更新時 | 令和2年<br>更新時 | 令和3年<br>更新時 | 令和4年<br>更新時 |
|------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 登録者数 | 5,042        | 5,161       | 5,316       | 5,396       | 5,346       |

### （2）避難誘導ワークショップの実施支援（啓発・支援係）

地域の方々が、避難行動要支援者の方を車いすなどで避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行い、災害時に備えていく訓練を支援します。

| 区 分       | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施町会数（町会） | 8      | 4     | 2     | 3     | 6     |

＊ 令和5年度予算額 14,466千円

### 3. 防災協議会の支援（啓発・支援係、防災設備係）

自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供および意識の高揚を図ることを目的とし、区内 13 地区で設立されている防災協議会に、街頭消火器の外観点検や協議会総会、地区防災訓練および研修における事務経費の支援を行います。

#### 街頭消火器外観点検委託・防災協議会運営事務委託料などの状況

| 区 分              | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  | 令和 3 年度  | 令和 4 年度  |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 街頭消火器<br>外観点検委託  | 6,224 本  | 6,240 本  | 6,300 本  | 6,371 本  | 6,448 本  |
| 防災協議会運営<br>事務委託料 | 2,256 千円 | 2,276 千円 | 1,920 千円 | 2,119 千円 | 2,292 千円 |

＊ 令和 5 年度予算額 8,788 千円

### 4. 消防団支援（防災安全・国民保護担当）

3 消防本団、17 消防分団および 3 消防少年団に対して「品川区消防団等補助金交付要綱」および「品川区消防団員に対する報奨金等支給要綱」に基づき補助などを行い、消防団の活動を支援しています。

#### 補助金支給

| 区 分      | 平成 30 年度                        | 令和元年度                     | 令和 2 年度                       | 令和 3 年度                          | 令和 4 年度                                               |
|----------|---------------------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 本団補助（団）  | 3                               | 3                         | 3                             | 3                                | 3                                                     |
| 分団補助（団）  | 17                              | 17                        | 17                            | 17                               | 17                                                    |
| 少年団補助（団） | 3                               | 3                         | 3                             | 3                                | 3                                                     |
| 装備品補助    | LED 懐中電灯、トランシーバー、スタンドパイプ、ミストファン | 警戒用腕章、除細動パッド、組立水槽、火点表示用標的 | 消防団用バック、警戒本部用ポータブル電源、Tシャツ（長袖） | 仮眠用寝袋・敷きパッド、ウィンドブレーカー、小型プロジェクター等 | ウェストバッグ、ホース巻き取り機、無線機ハンドマイク、AED バッテリー、卓上ライト、ハイブリッドマスク等 |

#### 歳末警戒手当

| 区 分  | 平成 30 年度         | 令和元年度            | 令和 2 年度          | 令和 3 年度          | 令和 4 年度          |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 交付人数 | 700 人×<br>延べ 4 回 | 700 人×<br>延べ 4 回 | 700 人×<br>延べ 4 回 | 700 人×<br>延べ 4 回 | 700 人×<br>延べ 4 回 |

## 優良消防団員表彰

| 区 分  | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 表彰人数 | 32 人     | 27 人  | 29 人    | 29 人    | 30 人    |

＊ 令和 5 年度予算額 21,021 千円

## 5. 防火防災対策助成（防災安全・国民保護担当）

区民に対して防火防災思想を啓発する各防火防災協会を「品川区防火防災協会補助金交付要綱」に基づき支援します。

### 補助金交付実績

単位：千円

| 区 分      | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|----------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 品川防火防災協会 | 406      | 406   | 407     | 407     | 407     |
| 大井防火防災協会 | 406      | 407   | 407     | 407     | 407     |
| 荏原防火防災協会 | 388      | 387   | 386     | 386     | 386     |
| 決算金額     | 1,200    | 1,200 | 1,200   | 1,200   | 1,200   |

＊ 令和 5 年度予算額 1,200 千円

## 3. 区民・事業者等への防災教育の充実（啓発・支援係）

防災に関する情報を様々な手段を利用して積極的に提供し、区民などの防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めます。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、  
品川区地域防災計画



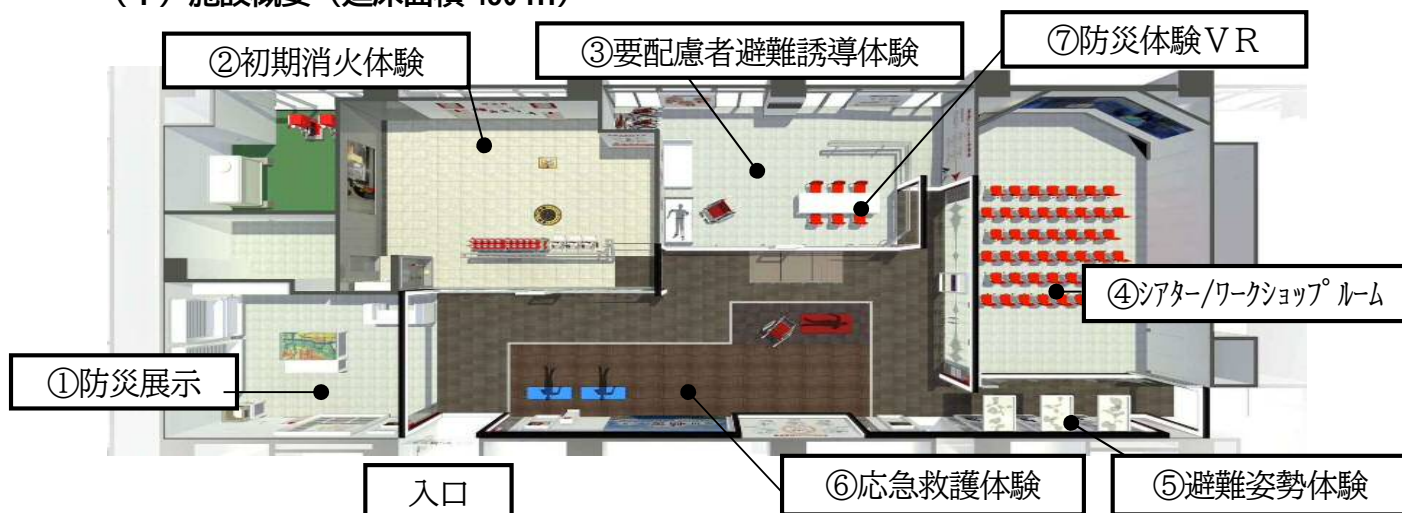
### 1. しながわ防災体験館

平成 28 年 3 月 11 日にリニューアルオープンした体験型の防災普及教育施設である「しながわ防災体験館」の運営業務と施設や設備機器の維持管理を行っています。本物のスタンダードパイプを使用した初期消火体験、要配慮者避難誘導体験およびシアター/ワークショップルームなどを活用し、防災意識の更なる向上に努めています。

日本語の他に、英語、韓国語および中国語の字幕も併記し、日本人だけでなく、外国人も利用しやすいものとしています。開館日は日、火～金（祝日・年末年始を除く）の午前 9 時～午後 5 時までとし、より多くの方が利用できるようにしています。

令和 4 年度より家庭用消火器あっせん販売や感震ブレーカーの設置補助、防災ラジオの販売などについて、しながわ防災体験館での電話受付を開始しました。

## (1) 施設概要 (延床面積 480 m<sup>2</sup>)



### ① 防災展示

非常持出品など、家庭で日頃から備えるものを実際に手に取って見ることができます。令和4年度には、避難所に関するパネル展示の追加、防災地図の展示更新を行い、受付にて防災普及教育DVDの貸出業務も開始しました。



### ② 初期消火体験

訓練用消火器、スタンドパイプおよび屋内消火栓で、実際に放水することができます。スタンドパイプを体験する時に開閉する消火栓の蓋は、実際の道路にあるものと同一であり、蓋の重さや開閉することの困難さなどを体験できます。



### ③ 要配慮者避難誘導体験

自分で避難することが困難な要配慮者などに見立てた人形を使用し、車椅子にて搬送する体験や、高齢者疑似体験セットを活用して高齢者の立場を体験することができます。



### ④ シアター/ワークショップルーム

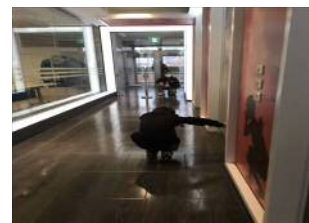
普及啓発映像として区民向け、子ども向けおよび区内事業者向けの3種類を用意しています。また、しながわ防災学校や親子で防災体験などのワークショップを実施するスペースとして活用しています。

令和4年度では、東京都が公表した被害想定を反映するため音声、映像の修正を行いました。



## ⑤ 避難姿勢体験

火災時に充満する煙に巻き込まれないために、身を低くした正しい避難姿勢を体験できます。



## ⑥ 応急救護体験

心肺蘇生法やAEDの操作方法を訓練用の人形を使用しながら、スタッフの指導のもと実践的な体験をすることができます。



## ⑦ 防災体験VR（バーチャル・リアリティ）

最新の技術を活用した防災体験VRで、災害時の様相をよりリアルに体験することができます。

＜主な体験内容＞

- ・マンション室内における長周期地震動（区オリジナル）
- ・地震発生直後の避難（区オリジナル）
- ・ビル火災からの避難

※各種防災訓練や防災講演での使用もできます。



## 運営実績

| 区 分     | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|---------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 開館日数    | 255 日    | 229 日    | 207 日   | 240 日   | 250 日   |
| 入場者数（延） | 12,385 人 | 11,804 人 | 2,696 人 | 5,357 人 | 8,390 人 |

※令和元年度は3月3日～3月31日までの期間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館

※令和2年度は4月1日～5月31日までの期間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館

※令和3年度は4月27日～5月11日までの期間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館

## （2）親子で防災体験

楽しく防災を学ぶ場として、親子を対象にワークショップを実施しています。トイドローン操作体験やアクセサリーづくりを通じてロープの結び方を学ぶなど、楽しみながら防災に関する実践的な体験ができる内容となっています。

| 区分   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 参加者数 | 265 名  | 296 名 | 61 名  | 350 名 | 383 名 |
| 回数   | 24 回   | 21 回  | 4 回   | 24 回  | 24 回  |

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月～1月に予定していた計20回が中止。2月より再開

## 2. 防災フェア

区民の防災意識の高揚を図るため、防災フェアを開催し、各防災機関の取り組み状況を展示・公開しています。

### <主なコーナー、展示など>

#### (1) 関係団体出展

- 消防署：車両展示、ハイパーレスキュー救出救助演習、はしご車乗車体験、ブース出展
- 警察署：車両展示、災害資器材の使用実演、ブース出展
- 自衛隊：車両展示、ブース出展
- その他関係団体：ブース出展（防災関係情報の啓発、案内、相談対応など）

#### (2) 品川区出展

- 防災フェアオープニングセレモニー（区民消火隊・ミニポンプ隊員感謝状贈呈式）
- 防災啓発強化事業：品川区防災地図啓発、防災備蓄品の啓発等
- しながわ防災体験館：トイドローン操作体験、親子で防災ワークショップの出張ブース（ロープワーク）の出展
- 災害用ドローン飛行演習



| 区 分  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度                              | 令和3年度            | 令和4年度 |
|------|--------|-------|------------------------------------|------------------|-------|
| 開催日  | 3月9日   | 中止※1  | 3月13日<br>(中止)<br>3月14日～<br>4月30日※2 | 3月12日<br>(中止) ※4 | 3月11日 |
| 入場者数 | 1,798  | —     | 587※3                              | 46※5             | 3,400 |

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止（3月14日実施予定）

※2 3月13日イベントは中止、体験館イベントのみ開催

※3 体験館イベント参加者

※4 防災フェアは中止、代替オンラインイベント（おうち防災運動会）を開催

※5 代替オンラインイベント（おうち防災運動会）の参加組数

### (3)啓発強化事業（ジージョくんのいっぽ）

3月の防災フェアに向け、区民の防災意識の向上を図ることを目的に、1年を通して、誰もが防災への「はじめのいっぽ」を踏み出せるような、新しい切り口での防災啓発イベントや情報発信などの取り組みを行います。

SNS（Instagram）での情報発信やイベントでの啓発ノベルティの配布等で、しながわ防災への理解促進や防災意識の向上を図るとともに、品川図書館やエコルとごしでの防災展示、区内企業との合同企画、地震体験車の出張など、防災へ興味を持つきっかけとなるイベントを実施します。

## 3. しながわ防災学校

区民、防災区民組織、事業者などが、品川区災害対策基本条例に示す「努め」に応じて災害の予防・応急・復興対策におけるそれぞれの「役割」を果たし、各対策活動を実践できるようにするとともに、これらの活動の中心となる「しながわ防災リーダー」を育成し、しながわの地域防災力の向上を図ります。

### (1) 対象者別研修（会場：しながわ防災体験館、オンライン開催など）

#### ①防災区民組織コース

- ・地域防災ベーシックコース：災害対策に必要な知識／避難誘導など
- ・地域防災ステップアップコース：災害対応に必要な基礎技術／避難所運営など
- ・地域防災フォローアップコース：防災リーダーとして必要な心構えや知識など

#### ②事業所コース：一斉帰宅の抑制／事業継続対策の実施など

#### ③Kids サマークラス（一般向けコース）：個人の初動対応／家庭で取り組むべき対策など

#### ④福祉関係者コース：防災に関する基礎知識／福祉と防災の関わりについてなど

### (2) テーマ別研修（会場：区施設、オンライン開催など）

一般向けコース：乳幼児親子の防災対策、ペットの防災対策、災害と心理、アウトドア防災、被災体験者による語り部 など

### (3) 現場型研修（会場：地域の会館、集会所など）

- ・地域実践コース（出前）：避難誘導ワークショップ／防災マップ作成など
- ・地域コミュニティコース：防災マップ・便利グッズの製作／日頃からの備えなど

※新型コロナウイルス感染症に対応した実施方法として、eラーニングを開始（令和2年度試行、令和3年度より実施）（令和4年度申込者：97名、受講修了者：基本編23名、風水害編9名、地震編13名）



| コース名                                         |                                | 平成 30 年度 |             | 令和元年度 |                | 令和 2 年度   |      | 令和 3 年度     |       | 令和 4 年度    |         |
|----------------------------------------------|--------------------------------|----------|-------------|-------|----------------|-----------|------|-------------|-------|------------|---------|
|                                              |                                | 回数       | 参加者数        | 回数    | 参加者数           | 回数        | 参加者数 | 回数          | 参加者数  | 回数         | 参加者数    |
| 防災<br>区民<br>組織<br>コース                        | 地域防<br>災<br>ベー<br>シック<br>コース   | 5 回      | 67 名        | 5 回   | 60 名           | —※3       | —※3  | 3 回         | 44 名  | 3 回        | 53 名    |
|                                              | 地域防<br>災<br>ステッ<br>プアッ<br>プコース | 3 回      | 61 名        | 3 回   | 46 名           | —※3       | —※3  | 3 回         | 35 名  | 4 回<br>※10 | 86 名    |
|                                              | 地域防<br>災<br>フォロ<br>ーアッ<br>プ    | —        | —           | —     | —              | —※3       | —※3  | 2 回         | 74 名  | 2 回        | 47 名    |
| 事業所コース                                       |                                | 2 回      | 58 名        | 3 回   | 122 名          | —※3       | —※3  | 2 回         | 34 名  | 2 回        | 47 名    |
| Kids サマーク<br>ラス（令和元<br>年度まで家<br>庭・区民コー<br>ス） |                                | 8 回      | 213 名       | 6 回   | 157 名<br>※2    | —※3       | —※3  | 6 回<br>※5※6 | 96 名  | 10 回       | 208 名   |
| 一般向けコー<br>ス テーマ別<br>（令和元年度<br>まで防災カフ<br>ェ）   |                                | 6 回      | 745 名<br>※1 | 5 回   | 490 名<br>※1 ※2 | —※3       | —※3  | 5 回<br>※7   | 60 名  | 6 回        | 111 名   |
| 地域実践コー<br>ス                                  |                                | 21 回     | 528 名       | 17 回  | 692 名<br>※2    | 4 回<br>※4 | 94 名 | 11 回<br>※8  | 167 名 | 15 回       | 262 名   |
| 地域コミュニ<br>ティコース                              |                                | —        | —           | —     | —              | 2 回       | 13 名 | 12 回<br>※9  | 369 名 | 7 回        | 約 772 名 |
| 福祉関係者向<br>けコース※11                            |                                | —        | —           | —     | —              | —         | —    | —           | —     | 6 回        | 238 名   |

※1 子育てメッセのブースにて資料などを配布した数を含む。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭・区民コース 1 回・防災カフェ 1 回・地域実践コース 3 回を中止とした。

※3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

※4 うち 2 回は書面開催

※5 7～8 月の夏休み期間中で実施予定だったが、緊急事態宣言発令により 1～2 月に延

期し、Kids ウインタークラスとして実施した。

- ※6 うち1回は「Kids オンライン」としてオンライン版で開催
- ※7 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべてオンライン開催
- ※8 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、6回を中止とした。オンライン版で実施した2回を含む。
- ※9 eラーニング(3回、人数は修了者数)および福祉関係者向け防災基礎講習(5回、オンライン試行版)を含む。
- ※10 防災区民組織コース修了式の回数(1回)および参加人数(38名)を含む。
- ※11 令和3年度にオンライン試行版で実施した福祉関係者向けコースを、令和4年度より正式にコースの1つとして開始した。

#### 4. マンションにおける防災対策の強化

災害時におけるマンション内の住民同士や地域との助け合いによる備えを強化します。

##### (1) マンション防災アドバイザーの派遣

職員をマンション防災アドバイザーとしてマンションへ派遣し、防災セミナーなどを実施します。



##### (2) マンション防災訓練の実施

マンションの防災訓練の企画運営をサポートし、消防署と連携した防災訓練を実施します。

| 種別 | 内容                           | 平成30年度 |      | 令和元年度 |      | 令和2年度 |      | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      |
|----|------------------------------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|    |                              | 件数     | 参加人数 | 件数    | 参加人数 | 件数    | 参加人数 | 件数    | 参加人数 | 件数    | 参加人数 |
| 講演 | マンションの防災対策                   | 6件     | 153件 | 5件    | 131名 | 2件    | 87名  | 9件    | 104名 | 6件    | 80名  |
| 訓練 | 地震体験車、初期消火訓練、応急救護訓練、安否確認訓練など | 9件     | 290件 | 9件    | 225名 | 6件    | 92名  | 4件    | 76名  | 11件   | 228名 |

##### (3) マンション防災対策啓発資料作成検討

令和5年度、品川区のマンションにおける防災対策をさらに推進していくうえで、建物所有者・維持管理運営者および居住者を対象とし、区民・地域・事業所と協働した取り組み方策を取りまとめた啓発資料の作成に向けた検討を開始します。区内マンション居住者・管理者の防災意識の向上を目指すとともに、マンション居住者の避難の考え方について啓発を強化していきます。

## 5. その他普及教育関連事業

### (1) 地震体験車などによる防災教育

区内学校や事業者、地域の防災訓練などにおいて、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、事前の防災対策や発災時の初動対応について啓発しています。



| 区 分          | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度  |
|--------------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 地震体験車による防災教育 | 100回   | 80回    | 13回   | 29回    | 72回    |
|              | 8,476人 | 6,798人 | 847人  | 1,361人 | 6,490人 |
| 煙体験による防災教育   | 17回    | 19回    | 0回    | 0回     | 6回     |
|              | 2,461人 | 2,161人 | 0人    | 0人     | 917人   |

※ 令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、密を生じさせてしまう煙体験の受付を停止

※令和4年11月より煙体験訓練を再開

### (2) ポスターコンクールの開催

区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに応募者全員の作品を展示しています。

| 区 分   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 応募作品数 | 451点   | 443点  | 中止    | 410点  | 251点  |

《金賞受賞作品》（令和4年度）

小学校の部

中学校の部



3年生



4年生



8年生

### (3) しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図など

最新の情報や課題を反映した防災知識を普及するとともに、防災意識を啓発するため、平成30年度に「しながわ防災ハンドブック」と「品川区防災地図」を、令和元年度に英語、韓国語および中国語の3か国語版並びに音声コード対応版を作成しました。

令和4年度は、「品川区防災地図」をリニューアルし、地震・風水害など災害事象に応じた危険度や避難場所などの情報をA4冊子に取りまとめました。

また、「品川区災害廃棄物ハンドブック」と一緒に、区民へ全戸配布を行いました。

令和5年度は「しながわ防災ハンドブック」の内容を見直し、情報を更新した改訂版のデータ作成を行います。



### (4) しながわ防災こどもbook

小学一年生とその保護者を対象に、親子で学べる防災絵本を配布し防災教育を図ります。小学校入学により通学等で一人で行動することが増えることや、家族にとってもライフステージが変わることから、災害への備えを見直すきっかけ作りをします。



＊ 令和5年度予算額 90,120千円

## 4. 防災体制の整備（計画係、防災安全・国民保護担当）

災害発生時に迅速に対応できるように、職員の初動体制を整備します。

★根拠法令 水防法、品川区地域防災計画

### 1. 初動体制の整備

#### (1) 職員等緊急連絡システム（計画係）

災害発生時に、職員の安否確認と速やかな参集を促進するため、緊急情報を電子メールと機械音声で区職員に一齐配信します。

#### (2) 災害監視業務委託（計画係）

首都直下地震や気象状況の急変など、緊急事象が夜間休日に発生した場合に備え、区職員が参集するまでの情報収集や応急対応を委託し、区の初動体制の強化を図ります。

#### (3) 防災気象情報提供業務（計画係）

気象に関する情報を職員向けに配信し、区の行う水防活動を支援します。

#### (4) 災害対策用無人航空機の運用（計画係、防災安全・国民保護担当）

荒天時でも運用可能な災害対策用無人航空機（以下、ドローン）により被災状況を迅速に把握するとともに、多言語で避難誘導アナウンスができる体制を整備しています。

##### ①ドローンの運用

画像伝送システムを使用しドローン撮影映像がリアルタイムで災害対策本部に伝送可能になるとともに、搭載されたスピーカーを使用したアナウンスにより、滞留者の誘導や情報提供などの運用が可能です。訓練により運用体制の強化を引き続き図ります。

##### ②ドローン操縦パイロット養成

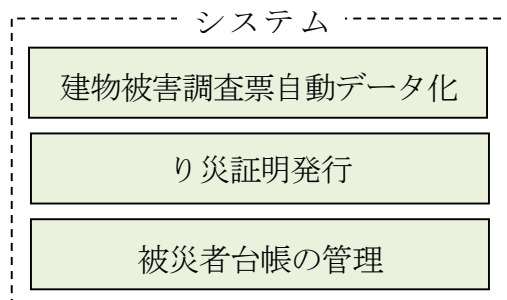
令和4年度、「JUIDA 認定ライセンス 操縦技能証明証」を2名、「JUIDA 認定ライセンス 安全運行管理者証明証」を1名、防災課職員が取得しました。令和5年度もパイロットを養成すべく同ライセンスを取得させ、運用体制基盤の拡充を図ります。



＊ 令和5年度予算額 35,272千円

#### 2. 被災者生活再建支援システム（計画係）

災害後の被災者の生活再建に関わるシステムです。令和4年度にクラウド化を図り、従来の専用端末に依存せず、迅速に災証明書を発行できる形式とし、早急な被災者の生活再建支援を実現します。



＊ 令和5年度予算額 5,415千円

### 3. 医療救護体制整備（計画係）

災害発生時の医療救護活動が円滑に行えるよう体制整備を図ります。

#### （１）応急医薬品ランニング・ストック

区内の薬剤師会と締結している災害時協定により、平常時より一定量の医薬品などを確保し、優先的に供給を受ける協力体制をとっています。

#### （２）医療ミニセット

医療ミニセット（救急箱）を各避難所に２箱（義務教育学校は４箱）配備しています。

##### 医療ミニセットの内容（１箱あたり）

| 品名         | 数量  | 品名           | 数量  |
|------------|-----|--------------|-----|
| レスキューシート   | ２枚  | ガーゼ          | ３個  |
| 駆血帯        | １本  | コットン         | ３個  |
| 清浄綿        | ２８包 | 殺菌消毒液        | ２個  |
| シップ薬       | １０枚 | 副木（大中小３本セット） | ２個  |
| パット（大３０枚入） | ３個  | 綿棒（１０本入）     | １０個 |
| パット（小３０枚入） | ３個  | 体温計          | １本  |
| サージカルテープ   | １個  | 万能はさみ        | １個  |
| 救急絆（２５枚入）  | ３個  | とげ抜きピンセット    | １個  |
| 三角巾        | １０枚 | 熱冷却シート（１２包）  | ５個  |
| 伸縮包帯       | ６個  | 応急手当の心得      | １冊  |

#### （３）医療救護体制

##### ①学校医療救護所

各地域センター管轄区域内の避難所１箇所を医療救護所（区内１３箇所）に指定しています。医療救護所には、医療ミニセットの他、医療救護所が開設された際に必要となる医薬品や医療資機材、事務用品などを配備※し、品質保持期限に合わせ入替更新を実施しています。

※配備物資：医薬品 ８６種類、医療資機材 ８５種類、その他 ４２種類



##### ②緊急医療救護所

区内 １６病院の内、７箇所を緊急医療救護所に指定しています。緊急医療救護所は、発災直後から超急性期にかけて各病院前に設置され、病院に殺到するであろう傷病者のトリアージや軽症者の治療を行います。病院の状況に合わせ、必要となる医薬品や医療資機材を配備※しています。

※配備物資：医薬品 ４８種類、医療資機材 １３４種類、その他 ３５～４５種類（病院の態勢や都からの配備状況によって、病院により数量が異なる。）



＊ 令和５年度予算額 ７，３０２千円

#### 4. 災害時ボランティアセンター（計画係）

災害時ボランティアセンターに必要な資機材を整備し、災害時に円滑に開設・運営できる体制を整備し、区民に対する災害時対応の充実を図ります。

＊ 令和5年度予算額 1,825千円

## 5. 防災訓練の充実（防災安全・国民保護担当）

自助・共助のための防災訓練を支援するとともに、職員の災害対応能力向上のための各種訓練を実施し、災害発生時の対応に備えています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

### 1. 総合防災訓練

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識（自助・共助）の高揚を図るため、各地区の防災協議会が主催する訓練を支援します。

また、各訓練会場に「手話通訳者」を派遣し、聴覚障害者が防災訓練に参加しやすい環境を整え、地域全体の防災力を向上させるとともに、地域住民との交流を図れるよう計画しています。

なお、令和4年度の各地区総合防災訓練は、東京都・品川区合同総合防災訓練により多くの区民の参加を促すことにより代替えしましたが、自主的に実施した地区が4か所ありました。令和5年度は、コロナ前の規模で行われる予定です。

| 区 分  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度 | 令和3年度            | 令和4年度 |
|------|---------|---------|-------|------------------|-------|
| 地区数  | 11地区    | 10地区    | 中止    | 6地区              | 4地区   |
| 参加人数 | 11,637人 | 10,207人 | 中止    | 980人<br>(2,898人) | 895人  |

※平成29年度は雨天などのため7地区が中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全地区が中止

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小実施や分散実施となった。

(2,898人)は、総合防災訓練期間中（令和3年9月1日～11月30日）に行われた町会・自治会単位での訓練への参加延べ人数

### <主な訓練内容>

・初期消火訓練・応急救護訓練・煙体験・地震体験・一斉放水・親子で防災体験など

放水訓練



傷病者搬送訓練



## 2. 区内一斉防災訓練（避難所訓練、災害対策本部運営訓練）

大規模震災の発生に備え、区民と品川区などの関係機関が同一の状況下で訓練を実施し、災害発生時の対応を確認しています。

### （1）避難所訓練

区民による避難所の開設・運営要領の習熟を目的とし、避難所運営本部立ち上げ、避難者の受付、備蓄物資の確認、名簿作成訓練、仮設トイレ設営、災害用伝言ダイヤル体験、新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル対応訓練などを実施しています。

| 区 分          | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 避難所訓練<br>会場数 | 46 会場    | 45 会場    | 11 会場   | 29 会場   | 43 会場   |
| 参加人数         | 5,975 人  | 16,236 人 | 544 人   | 7,846 人 | 2,107 人 |
| うち職員数        | 823 人    | 1,297 人  | 293 人   | 616 人   | 463 人   |

※平成 29 年度、令和元年度、令和 3 年度は、土曜日（学校登校日）に実施（児童生徒含む）

※令和 2・3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加避難所、人数が大きく減少

受付訓練



非常電源供給確認



### （2）災害対策本部運営訓練

災害発生後における職員の初動活動要領の習熟を図るため、災害対策本部の運営や各機関との連携などを避難所訓練と連動させて実施しています。

## 3. 区職員・関係機関による訓練

### （1）風水害対応本部訓練

集中豪雨や台風などによって発生する風水害発生前後における職員の災害対策本部運営の習熟を図ることを目的として、図上訓練を実施しています。令和 5 年度は、超大型台風上陸 3 日後の想定に基づき、被害シナリオに応じた各部署の災害時業務、通常業務等をシミュレーションする「災害対応検討」と、災害対策本部員（各部長級等）で災害対策本部会議の実施要領の確認をする「災害対策本部会議審議訓練」を行います。

## 訓練実績

| 区 分  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施日  | 6月13日  | 6月5日  | 6月5日  | 6月2日  | 7月20日 |
| 参加職員 | 132人   | 128人  | 38人   | 121人  | 145人  |

### <主な訓練内容>

- ・災害対策本部各部の運営訓練、災害対策本部審議訓練、被災情報管理システムを活用した情報連絡・情報共有訓練

訓練の様子



## (2) 水防訓練

水防活動能力の向上を図り、浸水などによる区民の生命、身体および財産の被害を軽減させるため、品川区と三消防署と自衛隊、町会・自治会、学校、物流・鉄道事業者などの関係機関が合同で実働の水防訓練を実施しています。

## 訓練実績

| 区 分  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施日  | 5月19日  | 5月18日 | 中止    | 中止    | 5月14日 |
| 参加職員 | 534人   | 475人  |       |       | 335人  |

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

### <主な訓練内容>

- ・指揮本部設置・運営訓練・情報収集活動訓練（ドローン活用含む）・積み土のう工法訓練、災害廃棄物処理対応訓練など

全体の様子



土のう作成の様子



積み土のう工法訓練



### (3) 避難施設開設訓練

集中豪雨や台風シーズンを前に、職員における自主避難施設等の開設要領を確認することを目的として、鍵の開錠、セキュリティの解除、本部との連絡、備蓄倉庫および各施設の確認、受付場所、ペットの避難場所、各機資材の配置、間仕切りの構成などを実働で訓練しています。

| 区 分  | 令和3年度                             | 令和4年度                              |
|------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 実施日  | 5月22日                             | 5月14日                              |
| 実施場所 | 城南小学校<br>芳水小学校<br>立会小学校<br>豊葉の杜学園 | 品川学園<br>第一日野小学校<br>伊藤小学校<br>荏原平塚学園 |
| 参加人員 | 79人                               | 73人                                |

テント設営の様子



### (4) 災害対策職員待機寮防災訓練

災害対策職員待機寮は、夜間休日など職員の勤務時間外に発生した災害時の初動対応に従事する職員を確保するための住宅です。

待機寮に居住する職員の災害発生時の活動要領を習熟させるため、定期的に防災訓練を実施しています。

#### 訓練実績

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 回数 | 22     | 23    | 18    | 20    | 33    |

#### <令和4年度実施内容>

- ・礼式
- ・上級救命講習、再講習
- ・資器材取扱講習
- ・水防時、崖・擁壁パトロールのeラーニング
- ・品川区の災害対応についてのeラーニング
- ・被災情報管理システムの取り扱い訓練



\* 令和5年度予算額 18,522千円

## 6. 地域・関係機関との連携（計画係、防災安全・国民保護担当）

★根拠法令 自衛隊法第 97 条、地方自治法第 148 条、品川区地域防災計画

### 1. 事業所の地域協力（防災安全・国民保護担当）

地域・事業所・行政の三者で「地域防災対策三者連絡会議」を構成し、地域の連携強化および防災力向上を図ります。

#### 地域防災対策三者連絡会議 会議実施状況（参加団体数）

| 区 分  | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 品川第二 | 4 町会/4 社 | 中止※      | 書面開催※   | 書面開催※   | 書面開催※   |
| 大崎第一 | 4 町会/7 社 | 3 町会/5 社 | 書面開催※   | 書面開催※   | 書面開催※   |

※令和元年～4 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止および書面開催

#### 地域防災対策三者連絡会議 防災訓練実施状況（参加者数）

| 区 分  | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度          | 令和 3 年度          | 令和 4 年度 |
|------|----------|-------|------------------|------------------|---------|
| 品川第二 | 226      | 229   | 中止※ <sup>1</sup> | 55※ <sup>2</sup> | 43      |
| 大崎第一 | 雨天中止     | 雨天中止  | 中止※ <sup>1</sup> | 中止※ <sup>1</sup> | 雨天中止    |

※<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

※<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため人数制限を設けて縮小実施

簡易トイレ組み立て訓練



結索訓練



### 2. 災害時協力協定（計画係）

事業者や団体などが有する専門技術や施設を、災害時に区の応急活動に提供いただくことを定める災害時協力協定の締結を進め、災害時の応急活動体制の強化を図ります。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-------|-------|---------|---------|---------|
| 協定締結数 | 7     | 6       | 12      | 8       |

## 分野別協定締結数

(令和4年度末)

| 分 野            | 主な内容                                                                      | 協定数 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 医療救護           | 医療などの応急救護活動、医薬品の供給                                                        | 8   |
| 物資供給           | 飲料水、食料、生活物資、石油、プロパンガスなどの供給                                                | 25  |
| 緊急輸送           | 協力隊の出動、車両供給、応急救護物資、要員輸送                                                   | 6   |
| 避難収容           | 補完避難所、二次避難所、福祉避難所、一時待機場所（津波避難施設含む）、一時滞在施設の提供など                            | 95  |
| 災害広報           | 警報、地震予知情報の伝達、避難勧告・指示などの伝達、避難者の救難・救助、交通規制・緊急輸送に関する広報の実施                    | 3   |
| 施設等復旧          | 区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去など                                    | 14  |
| 相互援助           | 飲料水、食糧品の供給、被災者の一時受入れ、建築資材・仮設住宅用地の供給、職員の派遣、資器材の供給など<br>(相互支援対象自治体：93 区市町村) | 10  |
| 役務提供           | 従業員の派遣、避難所運営補助など                                                          | 8   |
| その他            | 郵便差出箱の設置、し尿処理、情報連絡員派遣、標識の設置、棧橋の使用、ボランティアセンターなど                            | 23  |
| 分野別 協定締結数 (A)  |                                                                           | 192 |
| 分野が重複する協定数 (B) |                                                                           | 7   |
| 協定締結数 (A-B)    |                                                                           | 185 |

### 災害時協力協定



### 協力事業者を表すステッカー



## 3. 自衛官募集事務（防災安全・国民保護担当）

自衛隊法第97条に基づき、自衛官募集に関する事務の一部を行います。

### (1) 自衛官募集

#### 品川区在住の応募・入隊状況

| 区分   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 応募者数 | 69     | 104   | 63    | 41    | 121   |
| 入隊者数 | 19     | 12    | 24    | 13    | 13    |

## (2) 自衛官募集に関する広報

### ①令和4年度広報しながわ掲載状況

7月1日号、11月1日号、11月21日号、1月21日号、3月1日号(5回)

### ②令和5年度の掲載予定

7月1日号、9月1日号、11月1日号、1月21日号、3月1日号(5回)

\* 令和5年度予算額 23千円

## 7. 避難所の生活環境の向上（防災設備係、啓発・支援係、避難体制係、防災安全・国民保護担当）

避難所運営の体制を平素から整備するとともに、災害時に必要な応急物資の確保および各避難所に対し物資を輸送する体制を整備します。

★根拠法令 品川区地域防災計画

### 1. 避難所管理（避難体制係）

災害時、地域の避難拠点となる区立小中学校などに、区民避難所として必要な設備と災害対策用備蓄物資（2. 災害時応急物資の確保（2）参照）を計画的に備蓄し、避難所機能の充実を図ります。



避難所連絡会議を開催し、避難所の開設や運営の手順、方策などを協議して円滑に避難所が運営できるよう避難所毎にマニュアルを整備するとともに訓練を実施し、体制を強化します。令和5年度は要配慮者やペット防災に関する避難所機能の強化を進めます。

### (1) 避難所運営（避難体制係、防災安全・国民保護担当）

防災区民組織、施設管理者、区で構成する避難所連絡会議を開催し、避難所の開設・運営の手順を話し合い、避難所運営マニュアルに反映しています。また、その検証のため、訓練を実施しています。

| 区分(実施避難所数) | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 避難所連絡会議    | 51     | 51    | 55    | 54    | 68    |
| 避難所訓練      | 6      | 8     | 3     | 5     | 6     |

### (2) 避難看板設置工事（防災設備係）

災害時の区民の避難について、日頃から理解を深めてもらうため、避難に関する看板を令和5～7年度に52か所の区内避難所に設置します。平常時から認識してもらうことにより、災害時の円滑な避難を可能とします。また、災害種別に応じた避難施設についての啓発を図ります。

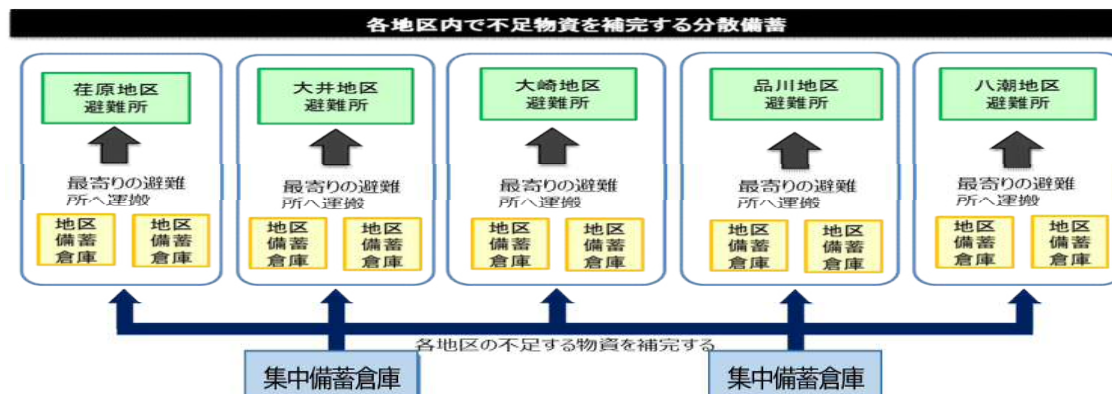


\* 令和5年度予算額 84,221千円

## 2. 災害時応急物資確保（避難体制係・防災設備係）

災害時に区民避難所などで不足した応急物資を迅速に供給するため、避難所周辺の倉庫に分散して備蓄（分散備蓄）をしており、保管スペースが広い大型倉庫は、避難者の多い避難所へ物資補充を行う集中備蓄倉庫として備蓄を行っています。さらに荷捌き機能を有している城南交易運輸倉庫は、物資滞留を防ぐ目的で国や他自治体等からの支援物資の一時保管も行います。その他にも、飲料水・生活用水などを確保するために設置した井戸・ろ過機の維持管理を行っています。

### 集中備蓄と分散備蓄の考え方



### （1）主な区災害対策備蓄倉庫

| 名 称           | 面積(㎡) | 名 称            | 面積(㎡)   |
|---------------|-------|----------------|---------|
| ○品川備蓄倉庫       | 233   | 御殿山倉庫          | 101     |
| 天王洲倉庫         | 186   | 大崎備蓄倉庫         | 180     |
| 大崎西口公園内備蓄倉庫   | 57    | 目黒駅前備蓄倉庫       | 118     |
| 西五反田六丁目備蓄倉庫   | 57    | ○しながわ中央公園内備蓄倉庫 | 416     |
| 西品川一丁目備蓄倉庫    | 260   | 大井備蓄倉庫         | 316     |
| 大井一丁目備蓄倉庫     | 77    | 西大井倉庫（Jタワー内）   | 48      |
| ○八潮 22 号棟備蓄倉庫 | 231   | ○八潮 38 号棟備蓄倉庫  | 394     |
| 八潮南備蓄倉庫       | 256   | しながわ区民公園内備蓄倉庫  | 109     |
| 荏原備蓄倉庫        | 54    | 中延備蓄倉庫         | 120     |
| 都立大崎高等学校倉庫    | 20    | 戸越備蓄倉庫         | 378     |
| 荏原平塚備蓄倉庫      | 35    | ゆたか教職員待機寮内備蓄倉庫 | 59      |
| 東中みんなの広場内備蓄倉庫 | 27    | 旗の台三丁目防災倉庫     | 73      |
| 伊藤職員待機寮内備蓄倉庫  | 196   | 旧東品川清掃作業所備蓄倉庫  | 370     |
| 東品川職員待機寮内備蓄倉庫 | 23    | ○城南交易運輸倉庫      | 330     |
| 合 計           |       | 28 カ所          | 4,724 ㎡ |

○：集中備蓄倉庫

### （2）備蓄品などの管理

区民避難所には、区立学校など 52 箇所を指定し、各避難所に次の備蓄品などを配備しています。

| 分類    | 品 名          | 数 量     | 品 名              | 数 量      |
|-------|--------------|---------|------------------|----------|
| 食料品   | アルファ化米・ビスケット | 3,000 食 | 梅干               | 500 粒    |
|       | 梅がゆ          | 150 食   | 飲料水              | 1,800ℓ   |
|       | アレルギー対応食料品   | 100 食   | 粉ミルク（アレルギー対応含む）  | 26 缶     |
|       | 野菜ジュース※1     | 1,020 缶 | 乳幼児・高齢者用食品※2     | 72 袋     |
| 分類    | 品 名          | 数 量     | 品 名              | 数 量      |
| 資機材等  | 鍋・カマドセット     | 2 組     | 非常用発電装置          | 1 台      |
|       | L P ガスバーナー   | 1 台     | 特設公衆電話           | 5 台      |
|       | 固形燃料         | 72 個    | 仮設トイレ用便槽         | 5～12 槽   |
|       | 給水容器（20ℓ）    | 30 個    | レスキューセット         | 1 セット    |
|       | ろ過機          | 1 台     | ソーラーパネル付ポータブル蓄電池 | 1 台      |
|       | 受水槽遮断装置      | 1 台     |                  |          |
| 分類    | 品 名          | 数 量     | 品 名              | 数 量      |
| 生活用品等 | 毛布           | 500 枚   | トイレットペーパー        | 100 巻    |
|       | エアーマット       | 100 枚   | おむつなど            | 1,500 枚  |
|       | 防水シート        | 50 枚    | 生理用品             | 120 枚    |
|       | 仮設トイレ        | 5 基     | 医療ミニセット          | 2 セット    |
|       | 洋式トイレ用台座     | 5 台     | 医療資材セット*         | 1 式      |
|       | 組立式簡易トイレ     | 100 回   | 手指消毒液            | 60～120 本 |
|       | 簡単トイレセット     | 5,000 回 | 照明（ランタン）         | 10 個     |
|       | マスク          | 6,000 枚 | フェイスシールド         | 100 枚    |
|       | 感染症対策セット     | 1 式     | ペーパー歯磨き※2        | 1,620 回分 |

\*救護所指定校のみ



野菜ジュース（※1）



乳幼児・高齢者用食品（※2）

※1 令和5年度完了予定（目標数 2,010 回分）

※2 令和7年度完了予定（目標数 216 袋）

### （3）要配慮者向け備蓄物資の拡充

令和5年度は、要配慮者向けの資機材の拡充を行います。すでに備蓄している自動ラップ式ポータブルトイレ用の手摺りを購入し、高齢者などに配慮した備蓄を行います。また、多くの要配慮者のニーズに対応するため、間仕切りの備蓄量を増やします。



自動ラップ式ポータブルトイレ用  
手摺り (※1)



間仕切り (※2)

※1 令和5年度に新規購入し、各区民避難所に2台（男性用、女性用）配備予定。

※2 令和5年度に追加購入し、災害対策備蓄倉庫などに既存の備蓄と合計で2,600張（区民避難所52箇所各50張）配備予定。

#### （4）備蓄物資輸送・倉庫管理体制の強化

災害時に必要な応急物資の確保・管理とともに物資の輸送体制整備を強化していきます。令和4年度は、物流事業者等と連携し、平時の物流拠点・備蓄物資輸送・倉庫管理を実施するとともに、発災時の物流体制を構築しました。令和5年度は、災害時における輸送体制の強化に向け、物流拠点である京浜トラックターミナルや、地域内輸送拠点である大井競馬場の近隣に位置する大型の民間倉庫を借用し、支援物資が滞留しないように一時保管場所としても活用します。



#### （5）感染症対策

避難所における感染症対策のため、マスクや手指消毒液を備蓄しています。また、避難所運営のための感染症対策セットとして、非接触型温度計、フェイスシールド、ゴム手袋等の受付用品、泡ハンドソープ、ペーパータオル等のトイレ用衛生用品、除菌スプレー、雑巾などの除菌清掃用品を備蓄しています。

#### （6）備蓄物品の現況（学校備蓄分含む区全体）

令和4年度に更新された東京都の新たな被害想定では、区内の避難所生活者は最大で

約 9 万人とされています。都と区の役割分担により、区は 1 日分（27 万食）を備蓄する必要があります。区では、乳幼児や高齢者に配慮した食糧や、在宅避難者などへの物資配布も想定し、27 万食に予備を加えた約 51 万食を備蓄しています。また、避難所生活に必要な毛布は 13 万枚、簡易トイレは約 183 万回分を確保しています。賞味期限または使用期限のある物資は、防災訓練等の啓発品や生活困窮者・子どもへの支援などに活用を行うことで廃棄ゼロを達成しています。防災備蓄の重要性を周知するとともに、区民ニーズを踏まえた備蓄物資の改善に向けて情報収集等を実施しています。

| 備蓄物品（保存期間）                      |                     | 備蓄量         |
|---------------------------------|---------------------|-------------|
| ビスケット（5 年）                      |                     | 175,500 食   |
| アルファ化米（アレルギー対応食を含む）（5 年）        |                     | 325,000 食   |
| 梅がゆ（高齢者等向け）（5 年）                |                     | 8,700 食     |
| 粉ミルク（1 年半）                      |                     | 1,392 缶     |
| アレルギー用粉ミルク（1 年半）                |                     | 116 缶       |
| ミネラルウォーター（飲料水）（5 年）             |                     | 130,500 ℓ   |
| 梅干（5 年）                         |                     | 29,000 粒    |
| 野菜ジュース（5 年）（最終備蓄量 120,000 缶）    |                     | 60,000 缶    |
| 乳幼児・高齢者用食品（5 年）（最終備蓄量 21,120 袋） |                     | 5,280 袋     |
| 毛布                              |                     | 130,000 枚   |
| 簡易トイレ（15 年）便袋タイプ                |                     | 1,829,974 回 |
| ペーパー歯磨き（8 年）（最終備蓄量 384,000 包）   |                     | 93,960 包    |
| マスク                             |                     | 356,000 枚   |
| 手指消毒液                           |                     | 3,924 本     |
| 非接触型体温計                         |                     | 200 台       |
| 間仕切り                            |                     | 1,800 張     |
| 帰宅困難者用                          | アルファ化米（5 年）         | 51,800 食    |
|                                 | ビスケット（5 年）          | 30,240 食    |
|                                 | ミネラルウォーター（飲料水）（5 年） | 36,963 ℓ    |

## （7）水の確保

### ① 飲料水

飲料水は 1 人 1 日 3ℓ、3 日分の備蓄が必要とされています。約 9 万人の避難所生活者には 81 万ℓ の備蓄が必要ですが、区は発災時に約 480 万ℓ（約 4,800 m<sup>3</sup>）を供給する体制を整えています。

発災時には①区内の 4 箇所の給水施設の利用、②各避難所の受水槽の活用、③ペットボトル飲料水の提供、④消火栓および区民避難所の応急給水栓からの供給（上水道が無事な場合に限る）などにより安全な飲料水を確保しています。また、令和 4～5 年度の 2 年間で区民へ配布する給水袋（6ℓ）を 30,000 枚を配備予定です。

## 震災対策用応急給水施設一覧

| 所 在 地  |                | 保有水量                 |
|--------|----------------|----------------------|
| 戸越公園   | 品川区豊町 2-1-30   | 1,500 m <sup>3</sup> |
| しおじ公園  | 品川区八潮 5-6      | 1,500 m <sup>3</sup> |
| 林試の森公園 | 目黒区下目黒 5-37    | 1,500 m <sup>3</sup> |
| 八潮高校   | 品川区東品川 3-27-22 | 100 m <sup>3</sup>   |
| 合 計    |                | 4,600 m <sup>3</sup> |

## ② 生活用水

区立学校などのプールや震災対策用井戸の水などを利用します。

## 震災対策用井戸

| 所 在 地   |               | 日量                   |
|---------|---------------|----------------------|
| 戸越公園    | 品川区豊町 2-1-30  | 約 170 m <sup>3</sup> |
| 荏原第一中学校 | 品川区荏原 1-24-30 | 約 260 m <sup>3</sup> |
| 西大井広場公園 | 品川区西大井 1-4-10 | 約 250 m <sup>3</sup> |
| 合 計     |               | 約 680 m <sup>3</sup> |

## ろ過機の現況 (令和4年度末現在)

| 種 別      | 保有台数 |
|----------|------|
| エンジン式ろ過機 | 14 台 |
| 手動式ろ過機   | 47 台 |
| 合 計      | 61 台 |

手動式ろ過機



※その他に給水機器 2 台有り

## (8) 電力・燃料の確保

発災時の照明、通信手段などの電力を確保するため、各区民避難所には非常用発電設備を備えており、年 2 回の点検を行っています。また、被災者の重要な情報収集手段であるスマートフォンなどを充電するため、ソーラーパネル付ポータブル蓄電池※を、区民避難所をはじめとした区有施設へ配備しています。この他、災害対策備蓄倉庫には発電機を備蓄しています。



※蓄電池 62 台 (区民避難所 52 箇所 区有施設 10 箇所)

| 種 別      | 保有台数  |
|----------|-------|
| ガソリン発電機  | 120 台 |
| ディーゼル発電機 | 20 台  |
| 合 計      | 140 台 |



＊ 令和5年度予算額 253,612千円

## 8. 駅周辺帰宅困難者対策の推進（避難体制係）

### 1. 帰宅困難者対策の整備

#### （1）駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営

災害時に発生するターミナル駅周辺の滞留者および帰宅困難者ならびに帰宅支援対象道路沿線の徒歩帰宅者を支援するため、地域の住民、事業所、各種団体および防災関係機関が対策・体制を検討するための協議会を設置し、滞留者支援ルール作成や防災訓練を実施します。区は、協議会の運営支援を行います。

＜＜訓練【大井町駅協議会】＞＞



令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレビ会議システムを併用した協議会開催を進めました。訓練としては、事前学習訓練、活動場所立ち上げ訓練、活動備品持ち出し訓練や、令和3年度に配備した防災タブレットなどの活用を主とした実動訓練などを実施し、帰宅困難者対策への理解と協議会の連携を強化しました。令和5年度は、引き続き各種訓練を実施し、協議会の運営支援と体制強化を図ります。

| 協議会名<br>(設立年月)                | 平成30年度                        | 令和元年度                                   | 令和2年度                                                  | 令和3年度                                                               | 令和4年度                                                              |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 国道15号徒歩帰宅者支援対策協議会<br>(25年12月) | 三者連絡会議防災訓練への参加、情報連携訓練、支援ルール修正 | 三者連絡会議防災訓練への参加、情報連携訓練、支援ルール修正、講演会、活動報告会 | 事前学習訓練、WEB掲示板を活用した情報伝達訓練、備品確認訓練、徒歩帰宅者支援ルール修正、連絡会、意見交換会 | 三者連絡会議防災訓練への参加、事前学習訓練、WEB掲示板（試行版）投稿訓練、備品確認訓練、徒歩帰宅者支援ルール修正、講演会、活動報告会 | 事前学習訓練、活動場所立ち上げ訓練、活動備品持ち出し訓練、情報収集訓練、徒歩帰宅者支援ルール修正、活動報告会、パネルディスカッション |

|                                           |                                          |                                                                   |                                                                                          |                                                                                                               |                                                                                                 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目黒駅周辺<br>帰宅困難者<br>対策協議会<br>(25年5月)        | 実動訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正                  | 実動訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正、<br>講演会、活動<br>報告会                         | 事前学習訓<br>練、WEB掲<br>示板を活用<br>した情報伝<br>達訓練、備品<br>確認訓練、滞<br>留者支援ル<br>ール修正、連<br>絡会、意見交<br>換会 | 事前学習訓<br>練、活動初動<br>期における<br>対応手順確<br>認訓練、滞留<br>者支援ル<br>ール修正、講演<br>会、活動報告<br>会                                 | 事前学習訓<br>練、タブレッ<br>トなどの活<br>用を主とし<br>た実動訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正、<br>活動報告会、<br>パネルディ<br>スカッショ<br>ン |
| 大井町駅周<br>辺帰宅困難<br>者対策協議<br>会<br>(27年4月)   | 現地確認お<br>よび情報連<br>携訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正 | 拠点立上げ<br>訓練および<br>情報連携訓<br>練、<br>滞留者支援<br>ルール修正、<br>講演会、活動<br>報告会 | 事前学習訓<br>練、WEB掲<br>示板を活用<br>した情報伝<br>達訓練、備品<br>確認訓練、滞<br>留者支援ル<br>ール修正、連<br>絡会、意見交<br>換会 | 事前学習訓<br>練、WEB掲<br>示板（試行<br>版）投稿訓<br>練、備品確認<br>訓練、拠点の<br>立ち上げ手<br>順の確認訓<br>練、滞留者支<br>援ルール修<br>正、講演会、<br>活動報告会 | 事前学習訓<br>練、タブレッ<br>トなどの活<br>用を主とし<br>た実動訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正、<br>活動報告会、<br>パネルディ<br>スカッショ<br>ン |
| 大崎駅周辺<br>地域都市再<br>生緊急整備<br>協議会<br>(29年3月) | —                                        | —                                                                 | —                                                                                        | —                                                                                                             | —                                                                                               |
| 大崎駅周辺<br>帰宅困難者<br>対策協議会<br>(30年7月)        | 設立、滞留者<br>支援ルール<br>（基本方針<br>編）作成         | 滞留者支援<br>ルール（行動<br>手順編）作<br>成、図上訓<br>練、<br>講演会、活動<br>報告会          | 事前学習訓<br>練、WEB掲<br>示板を活用<br>した情報伝<br>達訓練、備品<br>確認訓練、滞<br>留者支援ル<br>ール修正、連<br>絡会、意見交<br>換会 | 事前学習訓<br>練、活動拠点<br>立上げフェ<br>ーズを主と<br>した実動訓<br>練、滞留者支<br>援ルール修<br>正、講演会、<br>活動報告会                              | 事前学習訓<br>練、タブレッ<br>トなどの活<br>用を主とし<br>た実動訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正、<br>活動報告会、<br>パネルディ<br>スカッショ<br>ン |
| 五反田駅周<br>辺帰宅困難<br>者対策協議<br>会<br>(30年8月)   | 設立、滞留者<br>支援ルール<br>（基本方針<br>編）作成         | 滞留者支援<br>ルール（行動<br>手順編）作<br>成、図上訓<br>練、<br>講演会、活動<br>報告会          | 事前学習訓<br>練、WEB掲<br>示板を活用<br>した情報伝<br>達訓練、備品<br>確認訓練、滞<br>留者支援ル<br>ール修正、連<br>絡会、意見交<br>換会 | 事前学習訓<br>練、活動拠点<br>立上げフェ<br>ーズを主と<br>した実動訓<br>練、滞留者支<br>援ルール修<br>正、講演会、<br>活動報告会                              | 事前学習訓<br>練、タブレッ<br>トなどの活<br>用を主とし<br>た実動訓練、<br>滞留者支援<br>ルール修正、<br>活動報告会、<br>パネルディ<br>スカッショ<br>ン |

## (2) 一時滞在施設の拡充

災害発生時、観光や買い物などで区内を訪れていた、行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡充を推進します。現在、区有施設は8施設、区内都立施設は7施設を一時滞在施設に指定しています。また、災害時協力協定を締結し、区内の民間事業所などの49施設が一時滞在施設として提供されることになっており、今後も拡充を進めます。

## 2. 一時滞在施設・帰宅困難者用備蓄物資の確保

災害時、帰宅困難者が一時滞在施設に滞在する際に必要な物資を購入・管理しています。各一時滞在施設に受入れ人数に応じて3日分の食糧、飲料水、毛布、簡易トイレなどを保管しています。令和元年度からは主要駅（目黒・五反田・大崎・大井町）においてスマートフォンなどの充電ができるよう、蓄電池を駅周辺の備蓄倉庫に保管しています。また、帰宅困難者用備蓄物資を適正に配備するため、令和5年度は乳幼児向けの備蓄物資として、粉ミルクや哺乳ボトル、紙おむつの配備を進めます。また、すでに備蓄している毛布をリパック（クリーニング後、約45%の体積に圧縮して袋づめ）することで、保管スペースの拡充を図ります。



\* 令和5年度予算額 48,351千円

# 9. 災害時における情報収集および発信

## (計画係、啓発・支援係、防災設備係 防災安全・国民保護担当)

防災情報通信体制を整備し、災害に関する区の情報を迅速かつ正確に伝達します。

★根拠法令 災害対策基本法、国民保護法、品川区地域防災計画

### 1. 防災情報通信体制の整備

#### (1) 緊急時連絡通信機器（計画係）

災害時の情報伝達手段の確保のため、携帯電話（スマートフォン）およびハイブリッド型IP無線機を配備しています。なお、ハイブリッド型IP無線機は、令和4年度に区民避難所・福祉避難所・一時滞在施設などに配備しました。

- ・スマートフォン 52台（令和4年度末）
- ・ハイブリッド型IP無線機 242台（地域活動課分を含む）

#### (2) 総合防災情報（河川監視・高層カメラ等）システム（計画係）

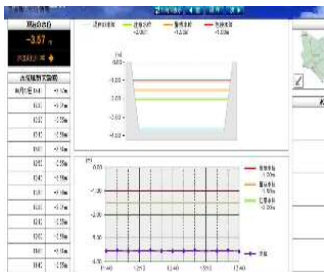
総合防災情報システムは、①河川水位・雨量の監視、②地下道の浸水監視、③高層カメラによる駅周辺の監視など、総合的に防災情報を収集するシステムです。高層カメラは、ファミリー下神明（西品川1-20-16）に2機を設置し、令和2年度には目黒駅・五反田駅周辺、令和3年度には荏原第六中学校に設置し、災害時における情報収集体制の強化を図

りました。引き続き、令和 5 年度には高倉地下道（大崎 1-3）に地下道カメラを設置する  
他、システムの利便性を高める改修を実施します。

### 情報収集用カメラ機能



### 河川監視機能



### (3) 緊急地震速報の周知（計画係）

「震度」、「到達時間」などの地震速報を区施設の利用者および職員などに早期に周知し  
避難行動を促し、地震被害の軽減を図ります。区立学校、保育園、幼稚園、地域センター、  
文化センター、図書館、シルバーセンター、児童センターなど区の主要施設に設置してい  
ます。（令和 5 年 4 月 1 日現在： 175 施設）

### (4) 被災情報管理システム（計画係）

災害発生時の区内の被害状況などを地図上や時系列の情報一覧  
に集約し、災害対策本部における情報の共有および迅速な判断を  
支援します。令和 4 年度は区内一斉防災訓練等での意見を反映し、  
システム改修を実施しました。



## 2. 全国瞬時警報システム（J アラート）（防災安全・国民保護担当）

緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を、防災行政無線等を利用して区民へ  
知らせるシステムです。令和 4 年度は、3 回の全国一斉情報伝達試験を行いました。

令和 5 年度は、4 回の全国一斉情報伝達試験を実施します。

（6 月 7 日、8 月 23 日、11 月 15 日、2 月 9 日）

### <周知する緊急情報>

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 有事情報 | 弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報 |
| 気象情報 | 各特別警報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報、東海地震予知情報、東海地震注意情報 など    |

## 3. 防災情報配信（啓発・支援係、防災設備係、計画係）

### (1) 防災情報配信管理システム

避難情報などの防災に関する情報発信を一元管理するシステムです。このシステムにより、  
複数の情報配信媒体（ホームページ、SNS、携帯電話エリアメールなど）に一括入力・  
配信が可能です。令和 2 年度に実施した防災行政無線放送との自動連携により、さらに迅速かつ正確な情報を配信します。

## (2) 防災タブレット（啓発・支援係）

防災区民組織本部長への情報伝達および区内の警察署、消防署などとの連絡手段を補完するツールです。令和2年度に、より操作性の高い機種に更新しました。

＜現在の配備先＞ 計265台

町会・自治会長など：224台

警察署・消防署：7台

防災課（災害対策本部）、庁内関係課、地域センター：41台



## (3) 防災行政無線

### ①防災行政無線設備

#### (ア) 固定系無線局（防災設備係）

・親局 1局（災害対策本部）

・子局 405局（屋外子局155局、戸別受信機250局）

#### (イ) デジタル移動通信（計画係）

・基地局 1局（災害対策本部）

・移動局 206局（半固定局94局、車載型3局、携帯局109局）

### ②品川区防災ラジオの販売（啓発・支援係）

区からの防災行政無線の緊急放送を、自動で受信・起動して聞くことのできる「品川区防災ラジオ」を令和4年度から区民向けに販売しています。

### ③防災行政無線確認ダイヤル（啓発・支援係）

防災行政無線等の情報に関する聞き逃しサービスである「防災行政無線確認ダイヤル」を防災行政無線の補完手段として活用を促進します。

＊ 令和5年度予算額 104,473千円

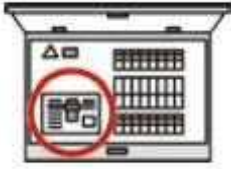
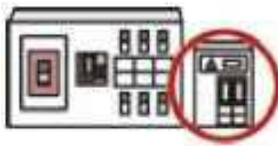
## 10. 初期消火体制強化・通電火災の抑制（防災設備係）

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

### 1. 感震ブレーカー補助

震災時の通電火災（電気に起因する火災）を抑制するため、平成28年度より木造住宅を対象に感震ブレーカー（分電盤タイプ）設置費用の一部を補助してきました。令和元年度より、感震ブレーカーのさらなる普及促進を図るため、既存の分電盤タイプの補助制度に加え、簡易タイプ（アース付コンセント接続型）を補助対象とし、「高齢者・障害者等世帯」に対する補助率を高めました。

## (1) 感震ブレーカーのタイプ（補助対象）

| 種類 | 分電盤タイプ                                                                            |                                                                                   | 簡易タイプ                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 内蔵型                                                                               | 後付型                                                                               | アース付コンセント接続型                                                                        |
|    |  |  |  |
| 特徴 | 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断                                               | 分電盤に感震機能を外付けするタイプ。センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断                                      | アース付コンセントへ設置し、揺れを感知すると分電盤タイプと同じ仕組みでブレーカーを切って電気を遮断                                   |

※簡易タイプ（おもり玉・バネ式）は、防災用品のあっせんとして取り扱っています。

## (2) 補助内容

### 【既設木造住宅】

| 対象世帯     | 対象機器   | 補助内容                | 件数   |
|----------|--------|---------------------|------|
| 一般       | 分電盤タイプ | 総費用の 2/3 （上限 5 万円）  | 50 件 |
|          | 簡易タイプ  | 総費用の 2/3 （上限 2 万円）  | 15 件 |
| 高齢者・障害者等 | 分電盤タイプ | 総費用の 5/6 （上限 8 万円）  | 80 件 |
|          | 簡易タイプ  | 総費用の 10/10（上限 3 万円） | 15 件 |

### 【新築木造住宅】

分電盤タイプの設置費用を、一律 1 万円で補助（3 件）

## (3) 補助対象地域（不燃化推進特定整備地区）

- ①西品川一・二・三丁目地区
- ②戸越二・四・五・六丁目地区
- ③東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区および西中延三丁目地区
- ④旗の台四丁目、中延五丁目地区
- ⑤豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区
- ⑥大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
- ⑦大井二丁目地区



※令和 5 年度に東京都と連携して、不燃化推進特定整備地区および木密地域へコンセントに差し込むタイプの感震ブレーカーを無償配布する予定です。

### (3) 補助実績

#### 既設木造住宅の補助実績

| 区分                | 平成 30 年度     | 令和元年度       | 令和 2 年度     | 令和 3 年度     | 令和 4 年度     |
|-------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一般（分電盤）           | 77 件 (200 件) | 27 件 (50 件) | 24 件 (50 件) | 44 件 (50 件) | 17 件 (50 件) |
| 一般（簡易）            |              | 5 件 (100 件) | 5 件 (100 件) | 11 件 (50 件) | 3 件 (20 件)  |
| 高齢者・障害者等<br>（分電盤） |              | 87 件 (80 件) | 49 件 (80 件) | 45 件 (80 件) | 29 件 (80 件) |
| 高齢者・障害者等<br>（簡易）  |              | 2 件 (120 件) | 2 件 (120 件) | 3 件 (60 件)  | 0 件 (20 件)  |
| 補助合計              | 77 件         | 118 件       | 80 件        | 103 件       | 49 件        |

※（ ）内数字は予算件数

#### 新築木造住宅の補助実績

| 区分           | 平成 30 年度   | 令和元年度      | 令和 2 年度   | 令和 3 年度   | 令和 4 年度   |
|--------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 分電盤タイプ<br>のみ | 0 件 (10 件) | 0 件 (10 件) | 0 件 (3 件) | 0 件 (3 件) | 0 件 (3 件) |

※（ ）内数字は予算件数

\* 令和 5 年度予算額 11,400 千円

## 2. 初期消火体制の強化

木造住宅密集地域における延焼火災による被害の拡大をくい止めるため、初期消火体制の強化を図ります。



### (1) 防火水利の整備

#### ①防火水槽

学校・公園などの区有施設やマンションなどの民有地に防火水槽が設置されています。開発事業主に対して、40 立方メートル以上の防火水槽の設置を指導しています。

#### ②小型貯水槽（区設置・管理 5 m<sup>3</sup> 143 基）

区立公園や民有地に設置した、5 立方メートルの震災対策用貯水槽を維持管理し、小型防災ポンプなどの水利として使用します。

### (2) 街頭消火器の増設（防災設備係）

火災危険度の高い木造住宅密集地域の火災対応強化のため、街頭消火器の取替・点検を行っています。

令和 2～4 年度に、西大井二丁目、西大井三丁目、大井七丁目、西中延三丁目の 4 つの地域を対象に 100 本増設しました。



### 設置本数などの推移

(令和4年度末)

| 区 分             | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 設置本数            | 6,250  | 6,344 | 6,366 | 6,457 | 6,570 |
| (木造住宅<br>密集地域内) | (316)  | (370) | (390) | (410) | (470) |

### 取替・点検の実績

(令和4年度末)

| 区 分     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 取替[老朽分] | 498    | 913   | 727   | 767   | 815   |
| 機能点検委託  | 818    | 823   | 693   | 855   | 554   |

## (3) 家庭用消火器のあっせん

区民による初期消火活動を徹底するため、「家庭用消火器購入助成要綱」および「家庭用消火器薬剤詰替斡旋事業実施要綱」に基づき、家庭用消火器設置の充実を図ります。

### あっせん実績

| 区 分      | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 購入助成     | 576    | 481   | 452   | 530   | 486   |
| 詰め替えあっせん | 13     | 8     | 7     | 12    | 10    |

### 火災使用充填実績

| 区 分    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 火災使用充填 | 3      | 7     | 5     | 13    | 11    |

## (4) 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ更新

発災時には区民避難所となり地域の防災拠点でもある小学校、中学校および義務教育学校に消火ポンプの配備を行い、教職員や地域の住民による消火能力の向上を図ります。平成28年度に、区内46校すべての配備が完了しました。今後は、配備されたポンプの保守と、10年程度経過した消火ポンプについて、順次入れ替えを行っていきます。

なお、配備した学校の児童・生徒が総合防災訓練などに参加し、放水訓練を行っています。



\* 令和5年度予算額 28,334千円

# 1 1. 国民保護（防災安全・国民保護担当）

区は、住民の生命、身体および財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務があります。このため、必要に応じ、国民保護協議会を開催し、国民保護計画を変更するとともに、国民保護に関する訓練を実施します。

## 1. 国民保護協議会

### （1）設置と委員構成

国民保護法第 40 条に基づき、区内における国民の保護のための措置に関して広く区民の意見を求め施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を設置します。

区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など 60 人の委員で構成されています。

### （2）所掌事務

- ① 区長の諮問に応じて区内における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること
- ② 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べる  
こと



## 2. 国民保護計画

国民保護法第 35 条に基づき作成した国民保護計画は、区内に発生する武力攻撃事態などにおいて、区民の生命、身体および財産を守るために、事態対処と体制づくり、各機関との連携、救援、情報収集などを定めるものです。



## 弾道ミサイル落下時の行動

## 3. 国民保護に関する啓発

弾道ミサイル落下時の行動などについては総務省消防庁および東京都より「弾道ミサイル落下時の行動に係る住民への広報の充実等について」に基づき、住民への幅広い広報の実施を求められています。そのため、各総合防災訓練において、弾道ミサイル落下時の行動やJアラートなどの伝達手段などについて周知します。



## 12. 実際に起こった災害への対応

### (計画係、防災安全・国民保護担当)

#### 1. 災害対策本部などの対応状況（計画係）

##### 令和4年度 災害対策本部などの対応状況

| 発生日   | 内 容   | 配備人員 | 被 害 | 備 考     |
|-------|-------|------|-----|---------|
| 7月12日 | 大雨・洪水 | 8名   | -   | 大雨・洪水警報 |
| 7月15日 | 大雨    | 21名  | -   | 大雨警報    |
| 8月13日 | 大雨    | 29名  |     | 大雨警報    |
| 9月18日 | 大雨・洪水 | 20名  |     | 大雨・洪水警報 |
| 9月19日 | 大雨    | 18名  |     | 大雨警報    |
| 9月23日 | 大雨    | 32名  |     | 大雨警報    |
| 9月24日 | 洪水    | 19名  |     | 洪水警報    |
| 計     | 7回    | 147名 |     |         |

#### 2. 弔慰金・見舞金の支給（防災安全・国民保護担当）

災害救助法の適用にならない小規模な火災、水害などにより、被災した区内の世帯または事業所に対して「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」に基づき、被害に応じて見舞金と見舞品を支給します。また、死亡者がある時はその遺族に対し弔慰金を支給します。

また、令和5年度より、区民が災害により自宅に居住することができず、身寄りがない場合で、宿泊施設に宿泊するときは、宿泊に要する費用を1泊当たり1万円を上限として2泊分（土日祝日をはさむ場合はその分も）まで支給します。

##### 執行実績

| 区 分       |        | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度   | 令和3年度     | 令和4年度   |
|-----------|--------|----------|----------|---------|-----------|---------|
| 火災<br>(件) | 単身世帯   | 11       | 8        | 5       | 13        | 8       |
|           | 単身世帯以外 | 5        | 7        | 3       | 15        | 5       |
|           | 合計     | 16 (22人) | 15 (27人) | 8(11人)  | 28(48人)   | 13(24人) |
|           | 弔慰金(人) | 2人       | 2人       | 2人      | 6人        | 2人      |
| 水害<br>(件) | 床上     | 単身世帯     | 0        | 0       | 0         | 0       |
|           |        | 普通世帯     | 0        | 0       | 0         | 0       |
|           |        | 事務所      | 2        | 2       | 0         | 0       |
|           | 床下浸水   |          | 2        | 3       | 0         | 0       |
|           | 半壊     |          | 0        | 4       | 0         | 0       |
|           | 合計     |          | 4        | 9       | 0         | 0       |
| 決算金額(円)   |        | 580,000  | 760,000  | 290,000 | 1,060,000 | 470,000 |

\*令和5年度予算額 2,757千円

## 13. 災害復旧特別会計（計画係）

災害発生直後に区民の生命・財産を守るため、迅速な災害救助・復旧体制を確立するにあたり、災害復旧基金繰入金を財源とする「品川区災害復旧特別会計」を設置し、財政的な備えを確保しています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区地域防災計画

＊ 令和5年度予算額 1,500,000千円

品川区交通安全功労者表彰式（土木管理課）



旗六公園（公園課）



天王洲運河水辺広場（河川下水道課）



第38回品川区防災フェア（防災課）



品川区防災まちづくり部  
令和5年5月発行

東京都品川区広町2-1-36  
電話03(3777)1111(代)



しながわ防災キャラクター  
ジージョくん